

西東京市地域防災計画
—資料編—
(案)

令和3年修正

西東京市防災会議

目次

総則・災害予防計画に関する資料	1
1 市の地盤分類図.....	3
2 都市公園一覧.....	4
3 山林・保全樹林.....	5
4 生産緑地地区指定状況.....	5
5 道路の整備状況.....	5
6 都市計画道路の整備状況.....	6
7 主要な市道.....	6
8 主要橋梁一覧.....	7
9 防火地域・準防火地域の指定状況.....	7
10 西東京市浸水ハザードマップ（令和元年12月発行）.....	8
11 土砂災害警戒区域等.....	9
12 給水拠点となる施設一覧.....	9
13 下水道管渠施設.....	9
14 下水道施設（汚水ポンプ場）一覧.....	9
15 都市ガス導管延長・ガスメーター個数.....	9
16 階数別高層建築物数.....	10
17 市指定文化財.....	10
18 消防署の現況.....	11
19 消防団の現況.....	12
20 消防水利の現況.....	12
災害応急対策計画に関する資料	13
21 西東京市災害対策本部条例.....	15
22 西東京市防災センター条例.....	16
23 西東京市防災会議条例.....	17
24 西東京市夜間、休日等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要綱.....	19
25 西東京市防災行政用無線局管理運用規程.....	24
26 放送要請協定機関.....	36
27 市における医薬品・医療資器材の備蓄状況.....	37
28 指定緊急避難場所・指定避難所一覧.....	38
29 要配慮者利用施設一覧.....	42
30 石油等危険物施設の現況.....	51
31 大震災時における交通規制図.....	51

32	市各部の車両保有数一覧	52
33	緊急通行車両の確認	52
34	応急給水活動の概要	53
35	市の施設に設置された受水槽	54
36	災害対策用受水槽協定一覧	55
37	応急給水資器材配置・使用場所一覧	55
38	運搬給水機材関係	57
39	震災用井戸一覧	58
40	防災備蓄倉庫の現況	64
41	し尿処理体制	66
42	被害状況等報告基準	67
43	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	70
	災害復旧・復興計画に関する資料	75
44	市による災害弔慰金等の支給	77
45	激甚災害指定基準	78
46	局地激甚災害指定基準	81
	協定に関する資料	83
47	公共機関等の協定一覧	85
	震災時等の相互応援に関する協定（東京都26市3町1村）	91
	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）	93
	災害時における相互応援に関する協定（山梨県北杜市）	99
	災害時における相互応援に関する協定（千葉県勝浦市）	102
	災害時における相互応援に関する協定（福島県南会津郡下郷町）	104
	災害時における相互応援に関する協定（茨城県行方市）	106
	災害時における相互応援に関する協定（練馬区）	108
	災害時における相互応援に関する協定（新座市）	111
	西東京市災害時における相互応援に関する協定（郵便事業株式会社西東京郵便局）	114
	災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）	116
	災害時における災害情報等の放送に関する協定（株式会社エフエム西東京）	118
	災害時における災害情報の放送等に関する協定（株式会社ジェイコム関東西東京局）	120
	災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	122
	非常通信の運用に関する協定（東京消防庁西東京消防署）	124
	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	126
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）	128

緊急速報発信ツールの活用に関する協定（東京ガス株式会社）	131
災害時における応急対策業務に関する協定（西東京市建災防協会）	133
災害時における応急対策業務に関する協定（西東京市造園工事業協力会）	135
災害時における応急対策活動に関する協定（東京土建一般労働組合西東京支部）	138
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）	141
多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合）	143
災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（西東京市清掃事業協同組合）	150
災害時における隊友会の協力に関する協定（東京都隊友会西東京支部）	153
災害時における防衛協会の協力に関する協定（西東京市防衛協会）	155
災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定（一般社団法人東京都自動車整備振興会西東清支部）	157
災害時における住家被害認定調査等に関する協定（公益社団法人東京都不動産鑑定士協会）	160
災害時における応急対策活動に関する協定（首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京西地区、西東京東地区）	163
指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目（東京都水道局）	166
消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書（東京都水道局）	169
災害時における応急給水に関する協定（西東京市水友会）	173
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都水道局）	175
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都立保谷高等学校）	180
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（学校法人日本文華学園）	186
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都立田無工業高等学校）	192
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都立田無高等学校）	198
災害時における受水槽の使用に関する協定（東京みらい農業協同組合）	204
災害時における受水槽の使用に関する協定（株式会社インテージ）	206
災害時における受水槽の使用に関する協定（学校法人日本文華学園）	208
災害時における受水槽の使用に関する協定（郵便事業株式会社西東京郵便局）	210
災害時における受水槽の使用に関する協定（住友重機械工業株式会社田無製造所）	212
災害時における受水槽の使用に関する協定（シチズン時計株式会社東京事業所）	214
災害時における飲用水調達に関する協力協定（西東京市小売酒販組合）	216
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定（株式会社八洋）	218
災害時における米穀調達に関する協力協定（西東京市米穀小売商組合）	220
災害時における麺類等の供給に関する協定（保谷麺業会）	222
災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定（東京みらい農業協同組合）	224
災害時における生活必需品の優先供給に関する協定（株式会社アスタ西東京）	227
災害時における生活必需品の供給に関する協定（株式会社西友リヴィン田無店）	229
災害時における応急物資の供給に関する協定（株式会社イトーヨーカ堂）	231

災害時における畳の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	233
災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社アクティオ）	235
災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（日立建機日本株式会社）	238
災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社源産業）	241
災害時における福祉用具等の供給協力（一般社団法人日本福祉用具供給協会）	244
災害時における応急食料の供給協力に関する協定（山崎製パン株式会社）	247
災害時における応急救護活動に関する協定（公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部）	250
災害時の医療救護活動についての協定（一般社団法人西東京市医師会）	252
災害時の歯科医療救護活動についての協定（公益社団法人西東京市歯科医師会）	255
災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定（一般社団法人西東京市薬剤師会）	258
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社）	261
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社ズケン）	263
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社メディセオ）	265
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（酒井薬品株式会社）	267
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品株式会社）	269
災害時の市と獣医師会との協力に関する協定（公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会）	271
西東京市災害薬事コーディネーターに関する協定（一般社団法人西東京市薬剤師会）	273
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（一般社団法人東京都LPガス協会北多摩北部支部たもつ会）	276
災害時における燃料等の供給に関する協定（株式会社泰正社）	278
災害時における燃料等の供給に関する協定（有限会社並木商事坂上給油所）	280
災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定（東京ガス株式会社NGV事業部）	282
災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定（株式会社ニチネン）	284
災害時における緊急輸送業務に関する協定（社団法人東京都トラック協会多摩支部）	287
災害時における応急対策活動の協力に関する協定（三幸自動車株式会社）	290
災害時における応急対策活動の協力に関する協定（西武ハイヤー株式会社ひばりヶ丘営業所）	294
災害時における応急対策活動の協力に関する協定（田無交通株式会社）	298
災害時における応急対策活動の協力に関する協定（大和交通保谷株式会社）	302
災害時における応急対策活動の協力に関する協定（東都自動車交通株式会社）	306
災害時等における物資運送等に関する協定（ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店）	310
避難所施設利用に関する協定（東京都立保谷高等学校）	313
避難所施設利用に関する協定（東京都立田無高等学校）	315
避難所施設利用に関する協定（東京都立田無工業高等学校）	317
避難所施設利用に関する協定（学校法人武蔵野女子学院）	319
避難所施設利用に関する協定（学校法人日本文華学園）	321
福祉避難所施設利用に関する協定（東京都立田無特別支援学校）	323
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人緑秀会特別養護老人ホーム	

グリーンロード)	326
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人鶴寿会特別養護老人ホームクレイン)	329
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人千曲会特別養護老人ホーム健光園)	332
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人東京聖新会特別養護老人ホームフローラ田無)	335
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人都心会特別養護老人ホーム保谷苑)	338
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人東京老人ホーム特別養護老人ホームめぐみ園)	341
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人至誠学舎東京特別養護老人ホームサンメール尚和)	344
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人至誠学舎東京特別養護老人ホーム緑寿園)	347
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人東京聖新会 介護老人保健施設ハートフル田無)	350
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (医療法人沖縄徳洲会 介護老人保健施設武蔵野徳洲苑)	353
災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会)	356
災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園)	359
避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書 (東京都建設局)	362
都立小金井公園における連携協力に関する確認書 (公益財団法人東京都公園協会)	364
災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定 (東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区)	366
災害時における手話通訳業務に関する協定 (西東京市登録手話通訳者の会)	369
災害時における語学ボランティア活動に関する協定 (特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター)	371
災害時におけるボランティア活動に関する協定 (社会福祉法人西東京市社会福祉協議会)	373
災害時における施設等の提供協力に関する協定 (株式会社ルネサンス)	377
地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定 (西武鉄道株式会社)	380
大規模災害時における施設等の提供に関する協定 (警視庁田無警察署)	382
災害時における葬祭用品等の供給に関する協定 (東京多摩葬祭業協同組合)	384
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定 (公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部)	386
災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株式会社ゼンリン)	388

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン）	391
災害時における入浴支援に関する協定（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合西東京市公衆浴場会）	393
災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定（公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会及び森久保薬品株式会社）	395
災害時における遺体保全剤の供給に関する協定（株式会社ビー・ハウス）	397
災害時における給電車両貸与に関する協定（トヨタモビリティ東京株式会社）	400

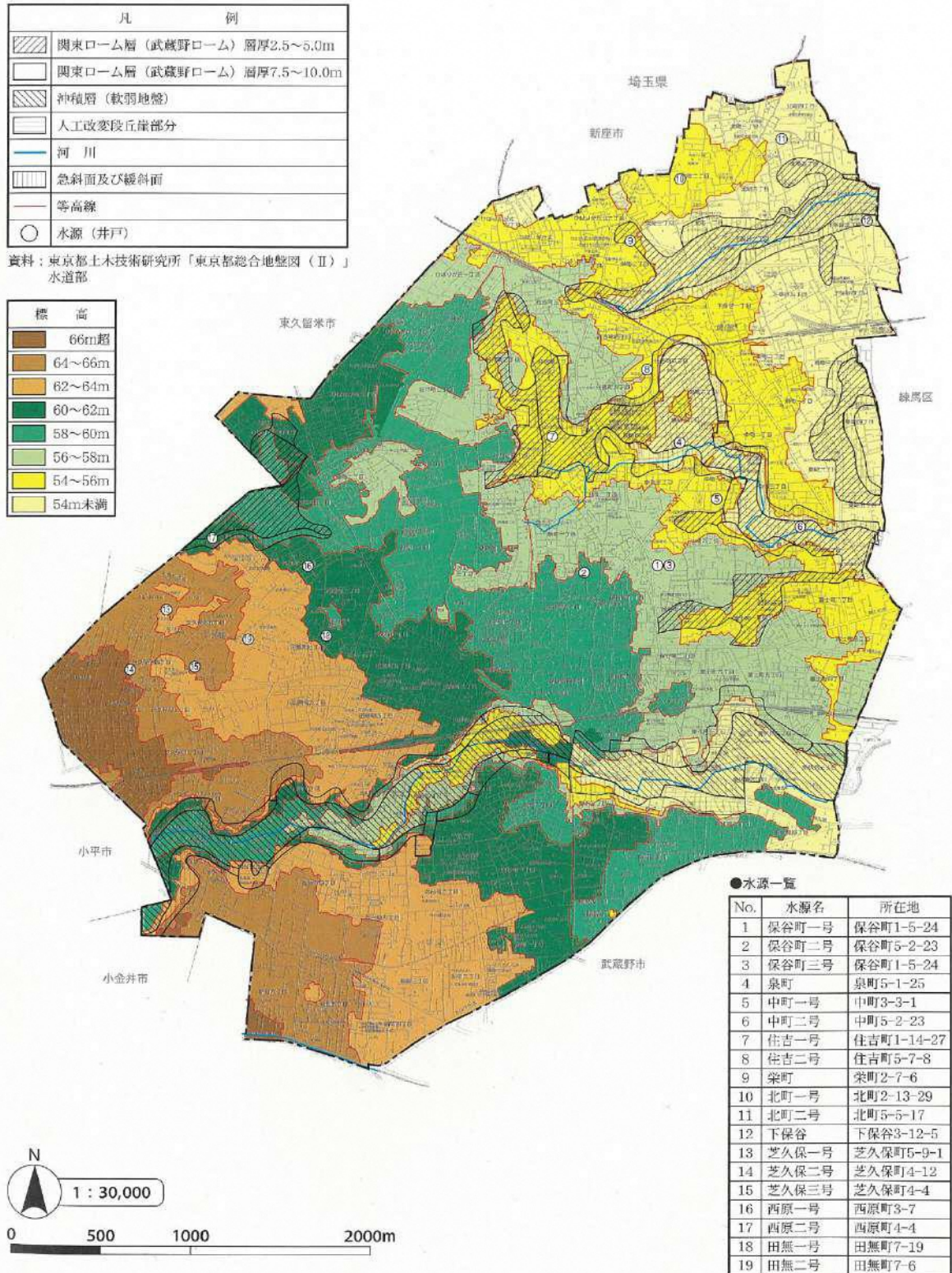
様式集.....403

様式 1 職員動員集計票	405
様式 2 自衛隊の災害派遣に関する都知事への要請書	406
様式 3 罹災証明申請書	408
様式 4 罹災証明書	409
様式 5 公共土木施設被害・下水道施設被害・上水道施設被害状況	410
様式 6 教育施設被害状況	410
様式 7 市有財産被害	411
様式 8 商工業被害状況	412
様式 9 農業被害状況	413
様式 10 農産物被害状況	413
様式 11 被災者台帳	414
様式 12 災害応急対策実施報告	415
様式 13 災害救助法による様式	416
様式 14 避難者名簿（カード）	419
様式 15 避難所設置及び収容状況	420
様式 16 避難所収容台帳	420
様式 17 職員避難所勤務状況	421
様式 18 避難所日誌	422
様式 19 生活物資等管理簿（カード）	423
様式 20 生活物資等受領簿	423
様式 21 援助物資等給与状況	424
様式 22 防災医療の概要	425
様式 23 救護班診療記録	426
様式 24 救護班医薬品衛生材料使用簿	426
様式 25 救護班の編制及び活動記録	427
様式 26 医薬品衛生材料受払簿	427
様式 27 病院診療所医療実施状況	428
様式 28 助産台帳	428
様式 29 炊き出し給食簿	429

様式 30	車両調達に関する記録簿.....	430
様式 31	燃料及び消耗品受払簿.....	431
様式 32	修繕費支払簿.....	432
様式 33	緊急通行車両等事前届出関連様式.....	432
様式 34	緊急通行車両等確認関連様式.....	433
様式 35	災害対策基本法施行規則第 3 条に基づく標章.....	434
様式 36	埋火葬関連.....	435
様式 37	救助の実施記録.....	436
様式 38	遺体の捜索状況記録簿.....	437
様式 39	救助の実施記録.....	438
様式 40	埋葬台帳.....	440
様式 41	遺体処理台帳.....	440
様式 42	遺体送付票等.....	441
様式 43	遺骨処理票・遺留品処理票.....	442
様式 44	義援金品受領書.....	443
様式 45	応急仮設住宅入居者台帳.....	444
様式 46	住宅応急修理記録簿.....	444
様式 47	公用負担.....	445
様式 48	水防実施状況報告書（1）.....	446
様式 48	水防実施状況報告書（2）.....	447
様式 48	水防実施状況報告書（3）.....	448
様式 49	火災・災害等即報要領関係.....	449
広 報 文 集	455

総則・災害予防計画に関する資料

1 市の地盤分類図



出典：「西東京市地域生活環境指標」（平成23年度版）

2 都市公園一覽

(令和2年3月現在)

番号	名 称	面積 (㎡)	位 置	供用開始	備 考
1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H7.12.12	水道
2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H7.4.1	
3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H4.7.15	水道
4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H7.12.1	水道
5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H3.5.25	水道
6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H8.8.1	
7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H8.8.1	水道
8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S56.4.1	水道
9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H4.4.1	水道
10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H6.11.1	
11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S59.4.1	水道・トイレ
12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S56.4.1	水道
13	泉町第三公園	450.59	泉町6-467-6	H8.8.1	
14	住吉第四公園	333.06	住吉町1-1582-4	H8.8.1	水道
15	住吉町上宿公園	899.06	住吉町1-1632-10外	S56.4.1	水道
16	住吉町第三公園	470.85	住吉町4-2464-1外	H8.8.1	水道
17	たけのこ公園	565.64	栄町1-506-5外	H8.8.1	
18	中島公園	564.04	栄町1-631-11外	H2.12.1	水道
19	ひばりが丘北わんぱく公園	4,040.51	ひばりが丘北2-1388-1外	S55.2.1	水道・トイレ
20	北町第四公園	348.42	北町1-1315-12外	H8.8.1	水道
21	北町坊が谷戸公園	673.09	北町2-1280-8外	S58.4.1	水道
22	青嵐台公園	957.08	北町2-1286-54	S63.4.1	水道
23	下保谷第一公園	316.20	下保谷1-739-3	H8.8.1	水道
24	白子南公園	305.56	下保谷3-946-6	H4.4.1	水道
25	なえぎ山公園	373.30	中町6-1911-7	H8.12.1	水道
26	けやき台公園	417.44	芝久保町2-1537-3外	S52.4.5	水道
27	美向台公園	412.00	向台町1-705-36	S52.4.5	水道
28	北原第一公園	717.68	北原町1-2742-4	S52.4.5	水道
29	上向台公園	193.08	向台町6-1125-11	S53.4.1	水道
30	西原自然公園	20,013.93	西原町4-2364-19外	S54.6.15	水道・トイレ
31	向台第二公園	917.32	向台町1-719-28外	S54.12.24	水道
32	芝久保第一公園	1,302.58	芝久保町4-2124-43	S55.4.19	水道
33	向台公園	7,080.68	向台町2-819-1外	S56.4.3	水道・トイレ
34	田無市民公園	17,931.71	向台町5-1059-6外	S59.3.31	水道・トイレ
35	谷戸イチョウ公園	4,137.25	谷戸町2-3020-2の一部	S62.5.12	水道・トイレ
36	谷戸せせらぎ公園	7,810.96	谷戸町1-2893-6外	H13.4.21	水道・トイレ・井戸
37	上保谷新田公園	965.00	新町6-780	H16.7.15	水道
38	谷戸二丁目第2公園	1,040.03	谷戸町2-2938-11	H16.12.15	水道
39	西東京いこいの森公園	44,182.65	緑町1-2515-3外	H17.4.29	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ
40	芝久保一丁目さくらの丘公園	557.64	芝久保町1-1427-169外	H17.6.15	水道
41	谷戸セントラルパーク	1,122.35	谷戸町2-2938-268	H19.1.15	水道
42	下野谷遺跡公園	3,172.50	東伏見6-272-47外	H19.4.15	水道・トイレ
43	おおぞら公園	5,685.00	新町3-480-2外	H20.10.10	水道・防災トイレ・防災ベンチ
44	北宮ノ脇公園	1,936.43	北町5-1067-4	H22.3.15	水道・防災トイレ・防災ベンチ
45	芝久保三丁目ふれあい公園	2,602.71	芝久保町3-2103-1外	H22.4.1	水道・防災トイレ・防災ベンチ
46	ひばりが丘三丁目けやき公園	1,221.95	ひばりが丘3-1616-11	H23.3.1	
47	下保谷森林公園	4,462.66	下保谷3-915-1	H24.3.20	水道・トイレ

番号	名 称	面積 (㎡)	位 置	供用開始	備 考
48	ひばりが丘西けやき公園	1,050.52	ひばりが丘3-1616-18	H25.12.12	
49	田無一丁目カエデの樹公園	504.61	田無町1-254-15	H26.10.30	水道
50	ひばりが丘さくらの道公園	2600.47	ひばりが丘3-1616-45外	H29.2.15	水道
51	下保谷五丁目第1公園	789.39	下保谷5-382-3外	R1.5.23	水道
52	泉小わくわく公園	5157.03	泉町3-1730-5	R2.4.1	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ
合 計 (52公園)		173,001.35	-		

※備考は、設置されている防災関連設備

3 山林・保全樹林

(令和2年3月現在)

名 称	所 在 地	面積 (㎡)	備考
保 全 山 林	緑町 2-1	1,064	私有地
	西原町 4-10	662	私有地
保 全 樹 林 (1,000㎡以上)	西原町 4-3	3,500	私有地
	芝久保町 5-2	2,775	私有地
	田無町 3-7	1,530	私有地
	芝久保町 5-2	1,200	私有地
	新町 2-7	1,725	私有地
	下保谷 3-19	1,800	私有地

4 生産緑地地区指定状況

(令和2年3月現在)

都市計画の種類	地区数	面積 (ha)
西東京都市計画生産緑地地区	288	112.0

5 道路の整備状況

(平成31年4月現在) (単位：m)

道路総延長	規格改良済延長	5.5m未満	5.5m以上	13.0m以上	19.5m以上
274,753	198,049	148,721	45,998	2,348	982
	未改良延長	3.5m未満	3.5m以上	5.5m以上	
	76,704	49,607	24,918	2,179	

6 都市計画道路の整備状況

(令和2年3月現在)

都市計画の種類	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	整備率 (%)
西東京都市計画道路	51.19	22.71	44.4

7 主要な市道

(令和2年3月現在)

号 線	名称(通称)	主要な経由地	主な幅員 (m)
市道120号線	—	田無町二丁目～五丁目地内	16
市道220号線	市役所通り	南町四丁目～五丁目、向台町四丁目、五丁目地内	10
市道214号線	西原自然公園通り	西原町三丁目、五丁目地内	12
市道104号線	—	谷戸町三丁目地内	16
市道1462号線	—	谷戸町二丁目地内	10
市道119号線	—	田無町二丁目～向台町一丁目地内	16
市道222号線	向南中央通り	南町六丁目地内	10
市道2259号線	なかよし通り	西原町四丁目地内	10
市道115号線	—	柳沢一丁目、六丁目地内	16
市道105号線	かえで通り	東町一丁目、東町三丁目～六丁目地内	16
市道112号線	かえで通り	中町四丁目、富士町二丁目～四丁目地内	16
市道113号線	早大グランド通り	東伏見二丁目、六丁目地内	16
市道101号線	福泉寺通り	下保谷三丁目、北町五丁目地内	16
市道102号線	—	下保谷四丁目地内	16
市道1685号線	—	ひばりが丘二丁目～三丁目地内	16
市道1686号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12
市道1687号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12
市道1688号線	—	ひばりが丘三丁目地内	12

8 主要橋梁一覧

(令和2年3月現在)

番号	河川名	橋 梁 名	路 線 名	所在地 (右岸)	架設 年度	橋 長 (m)	備 考
1	石神井川	溜淵橋	市道 2001 号線	東伏見 3-230 地先	S 48	9.00	練馬区管理橋
2	〃	下野谷橋	市道 113 号線	東伏見 3-266 地先	H 25	15.60	市管理橋
3	〃	弥生橋	—	東伏見 2-288 地先	H 11	14.00	〃
4	〃	坂下橋	市道 114 号線	東伏見 6-317 地先	S 46	6.83	〃
5	〃	柳沢橋	市道 2110 号線	柳沢 1-344 地先	S 58	13.68	〃
6	〃	上柳沢橋	市道 2151 号線	柳沢 2-49 地先	S 48	6.87	〃
7	〃	境 橋	市道 117 号線	南町 1-224 地先	S 49	6.37	〃
8	〃	蓮華橋	市道 2099 号線	南町 1-123 地先	S 54	6.70	〃
9	〃	堇 橋	市道 2097 号線	南町 1-113 地先	H 3	12.61	〃
10	〃	文化橋	市道 218 号線	南町 3-647 地先	S 48	6.26	〃
11	〃	文化大橋	市道 119 号線	南町 3-647 地先	S 62	13.89	〃
12	〃	睦 橋	市道 2222 号線	南町 3-655 地先	S 50	7.19	〃
13	〃	富士見橋	主地 12 号線	南町 4-542 地先	S 51	7.04	都管理橋
14	〃	すすき橋	市道 2342 号線	南町 4-881 地先	S 54	8.55	市管理橋
15	〃	柏 橋	市道 2344 号線	南町 4-882 地先	S 54	7.85	〃
16	〃	向台橋	市道 2378 号線	南町 4-895 地先	S 46	8.33	〃
17	〃	けやき橋	市道 121 号線	向台町 3-908 地先	S 49	7.44	〃
18	〃	樺 橋	市道 2395 号線	向台町 4-1298 地先	S 54	7.08	〃
19	〃	五月橋	市道 2402 号線	向台町 4-1322 地先	S 49	6.01	〃
20	〃	くぬぎ橋	市道 220 号線	向台町 5-1214 地先	S 50	7.32	〃
21	〃	庚申橋	市道 123 号線	向台町 6-1188 地先	S 52	4.90	〃
22	〃	ともえ橋	市道 2302 号線	向台町 6-1170 地先	S 51	5.15	〃

9 防火地域・準防火地域の指定状況

(令和2年3月現在)

都市計画の種類	用途地域指定面積 (A)	防火地域 (B)	割 合 (B/A)	準防火地域 (C)	割 合 (C/A)
西東京都市計画 防火地域及び準防火地域	1,585.0ha	32.4ha	2.0%	986.7ha	62.3%

11 土砂災害警戒区域等

(令和元年12月現在)

名称	箇所数	町名等
土砂災害特別警戒区域	1	東伏見二、六丁目の各一部区域を含む
	1	東伏見三丁目の一部区域
土砂災害警戒区域	1	向台町五丁目の一部区域
	3	東伏見二・三・六丁目の各一部区域を含む

12 給水拠点となる施設一覧

(令和3年4月現在)

施設名	所在地	確保水量 (m^3)	応急給水栓 (基)	エンジンポンプ (台)
芝久保給水所	芝久保町 5-9-1	6,030	8	2
保谷町給水所	保谷町 1-5-24	2,910	7	2
西東京栄町配水所	栄町 2-7-6	1,000	8	4

出典：東京都水道局

13 下水道管渠施設

(平成30年3月現在)

区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)
雨水	9,113.23	96
汚水	389,856.65	1,584.81

14 下水道施設（汚水ポンプ場）一覧

(平成30年3月現在)

施設名	場所	現有能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	発電設備
東伏見ポンプ場	東伏見2-16	5,760	無

15 都市ガス導管延長・ガスメーター一個数

(令和2年3月現在)

総延長	導管 (m)		メーター一個数 (個)
	本管	支管	
432,550	178,348	254,202	98,843

出典：東京ガス㈱

16 階数別高層建築物数

(令和2年10月現在)

	合計	15階	17階	18階	19階	20階	33階
高層建築物棟数	8	2	1	1	2	1	1

(階数15以上。令和2年10月末までの建築基準法に基づく建築確認申請等による。)

17 市指定文化財

(平成31年2月現在)

指定番号	名称	指定年月日	所在地
1	石幢六角地藏尊	昭和40年8月30日	西原町2-5-43
2	田無ばやし	昭和40年8月30日	田無町3-7-4 (田無神社・伝承地)
3	延慶の板碑	昭和40年8月30日	西原町4-5-6(郷土資料室)
4	稗倉	昭和42年2月25日	田無町2-12-7
5	下田家文書(公用分例略記)	昭和42年2月25日	田無町
6	北芝久保庚申塔	昭和42年2月25日	芝久保町4-12-48
7	養老田碑	昭和45年7月14日	田無町2-12
8	養老畑碑	昭和45年7月14日	田無町4-5-21(田無小学校)
9	下田半兵衛富宅の木像(付厨子)	昭和45年7月14日	田無町3-8-12(総持寺)
10	獅子頭(雄獅子・雌獅子)	昭和45年7月14日	田無町3-7-4(田無神社)
11	高札(火付ヶ御文言高札)	昭和57年4月23日	西原町4-5-6(郷土資料室)
12	人馬賃銭御定メ掛札	昭和57年4月23日	西原町4-5-6(郷土資料室)
13	萑山笠(名主用)	昭和57年4月23日	西原町4-5-6(郷土資料室)
14	十王堂一宇建立の碑	昭和57年4月23日	向台町2-8(向台墓地)
15	玉井寛海法士の墓	昭和57年4月23日	向台町2-8(向台墓地)
16	撃剣家並木先生の墓	昭和57年4月23日	芝久保町2-11(芝久保墓地)
17	南芝久保庚申塔	昭和57年4月23日	田無町6-1-12
18	地租改正絵図	昭和57年4月23日	南町5-6-11(中央図書館)
19	文化九年検地図	昭和57年4月23日	田無町
20	文字庚申塔	昭和61年7月8日	新町1-2
21	招魂塔	昭和61年7月8日	新町1-2(しらし窪墓地)
22	六角地藏石幢	昭和61年7月8日	保谷町4-7
23	青面金剛庚申像	昭和61年7月8日	泉町2-3-2
24	又六石仏群	昭和61年7月8日	住吉町3-18
25	田無村御検地帳	昭和63年9月29日	南町5-6-11(中央図書館)

指定番号	名 称	指定年月日	所 在 地
26	真 誠 学 舎 関 係 文 書	昭和 63 年 9 月 29 日	西原町 4-5-6(郷土資料室)
27	尉 殿 大 権 現 神 号 額	昭和 63 年 9 月 29 日	田無町 3-8-12(総持寺)
28	柳 沢 庚 申 塔	昭和 63 年 9 月 29 日	田無町 2-22
29	旧 下 田 名 主 役 宅	昭和 63 年 9 月 29 日	田無町
30	木彫彩色三十番神神像(付厨子)	平成 3 年 7 月 1 日	下保谷 3-11-17(福泉寺)
31	木彫彩色俱利伽羅不動明王像(付厨子)	平成 3 年 11 月 1 日	住吉町 1-6-5(寶晃院)
32	石 製 尾 張 藩 鷹 場 標 杭	平成 4 年 12 月 1 日	保谷町
33	総 持 寺 の ケ ヤ キ	平成 5 年 5 月 21 日	田無町 3-8-12(総持寺)
34	田 無 神 社 の イ チ ョ ウ	平成 5 年 5 月 21 日	田無町 3-7-4(田無神社)
35	水 子 地 蔵 菩 薩 立 像	平成 6 年 3 月 1 日	住吉町 1-6-5(寶晃院)
36	西 浦 地 蔵 尊	平成 6 年 3 月 1 日	保谷町 5-12-24
37	六 地 蔵 菩 薩 立 像	平成 6 年 3 月 1 日	住吉町 1-2-12(東禅寺)
38	榛 名 大 権 現 石 造 物 群	平成 6 年 3 月 1 日	東伏見 2-6-13(氷川神社)
39	石 燈 籠 一 対	平成 7 年 3 月 1 日	住吉町 1-21-1(尉殿神社)
40	奉 納 絵 馬 群	平成 7 年 3 月 1 日	新町 2-7-24(阿波洲神社)
41	一 文 銭 向 い 目 絵 馬 二 枚	平成 7 年 3 月 1 日	泉町 2-7-25(寶樹院)
42	菅 原 道 真 石 像	平成 7 年 3 月 1 日	北町 6-7-19(天神社)
43	観音寺の宝篋印塔(六十六部廻国塔)	平成 8 年 3 月 28 日	田無町 5-7-5(観音寺)
44	馬 駟 け 市 大 絵 馬	平成 9 年 3 月 1 日	泉町 2-15-7(如意輪寺)
45	氏 子 中 奉 納 題 目 塔 二 基	平成 9 年 3 月 1 日	北町 6-7-19(天神社)
46	保 谷 囃 子	平成 9 年 3 月 1 日	所在地不定
47	岩 船 地 蔵 尊	平成 11 年 3 月 31 日	保谷町 6-4-7
48	蓮 見 家 文 書	平成 12 年 12 月 25 日	北町
49	幕 末 の 洋 式 小 銃	平成 13 年 1 月 9 日	向台町
50	天 神 社 拝 殿	平成 29 年 6 月 27 日	北町 6-7-19(天神社)

18 消防署の現況

(令和 3 年 3 月現在)

区 分	署員数	配 備 車 両 数				
		ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計
西東京消防署	208 人	6 台	1 台	4 台	9 台	20 台

19 消防団の現況

(令和3年3月現在)

分団数	団員数	配 備 車 両 数		
		ポンプ車	指揮車	広報車
12	218 人	12 台	1 台	1 台

20 消防水利の現況

(令和3年1月現在) (単位：箇所)

消 火 栓		防 火 貯 水 槽 (地中ばり含む)							
公設	私設	公設				私設			
1,559	2	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	100 m ³ 以上
		0	3	221	59	0	1	98	36
		283				135			

災害応急対策計画に関する資料

21 西東京市災害対策本部条例

(平成 13 年 1 月 21 日 条例第 141 号・改正 平成 24 年 9 月 21 日 条例第 22 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、西東京市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 本部に災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、市長が別に定める。

(職務)

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部の職員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 各部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

22 西東京市防災センター条例

(平成 13 年 1 月 21 日 条例第 140 号)

(設置)

第 1 条 市民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の災害応急活動の拠点とするため、西東京市防災センター（以下「防災センター」という。）を西東京市中町一丁目 5 番 1 号に設置する。

(事業)

第 2 条 防災センターは、次の事業を行う。

- (1) 災害時における情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 防災に係る情報提供及び相談に関すること。
- (3) 防災意識の啓発に係わる事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が防災上必要と認める事業

(利用の制限)

第 3 条 市長は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、防災センターの利用を制限することができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

23 西東京市防災会議条例

(平成 13 年 1 月 21 日 条例第 139 号・改正 平成 24 年 9 月 21 日 条例第 21 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、西東京市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西東京市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者及び市の消防団長
 - (7) 法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）若しくは同条第 6 号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者
 - (9) その他特に必要と認め、市長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、34 人以内とする。

7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に任命される委員の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則 (平成24年9月21日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市防災会議条例(以下「旧条例」という。)の規定による西東京市防災会議の委員である者は、この条例による改正後の西東京市防災会議条例の規定による西東京市防災会議の委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による西東京市防災会議の委員の残任期間とする。

24 西東京市夜間、休日等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要綱

平成13年1月21日制定

(平成13年4月1日 改正 平成17年4月1日 平成19年7月1日 平成25年9月1日 平成27年4月1日 令和2年2月1日)

第1 趣旨

この要綱は、夜間、休日等において、西東京市（以下「市」という。）の区域内で地震等の災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）において、西東京市災害対策本部条例（平成13年西東京市条例第141号）に定める西東京市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されるまでの間の災害応急対策の円滑な遂行を確保するため、緊急に設置される組織（以下「緊急初動態勢」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難広場 西東京市地域防災計画に定める避難広場のうち、市立の小学校及び中学校に開設するものをいう。
- (2) 初動本部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、西東京市地域防災計画に定める防災センター内に設置される本部をいう。
- (3) 初動支部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、避難広場に設置される支部をいう。
- (4) 初動要員 災害発生時において、あらかじめ指定された出動場所において、応急活動を行う職員をいう。

第3 組織及び担当事務

緊急初動態勢は初動本部及び初動支部をもって組織し、その担当事務は別表のとおりとする。

- 2 初動本部に初動本部長及び初動副本部長を置き、初動本部長は総務部危機管理担当部長（以下「危機管理担当部長」という。）をもって充て、初動副本部長は危機管理担当部長が指名する者をもって充てる。
- 3 初動本部長は、緊急初動態勢を総括し、初動要員を指揮監督する。
- 4 初動本部長に事故があるとき、又は初動本部長が欠けたときは、初動副本部長が初動本部長の職務を代理する。

第4 初動要員の任命

市長は、市の区域及び近隣に居住する職員のうちから、初動要員を任命する。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する職員以外の職員を初動要員として任命することができる。

- 3 市長は、初動要員の任命に際し、出動場所を指定する。
- 4 市長は、初動要員のうちから各初動支部における支部長及び副支部長を任命する。
- 5 初動要員は、病気、転居等により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出をした者が初動要員として適さないと認めるときは、当該初動要員の任を解くものとする。

第5 出動命令

市長は、夜間、休日等において、次の各号のいずれかに該当するときは、初動要員に対し出動を命じるものとする。

- (1) 災害発生時又は災害が発生するおそれがあるとき。
 - (2) その他市長が緊急初動態勢を必要と認めるとき。
- 2 前項の出動命令は、別に定める継送方法により、初動要員に伝達するものとする。

第6 出動

初動要員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指定された場所に出動しなければならない。

- (1) 第5の規定により出動を命じられたとき。
 - (2) 夜間、休日等において、震度5弱以上の地震が市内において発生したとき。
- 2 初動要員は、特別の事情により前項の規定による出動ができないときは、速やかに初動本部又は指定された初動支部の支部長に連絡しなければならない。

第7 支部長及び初動要員の責務

支部長は、出動後速やかに避難広場を開設し、初動要員に対し担当事務について必要な指示等を与える。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 初動要員は、支部長の指示により、避難広場等において迅速かつ適正に対応するものとする。

第8 災害対策本部への引継ぎ

初動本部長は、災害対策本部が設置されたときは、緊急初動態勢における担当事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

第9 解除命令

市長は、緊急初動態勢の必要がなくなつたと認められるときは、解除命令を出すものとする。

- 2 支部長は、前項に規定する解除命令が出されたときは、初動要員に対し、解散を命じる

とともに、避難広場を閉鎖し、初動本部へ活動状況を報告する。

第10 訓練

初動要員は、市の行う訓練等に参加し、災害発生時の対応等について習得するよう努めなければならない。

第11 任期

初動要員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、初動要員に欠員が生じた場合における補欠の初動要員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12 庶務

緊急初動態勢に関する庶務は、総務部危機管理課において行う。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、緊急初動態勢に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月1日）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年9月1日）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月1日）

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

別表（第3関係）

緊急初動態勢

組織名	出動場所	緊急初動態勢の要員	担当事務
初動本部	防災センター	危機管理担当部長 総務部危機管理課に属する職員 その他職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動本部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。
初動支部	田無小初動支部	田無小学校	5人 (1) 避難広場の開設及び維持のための活動
	保谷小初動支部	保谷小学校	5人 (2) 周辺地域の被災状況に係る情報の収集及び連絡
	保谷第一小初動支部	保谷第一小学校	5人 (3) 西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱（平成24年10月10日付24西教教第673号教育長決裁）第1に規定する避難所運営協議会及び自治会等と協力して、避難施設の開設準備を行うこと。
	保谷第二小初動支部	保谷第二小学校	5人 (4) その他市民の安

				全の確保を図るために必要な活動
谷戸小初動支部	谷戸小学校		5人	
東伏見小初動支部	東伏見小学校		5人	
中原小初動支部	中原小学校		5人	
向台小初動支部	向台小学校		5人	
碧山小初動支部	碧山小学校		5人	
芝久保小初動支部	芝久保小学校		5人	
栄小初動支部	栄小学校		5人	
谷戸第二小初動支部	谷戸第二小学校		5人	
東小初動支部	東小学校		5人	
柳沢小初動支部	柳沢小学校		5人	
上向台小初動支部	上向台小学校		5人	
本町小初動支部	本町小学校		5人	
住吉小初動支部	住吉小学校		5人	
けやき小初動支部	けやき小学校		5人	
田無第一中初動支部	田無第一中学校		5人	
保谷中初動支部	保谷中学校		5人	
田無第二中初動支部	田無第二中学校		5人	
ひばりが丘中初動支部	ひばりが丘中学校		5人	
田無第三中初動支部	田無第三中学校		5人	
青嵐中初動支部	青嵐中学校		5人	
柳沢中初動支部	柳沢中学校		5人	
田無第四中初動支部	田無第四中学校		5人	
明保中初動支部	明保中学校		5人	

25 西東京市防災行政用無線局管理運用規程

平成13年1月21日訓令第37号

(平成13年1月21日 訓令第37号・改正 平成19年6月29日 訓令第18号 平成21年3月23日訓令第2号 平成22年3月31日訓令第7号 平成23年3月1日訓令第1号 平成25年5月17日訓令第3号 平成27年3月31日 訓令第5号 平成27年4月30日 訓令第15号 令和2年1月31日 訓令第11号 令和3年4月1日 訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、西東京市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する西東京市防災行政用無線局（以下「防災行政用無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政用無線局 西東京市が防災行政用に設置するすべての送信設備及び受信設備をいう。
- (2) 無線局 電波法第2条第5号の無線局をいう。
- (3) 同報系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 同報系子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 移動系基地局 移動系陸上移動局を通信の相手方として、市内に設置する移動しない無線局をいう。
- (6) 移動系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する携帯型の無線局をいう。
- (7) 地域防災系統制局 地域防災無線網を統括する無線局であって、地域防災系一般局及び地域防災系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。
- (8) 地域防災系中継局 地域防災系一般局相互間及び地域防災系陸上移動局相互間等の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (9) 地域防災系一般局 市の施設及び警察署、消防署等に設置した無線局をいう。
- (10) 地域防災系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型及び携帯型の無線局をいう。
- (11) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(防災行政用無線局の回線構成)

第3条 防災行政用無線局の回線構成及び配置等は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(職員)

第4条 防災行政用無線局に総括管理者、管理責任者、通信取扱責任者、管理者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災行政用無線局の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、総務部危機管理担当部長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政用無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務部危機管理課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、同報系親局、移動系基地局及び地域防災系統制局に置く。

2 通信取扱責任者は、総括管理者の命を受け、管理責任者の管理の下で通信取扱者を指揮し、防災行政用無線局の操作及び運用の業務を行う。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の中から指名する者をもって充てる。

(管理者)

第8条 管理者は、同報系親局、移動系基地局及び地域防災系統制局の通信操作を行う部署に置く。

2 管理者は、総括管理者の命を受け、管理責任者の管理の下で当該部署に設置した無線設備の管理及び監督を行う。

3 管理者は、当該部署の所属長を充てる。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(無線従事者の配置、養成等)

第10条 総括管理者は防災行政用無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成する。

(備付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、次に掲げるものを管理し、及び保管する。

- (1) 無線局の免許状
- (2) 無線局の免許申請書等の副本
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌(様式第2号)
- (6) 無線従事者選(解)任届(様式第3号)
- (7) その他関連書類

(無線業務日誌)

第12条 無線従事者は、無線業務日誌を毎日作成し、管理責任者の査閲を受けるものとする。

(防災行政用無線局の運用)

第13条 防災行政用無線局の運用は、無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)によるほか、別に定める運用要領による。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
 - (2) 定期通信訓練 毎四半期ごと
- 2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への警報・通報等の伝達訓練及び情報収集・伝達訓練を重点として行うものとする。

(無線設備の保守点検)

第15条 管理責任者は、正常な通信を確保するため、年1回以上、電波の質及び無線設備の統合機能の点検を行わなければならない。

- 2 予備装置及び予備電池については、年点検の際、動作確認をし、その機能を確認しておくものとする。
- 3 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第16条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び運用要領並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成13年1月21日から施行する。

附 則（平成13年3月31日訓令第43号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日訓令第56号）

この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月10日訓令第11号）

この訓令は、平成15年6月10日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日訓令第18号）

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日訓令第2号）

この訓令は、平成21年3月24日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日訓令第1号）

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成25年5月17日訓令第3号）

この訓令は、平成25年5月17日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月30日訓令第15号）

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日訓令第11号）

この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

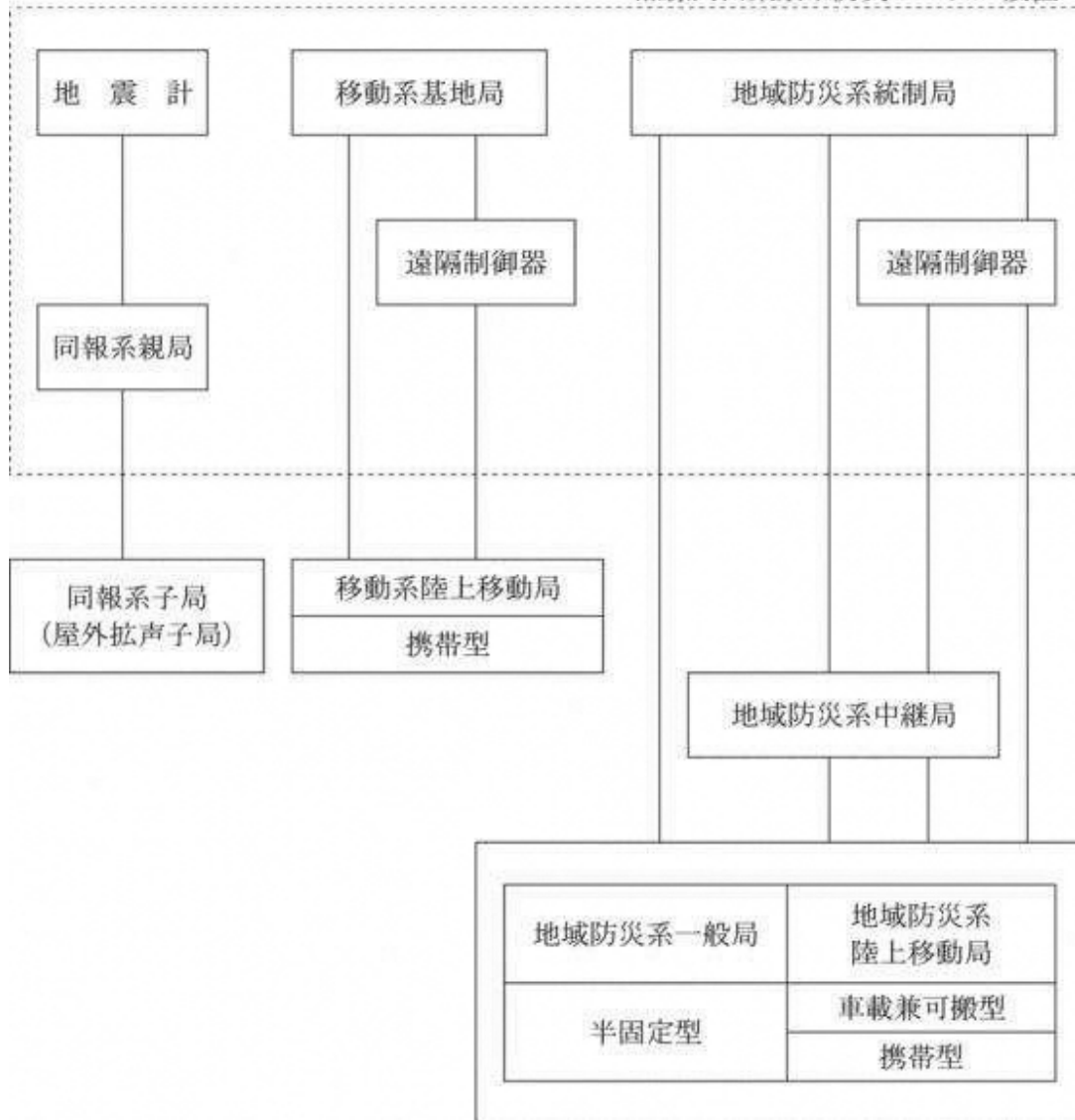
附 則（令和3年4月1日訓令第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

西東京市防災行政用無線局回線構成図

点線内西東京市防災センター設置



別表第2（第3条関係）

西東京市防災行政用無線局（同報系）配置場所

種別	配置場所	管理番号
同報系親局	西東京市防災センター	100
同報系子局（屋外拡声子局）	下保谷福祉会館	1
	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2
	西東京市北町五丁目北町2号水源	3
	西東京市立青嵐中学校	4
	北町ふれあい広場	5

種別	配置場所	管理番号
	西東京市立保谷第一小学校	6
	西東京市立栄小学校	7
	西東京市ひばりが丘北三丁目路上	8
	西東京市立すみよし保育園	9
	西東京市立住吉小学校	10
	文理台公園	11
	西東京市立東小学校	12
	西東京市泉町三丁目地内	13
	西東京市立ひばりが丘中学校	14
	西東京市立谷戸小学校	15
	西東京市谷戸町三丁目長谷川ビル屋上	16
	西東京市ひばりが丘一丁目路上	17
	西東京市立中原小学校	18
	西東京市立みどり保育園	19
	西東京市ひばりが丘四丁目路上	20
	西東京市消防団第5分団詰所	21
	西東京市西原総合教育施設	22
	西東京市西原町三丁目六角地藏前	23
	西東京市立田無保育園	24
	西東京市立北原児童館	25
	西東京市立田無第二中学校	26
	泉町第一児童遊園	27
	西東京市保谷町五丁目倉庫	28
	西東京市立保谷小学校	29
	西東京市立碧山小学校	30
	西東京市富士町二丁目路上	31
	西東京市立はこべら保育園	32
	西東京市立保谷中学校	33
	富士町福祉会館	34
	西東京市消防団第11分団詰所	35
	西東京市東伏見三丁目地内	36
	西東京市東伏見四丁目路上	37
	西東京市立東伏見小学校	38
	西東京市柳沢二丁目地内	39
	西東京市柳沢六丁目路上	40

種別	配置場所	管理番号
	西東京市保谷町四丁目地内	41
	西東京市消防団第1分団詰所	42
	東京みらい農業協同組合田無支店屋上	43
	西東京市立田無小学校	44
	西東京市消防団第4分団詰所	46
	東京消防庁西東京消防署西原出張所	47
	西東京市立田無第三中学校	48
	西東京市立けやき小学校	49
	芝久保第一公園	50
	西東京市立芝久保小学校	51
	西東京市芝久保三丁目地内	52
	芝久保二丁目第1公園	53
	芝久保一丁目第1公園	54
	西東京市立上向台小学校	55
	西東京市総合体育館	56
	西東京市立田無第一中学校	57
	向台四丁目第3公園	58
	おおぞら北公園	59
	西東京市新町五丁目地内	60
	新町福祉会館	61
	やなぎばし公園	62
	西東京市立田無第四中学校	63
	西東京市立向台小学校	64
	西東京市老人憩いの家南	65
	西東京市南町三丁目文化大橋西	66
	南町第二児童遊園	67
	南町第一児童遊園	68
	向台第二公園	69
	西東京市立柳沢中学校	70
	西東京市立柳沢小学校	71
	西武鉄道株式会社田無駅北口広場	72
	西東京市役所田無庁舎屋上	73
	ひばりが丘三丁目けやき公園	74
	下保谷ポンプ場	75
	西東京市ひばりが丘三丁目地内	76

別表第3（第3条関係）

西東京市防災行政用無線局（移動系）配置場所

種別	配置場所	呼出番号
移動系基地局	西東京市防災センター事務室	ぼうさい にしとうきょう
移動系基地局 遠隔制御器	西東京市防災センター防災情報室	ぼうさい にしとうきょう
移動系陸上移動局 (携帯型)	西東京市防災センター防災情報室	にしとうきょう101から にしとうきょう115まで

別表第4（第3条関係）

西東京市防災行政用無線局（地域防災系）配置場所

種別	配置場所	呼出番号
地域防災系統制局	西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎	100
遠隔制御器	西東京市防災センター休日・夜間警戒本部	701
	西東京市防災センター防災情報室	702及び703
	西東京市防災センター災害対策本部	704
	都市基盤部道路課	705
	都市基盤部下水道課	706
	西東京市防災センター1階	707
	みどり環境部みどり公園課	708
	健康福祉部健康課	709
地域防災系一般局 (半固定型)	西東京市防災センター防災情報室	103、151、161及び553
	警視庁田無警察署	110
	東京消防庁西東京消防署	119
	東京消防庁西東京消防署保谷出張所	120
	東京消防庁西東京消防署田無出張所	121
	東京消防庁西東京消防署西原出張所	122
	西東京市消防団本部	171
	西東京市立田無小学校	201
	西東京市立保谷小学校	202
	西東京市立保谷第一小学校	203

種別	配置場所	呼出番号
	西東京市立保谷第二小学校	204
	西東京市立谷戸小学校	205
	西東京市立東伏見小学校	206
	西東京市立中原小学校	207
	西東京市立向台小学校	208
	西東京市立碧山小学校	209
	西東京市立芝久保小学校	210
	西東京市立栄小学校	211
	子育て支援部保育課	212
	西東京市立谷戸第二小学校	213
	西東京市立東小学校	214
	西東京市立柳沢小学校	215
	西東京市立上向台小学校	216
	西東京市立本町小学校	217
	西東京市立住吉小学校	218
	西東京市立けやき小学校	219
	教育部教育企画課	220
	西東京市立田無第一中学校	251
	西東京市立保谷中学校	252
	西東京市立田無第二中学校	253
	西東京市立ひばりが丘中学校	254
	西東京市立田無第三中学校	255
	西東京市立青嵐中学校	256
	西東京市立柳沢中学校	257
	西東京市立田無第四中学校	258
	西東京市立明保中学校	259
	西東京市立田無保育園	301
	西東京市立はこべら保育園	302
	西東京市立向台保育園	303
	西東京市立西原保育園	304
	西東京市立こまどり保育園	305
	西東京市立みどり保育園	306
	西東京市立芝久保保育園	307
	西東京市立すみよし保育園	308
	西東京市立なかまち保育園	309

種別	配置場所	呼出番号
	西東京市立ひがし保育園	310
	西東京市立やぎさわ保育園	312
	西東京市立けやき保育園	313
	西東京市立ほうやちょう保育園	314
	西東京市立ひばりが丘保育園	315
	西東京市立ひがしふしみ保育園	316
	西東京市立そよかぜ保育園	317
	東京都立保谷高等学校	351
	東京都立田無高等学校	352
	東京都立田無工業高等学校	353
	学校法人日本文華学園	354
	東京都立田無特別支援学校	355
	学校法人武蔵野大学	356
	西東京市住吉会館	401
	西東京市下保谷福祉会館	402
	西東京市新町福祉会館	403
	西東京市富士町福祉会館	404
	西東京市ひばりが丘福祉会館	405
	西東京市柳沢公民館	406
	西東京市田無公民館	407
	西東京市芝久保公民館	408
	西東京市谷戸公民館	409
	西東京市ひばりが丘公民館	410
	西東京市保谷駅前公民館及び西東京市保谷駅前 図書館	411
	エコプラザ西東京	423
	西東京市スポーツセンター	424
	西東京市コール田無	425
	健康福祉部障害福祉課	426
	西東京市総合体育館	427
	西東京市田無総合福祉センター	428
	西東京市谷戸高齢者在宅サービスセンター	429
	西東京市老人憩いの家	430
	社会福祉法人千曲会健光園	431
	西東京市保谷障害者福祉センター	432

種別	配置場所	呼出番号
	西東京市障害者総合支援センター	433
	西武鉄道株式会社西武柳沢駅	501
	西武鉄道株式会社東伏見駅	502
	西武鉄道株式会社保谷駅	503
	西武鉄道株式会社ひばりヶ丘駅	504
	西武鉄道株式会社田無駅	505
	一般社団法人西東京市医師会	550
	医療法人社団花みずき会保谷厚生病院	552
	特定医療法人沖縄徳洲会武蔵野徳洲会病院	553
	医療法人社団時正会佐々総合病院	554
	医療法人財団緑秀会田無病院	555
	医療法人社団東光会西東京中央総合病院	556
	東京電力株式会社武蔵野支社	583
	株式会社ジェイコム東京西東京局	585
	株式会社エフエム西東京	586
	西東京市消防団第1分団詰所	601
	西東京市消防団第2分団詰所	602
	西東京市消防団第3分団詰所	603
	西東京市消防団第4分団詰所	604
	西東京市消防団第5分団詰所	605
	西東京市消防団第6分団詰所	606
	西東京市消防団第7分団詰所	607
	西東京市消防団第8分団詰所	608
	西東京市消防団第9分団詰所	609
	西東京市消防団第10分団詰所	610
	西東京市消防団第11分団詰所	611
	西東京市消防団第12分団詰所	612
	西東京市ひばりヶ丘駅前出張所	621
	西東京市柳橋出張所	622
	健康福祉部高齢者支援課	710
	総務部総務課	711
	企画部秘書広報課	712
地域防災系陸上移動局 (車載兼可搬型)	公用車・総務部危機管理課	660
	公用車・総務部総務課	661
	西東京市消防団本部指揮車	670

種別	配置場所	呼出番号
	西東京市消防団第1分団ポンプ車	671
	西東京市消防団第2分団ポンプ車	672
	西東京市消防団第3分団ポンプ車	673
	西東京市消防団第4分団ポンプ車	674
	西東京市消防団第5分団ポンプ車	675
	西東京市消防団第6分団ポンプ車	676
	西東京市消防団第7分団ポンプ車	677
	西東京市消防団第8分団ポンプ車	678
	西東京市消防団第9分団ポンプ車	679
	西東京市消防団第10分団ポンプ車	680
	西東京市消防団第11分団ポンプ車	681
	西東京市消防団第12分団ポンプ車	682
地域防災系陸上移動局 (携帯型)	総務部危機管理課	801から810まで、823から851まで及び870から889まで
	西東京市消防団第1分団	811
	西東京市消防団第2分団	812
	西東京市消防団第3分団	813
	西東京市消防団第4分団	814
	西東京市消防団第5分団	815
	西東京市消防団第6分団	816
	西東京市消防団第7分団	817
	西東京市消防団第8分団	818
	西東京市消防団第9分団	819
	西東京市消防団第10分団	820
	西東京市消防団第11分団	821
	西東京市消防団第12分団	822
	西東京市ひばりが丘図書館	852
	都市基盤部道路課	856から858まで
	みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで
	都市基盤部下水道課	862から864まで
みどり環境部みどり公園課	898から900まで	

26 放送要請協定機関

【都における放送要請協定機関】

放送機関	チャンネル・周波数		
	テレビ	ラジオ	B S
日本放送協会	地上デジタル1・2 ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz	B S 1・2
T B S テレビ	地上デジタル6 ch	—	—
文化放送	—	1134KHz	—
ニッポン放送	—	1242KHz	—
ラジオ日本	—	1422KHz	—
エフエム東京	—	80.0MHz	—
J - W A V E	—	81.3MHz	—
I n t e r F M	—	89.7MHz	—
日経ラジオ社	—	第1放送 3.925MHz 6.055MHz 9.595MHz 第2放送 3.945MHz 6.115MHz 9.760MHz	—
日本テレビ	地上デジタル4 ch	—	—
フジテレビジョン	地上デジタル8 ch	—	—
テレビ朝日	地上デジタル5 ch	—	—
テレビ東京	地上デジタル7 ch	—	—
T O K Y O M X	地上デジタル9 ch	—	—
T B S ラジオ & コミュニケーションズ	—	954KHz	—

【市における放送要請協定機関】

放送機関	チャンネル・周波数			電話番号
	テレビ	ラジオ	B S	
(株)エフエム西東京	—	84.2MHz	—	451-2630
(株)ジェイコム関東西東京局	地上デジタル11ch	—	—	478-5005

27 市における医薬品・医療資器材の備蓄状況

(令和3年3月現在)

品名	数量	内容	備蓄場所
災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校
		創傷セット	
		熱傷セット	
		骨折セット1号	
		骨折セット2号	
		骨折セット3号	
		輸血・輸液セット1号	
		輸血・輸液セット2号	
		緊急医薬品セット	
		雑品セット	
避難者用救急医療セット	27		小学校及び中学校

28 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和3年9月現在)

凡例 「○」: 適 「-」: 不適

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所			自主避難所	一時滞在施設	浸水深 (m) ※10
			大火 ※3	地震 ※4	洪水 ※5	崖崩れ ※6	一般 ※7	福祉 ※8	土砂 ※9			
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町 1-1-1	○(広域) ※1	○(広域)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町 1-1-8	○(広域)	○(広域)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
3	都立東伏見公園	東伏見 1	○(広域)	○(広域)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
4	文理台公園	東町 1-4	○(広域)	○(広域)	—	—	—	—	—	—	—	—
5	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	○(広域)	○(広域)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
6	都立小金井公園	向台町 6-4	○(広域)	○(広域)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
7	田無小学校	田無町 4-5-21	—	○(広場) ※2	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
8	南町調節池	南町 1-3	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.5-1.0
9	柳沢小学校	南町 2-12-37	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
10	田無第一中学校	南町 6-9-37	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	—	—	—
11	田無第三中学校	西原町 3-4-1	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
12	西原自然公園	西原町 4-5	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
13	日本文華学園	西原町 4-5-85	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.5-1.0
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	○	—	0.1-0.5
15	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	—	—	—
16	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
17	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	—
18	田無第二中学校	北原町 2-9-1	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
19	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
20	向台小学校	向台町 2-1-1	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	○	—	0.1-0.5
21	向台公園	向台町 2-5	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5
22	田無第四中学校	向台町 2-14-9	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
23	向台調節池	向台町 5-4	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5
24	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	—	○(広場)	—	—	○	—	—	—	—	0.1-0.5
25	上向台小学校	向台町 6-7-28	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	—	—	—
26	芝久保調節池	芝久保町 1-18	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5
27	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	○	—	0.1-0.5
28	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	1.0-2.0

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所			自主 避難所	一時滞 在施設	浸水深 (m) ※10
			大火 ※3	地震 ※4	洪水 ※5	崖崩れ ※6	一般 ※7	福祉 ※8	土砂 ※9			
29	武蔵野大学	新町 1-1-20	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	3.0-5.0
30	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.5-1.0
31	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	○	○	—	0.1-0.5
32	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
33	三菱UFJ銀行武蔵野運動場	柳沢 4-4	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5
34	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0
35	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	—	○(広場)	—	—	○	—	—	—	—	1.0-2.0
36	保谷小学校	保谷町 1-3-35	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	○	—	0.1-0.5
37	本町小学校	保谷町 1-14-23	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
38	保谷中学校	保谷町 1-17-4	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
39	碧山小学校	中町 5-11-4	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.5-1.0
40	明保中学校	東町 1-1-24	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
41	東小学校	東町 6-2-33	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
42	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
43	住吉小学校	住吉町 5-2-1	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	—	—	—
44	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	1.0-2.0
45	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	—	○(広場)	—	○(広場)	○	—	—	—	—	0.1-0.5
46	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5
47	栄小学校	栄町 2-10-9	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	—	—	—
48	青嵐中学校	北町 2-13-17	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	—	—	—
49	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	—	○(広場)	○(広場)	○(広場)	○	—	—	○	—	—
50	障害者総合支援センター「フ レンドリー」	田無町 4-17-14	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.1-0.5
51	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
52	老人憩いの家「おあしす」	南町 3-18-40	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
53	向台保育園	南町 3-23-1	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.5-1.0
54	東京都立田無特別支援学校	南町 5-15-5	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.1-0.5
55	けやき保育園	西原町 4-5-96	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
56	田無保育園	緑町 1-2-26	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
57	みどり保育園	緑町 2-15-12	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
58	谷戸高齢者在宅サービスセン ター	谷戸町 3-23-8	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
59	芝久保保育園	芝久保町 1-14-32	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
60	西原保育園	芝久保町 5-4-2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.5-1.0
61	新町福祉会館	新町 5-2-7	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所			自主 避難所	一時滞 在施設	浸水深 (m) ※10
			大火 ※3	地震 ※4	洪水 ※5	崖崩れ ※6	一般 ※7	福祉 ※8	土砂 ※9			
62	やぎさわ保育園	柳沢 5-8-2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
63	ひがしふしみ保育園	東伏見 2-11-11	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.5-1.0
64	保谷障害者福祉センター	保谷町 1-6-20	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
65	ほうやちょう保育園	保谷町 3-13-1	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
66	はこべら保育園	富士町 1-7-2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
67	高齢者センター「きらら」	富士町 1-7-69	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.1-0.5
68	富士町福祉会館	富士町 6-6-13	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.1-0.5
69	なかまち保育園	中町 4-4-16	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
70	ひがし保育園	東町 2-4-13	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
71	すみよし保育園	住吉町 3-14-14	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
72	住吉会館（ルピナス）	住吉町 6-15-6	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.5-1.0
73	ひばりが丘保育園	ひばりが丘 2-3-5	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
74	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘 2-8-27	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
75	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.1-0.5
76	こまどり保育園	下保谷 2-4-2	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.5-1.0
77	社会福祉法人至誠学舎東京し もほうや保育園	下保谷 3-8-15	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.5-1.0
78	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20	—	—	—	—	—	○	—	—	—	0.1-0.5
79	コール田無	田無町 3-7-2	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
80	南町スポーツ・文化交流セン ター「きらっと」	南町 5-6-5	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
81	谷戸公民館・図書館	谷戸町 1-17-2	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
82	芝久保公民館・図書館	芝久保町 5-4-48	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
83	柳沢公民館・図書館	柳沢 1-15-1	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
84	保谷駅前公民館・図書館	東町 3-14-30	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
85	ひばりが丘図書館	ひばりが丘 1-2-1	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
86	ひばりが丘公民館	ひばりが丘 2-3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
87	東伏見コミュニティセンター	東伏見 5-10-22	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
88	泉小わくわく公園	泉町 3-6、7	—	○(広場)	—	—	—	—	—	—	—	0.5-1.0
箇所数			6	50	9	30	32	29	2	7 ※11	8	—

※1 広域：広域避難場所

※2 広場：避難広場

※3 指定緊急避難場所(大火)：延焼火災のふく射熱やその他の危険から住民の生命を守るための広域避難場所

※4 指定緊急避難場所(地震)：地震の際、危険を及ぼすおそれのある建築物等がない場所

- ※5 指定緊急避難場所(洪水)：浸水予想区域にかからない場所
- ※6 指定緊急避難場所(崖崩れ)：土砂災害警戒区域等にかからない場所
- ※7 指定避難所(一般)：避難所を指す。災害時、一定期間滞在することができる公共建物等(学校等)のことをいう。
- ※8 指定避難所(福祉)：福祉避難所を指す。自宅や避難所で生活している高齢者や障害者の方等に対し、状況に応じて介護等の必要なサービスを提供する社会福祉施設等のことをいう。
- ※9 指定避難所(土砂)：土砂災害警戒区域専用避難所を指す。風水害時、土砂災害警戒区域等に住む市民に対し、土砂災害の発生が懸念される場合に開設する公共建物等のことをいう。
- ※10 浸水深：ポイント(点)データで浸水の有無を判断している。そのため、敷地内の一部に浸水がある場合でも、ポイント(点)の位置で浸水していなければ浸水深 0m となっている。
- ※11 自主避難所箇所数：表中には掲載のないエコプラザ西東京(泉町 3-12-35、ペット同伴のみ)を含めた数値

29 要配慮者利用施設一覧

(令和3年9月現在)

要配慮者利用施設の一覧（福祉事業所等）

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
1	デイサービスハミング	西東京市泉町 3-12-25 ハスル保谷 2階	0.5~1.0	—	高齢者支援課
2	デイサービス わがや	西東京市泉町 5-5-13	0.5~1.0	—	高齢者支援課
3	りんごの歌 北原町	西東京市北原町 2-1-21	0.1~0.5	—	高齢者支援課
4	デイサービスセンター「遊」 西東京	西東京市芝久保町 2-13-32	0.1~0.5		高齢者支援課
5	グループホーム みんなの家・西東京	西東京市芝久保町 2-13-32	0.1~0.5		高齢者支援課
6	デイサービス すみなす	西東京市芝久保町 3-24-2	0.5~1.0	—	高齢者支援課
7	ヒューマンライフケア 花水木の湯	西東京市芝久保町 4-15-14	0.1~0.5	—	高齢者支援課
8	ベストライフ西東京松の木	西東京市下保谷 1-7-2	0.1~0.5	—	高齢者支援課
9	グループホーム 花	西東京市下保谷 1-8-20	0.1~0.5	—	高齢者支援課
10	sakura de 保谷	西東京市下保谷 2-1-1	0.1~0.5	—	高齢者支援課
11	レジリハデイサービス まあぶる	西東京市下保谷 2-5-15	0.5~1.0	—	高齢者支援課
12	結いの家・みかんの木	西東京市下保谷 5-12-13	0.1~0.5	—	高齢者支援課
13	特別養護老人ホーム サンメール尚和	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	—	高齢者支援課
14	特別養護老人ホーム 緑寿園	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	—	高齢者支援課
15	サンメール尚和デイケアセンター	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	—	高齢者支援課
16	緑寿園ケアセンター	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	—	高齢者支援課
17	おとなりさん。小金井公園	西東京市新町 6-11-16	0.5~1.0	—	高齢者支援課
18	さくらサポート住吉町	西東京市住吉町 2-2-11	0.5~1.0	—	高齢者支援課
19	ツクイ西東京住吉デイサービスセンター	西東京市住吉町 5-12-20	1.0~2.0	—	高齢者支援課
20	ケアこげら	西東京市田無町 2-15-6 Mエーパ [®] ンタイトル 1F	0.1~0.5	—	高齢者支援課

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
21	グッドケア・西東京	西東京市田無町 2-21-8	0.1~0.5	—	高齢者支援課
22	GENKI NEXT 西 東京田無町	西東京市田無町 7-2-4	0.1~0.5	—	高齢者支援課
23	ねんりんはうす	西東京市田無町 5-4-8 第1和 光ビル305	0.1~0.5	—	高齢者支援課
24	年輪デイホーム	西東京市田無町 5-4-8 第一和 光ビル1F	0.1~0.5	—	高齢者支援課
25	デイサービスセンター椿☆ 保谷	西東京市中町 2-3-2	0.1~0.5	—	高齢者支援課
26	ベネッセまどか東伏見	西東京市中町 4-1-18	0.5~1.0	—	高齢者支援課
27	デイサービスセンター椿★ ひばりが丘	西東京市西原町 5-4-18 1F	0.1~0.5	—	高齢者支援課
28	デイセンター 西原たいそ うくらぶ	西東京市西原町 5-5-23	0.1~0.5	—	高齢者支援課
29	特別養護老人ホーム グリ ーンロード	西東京市西原町 2-2-11	0.1~0.5	—	高齢者支援課
30	高齢者在宅サービスセンタ ー グリーンロード	西東京市西原町 2-2-11	0.1~0.5	—	高齢者支援課
31	特別養護老人ホーム クレ イン	西東京市西原町 4-3-5	0.1~0.5	—	高齢者支援課
32	デイサービスセンター ク レイン	西東京市西原町 4-3-5	0.1~0.5	—	高齢者支援課
33	デイサービスセンター保谷	西東京市東町 3-13-21	0.1~0.5	—	高齢者支援課
34	メディカル・リハビリホー ム ボンセジュール保谷	西東京市東町 6-3-13	0.5~1.0	—	高齢者支援課
35	西東京市高齢者センターき らら	西東京市富士町 1-7-69	0.1~0.5	—	高齢者支援課
36	sakura de 富士町	西東京市富士町 2-7-19 ㊦富 士 1F	0.1~0.5	—	高齢者支援課
37	シェモア白樺	西東京市保谷町 5-14-15	0.1~0.5	—	高齢者支援課
38	ベネッセまどか西武柳沢	西東京市保谷町 1-16-6	0.1~0.5	—	高齢者支援課
39	ばぶちゃんち	西東京市緑町 1-6-1	0.1~0.5	—	高齢者支援課
40	介護老人保健施設 エバグ リーン田無	西東京市緑町 3-6-1	0.5~1.0	—	高齢者支援課

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
41	グループホームのどか	西東京市南町 2-14-19	0.1~0.5	—	高齢者支援課
42	スマイルデイサービス笑み	西東京市南町 2-15-4	0.1~0.5	—	高齢者支援課
43	こころデイサービス田無	西東京市南町 5-13-16 エスポワール 1F	0.5~1.0	—	高齢者支援課
44	特別養護老人ホーム フローラ田無	西東京市向台町 2-16-22	0.1~0.5	—	高齢者支援課
45	介護老人保健施設 ハートフル田無	西東京市向台町 2-16-22	0.1~0.5	—	高齢者支援課
46	介護老人保健施設 武蔵野徳洲苑	西東京市向台町 3-5-57	0.1~0.5	—	高齢者支援課
47	デイサービス オリーブリーフ	西東京市柳沢 1-10-3 1F	0.5~1.0	—	高齢者支援課
48	そんぼの家 柳沢	西東京市柳沢 3-5-27	0.1~0.5	—	高齢者支援課
49	スリーベルデイ田無	西東京市谷戸町 1-11-13	1.0~2.0	—	高齢者支援課
50	ほうや福祉作業所	東京都西東京市ひばりが丘 3-1-23	0.1~0.5	—	障害福祉課
51	グループホームわっはっは	*	0.1~0.5	—	障害福祉課
52	下保谷マリーナ	*	0.1~0.5	—	障害福祉課
53	もやい向台Ⅱ	*	0.5~1.0	—	障害福祉課
54	もやい向台	*	0.5~1.0	—	障害福祉課
55	放課後等デイサービス らふあ田無	東京都西東京市向台町 1-16-20 ふじマンション 2階B号	0.1~0.5	—	障害福祉課
56	たんぼぼ	東京都西東京市向台町 3-1-11	0.1~0.5	—	障害福祉課
57	たんぼぼ	東京都西東京市向台町 3-1-11	0.1~0.5	—	障害福祉課
58	たんぼぼ	東京都西東京市向台町 3-1-11	0.1~0.5	—	障害福祉課
59	ととろキッズ	東京都西東京市芝久保町 2-22-32-102	0.1~0.5	—	障害福祉課
60	ととろクラブ	東京都西東京市芝久保町 2-22-33	0.1~0.5	—	障害福祉課
61	グループホームららら	*	0.5~1.0	—	障害福祉課
62	グループホームにこっ	*	1.0~2.0	—	障害福祉課
63	西東京市こどもの発達センターひいらぎ	東京都西東京市住吉町 6-15-6	0.5~1.0	—	障害福祉課

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
64	ケアこげら	東京都西東京市新町 1-14-10	0.1～0.5	—	障害福祉課
65	グループホーム住まいる/ 滞在型西原ユニット	*	0.1～0.5	—	障害福祉課
66	もやい泉町	*	2.0～3.0	—	障害福祉課
67	P.F.P.Cはたらきば	東京都西東京市田無町 3-3-26 Kristus田無 1F	0.1～0.5	—	障害福祉課
68	西東京市生活介護事業所く ろーばー	東京都西東京市田無町 4-17-14	0.1～0.5	—	障害福祉課
69	くろーばーきっず	東京都西東京市田無町 4-17-14	0.1～0.5	—	障害福祉課
70	自立生活企画 生活寮	*	0.1～0.5	—	障害福祉課
71	児童発達支援事業みらい	東京都西東京市田無町 7-8-14	0.1～0.5	—	障害福祉課
72	療育型児童デイサービスさ ざんか第1	東京都西東京市田無町 7-8-14	0.1～0.5	—	障害福祉課
73	児童デイ 月のうさぎ	東京都西東京市東町 3-5-5 イス トファイブビル202	0.1～0.5	—	障害福祉課
74	どろんこ作業所	東京都西東京市東伏見 6-1-36	1.0～2.0	—	障害福祉課
75	グループホームわんど2	*	1.0～2.0	—	障害福祉課
76	第一田無寮	*	0.5～1.0	—	障害福祉課
77	グループホームわんど	*	0.5～1.0	—	障害福祉課
78	グループホーム住まいる/ 滞在型柳沢ユニット・滞在 型柳沢2ユニット	*	0.1～0.5	—	障害福祉課
79	グループホーム住まいる/ 北原ユニット	*	0.1～0.5	—	障害福祉課
80	たまみずきひばり	東京都西東京市北原町 1-38-2	0.1～0.5	—	障害福祉課
81	パッソ西東京	東京都西東京市柳沢 6-11-13	0.5～1.0	—	障害福祉課

※ *については所在地が公表されていない事業所等

要配慮者利用施設の一覧（医療機関等）

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
82	平井皮フ科	田無町 4-17-18 トミール田無 1 階	0.1～0.5	—	健康課
83	平井内科小児科	田無町 4-17-18 トミール田無 1 階	0.1～0.5	—	健康課
84	田無ペインクリニック内 科	南町 4-12-6	1.0～2.0	—	健康課
85	すくすく kids クリニック	南町 5-9-17	0.1～0.5	—	健康課
86	六角地蔵整形外科クリニ ック	西原町 5-1-8 西原クリニックビル 1 階	0.5～1.0	—	健康課
87	小野内科循環器科クリニ ック	西原町 5-1-8 西原クリニックビル 1 階	0.5～1.0	—	健康課
88	すぎはらこどもクリニッ ク	西原町 5-1-17	0.1～0.5	—	健康課
89	ひがき医院	芝久保町 1-11-10	0.1～0.5	—	健康課
90	南しばくぼ診療所	芝久保町 2-22-36	0.1～0.5	—	健康課
91	たなしこどもクリニック	芝久保町 3-4-30 ケル田無 1 階	0.1～0.5	—	健康課
92	やぎさわ内科・脳神経内科	柳沢 6-6-3 トビル 202 号	0.5～1.0	—	健康課
93	仁徳クリニック	中町 4-7-9	0.1～0.5	—	健康課
94	田村クリニック	東町 4-13-23 メープルビル 1 階	0.5～1.0	—	健康課
95	まつばらホームクリニッ ク	東町 4-14-18 かえでビル 2 階 B ク	0.5～1.0	—	健康課
96	安部医院泉町分院	泉町 2-16-11	0.5～1.0	—	健康課
97	保谷内科呼吸器科クリニ ック	住吉町 6-1-26	0.5～1.0	—	健康課
98	保谷北町かなざわファミ リークリニック	北町 1-6-1 レッツビルディング 2 階	0.5～1.0	—	健康課
99	保谷伊藤眼科	北町 1-6-1 レッツビルディング 3 階	0.5～1.0	—	健康課
100	武蔵野徳洲会病院	向台町 3-5-48	0.5～1.0	—	健康課
101	本町歯科	田無町 2-9-6 野崎ビル 201 号	0.1～0.5	—	健康課
102	はせがわ歯科クリニック	田無町 3-1-13 ラ・パレットカレ田無 101	0.1～0.5	—	健康課
103	田無北デンタルクリニッ ク	田無町 3-1-16 矢ヶ崎ビル 1 階	0.1～0.5	—	健康課

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
104	ニイヤマ歯科	田無町 6-6-31	0.1~0.5	—	健康課
105	おばら歯科医院	西原町 5-3-1 レアル田無 105 号 室	0.1~0.5	—	健康課
106	城歯科クリニック	向台町 1-20-9	0.1~0.5	—	健康課
107	志藤歯科医院	向台町 3-6-7	0.1~0.5	—	健康課
108	しげる歯科	向台町 5-1-1	0.1~0.5	—	健康課
109	岩田歯科医院	向台町 6-16-4	0.5~1.0	—	健康課
110	浅沼歯科クリニック	芝久保町 3-4-32	0.1~0.5	—	健康課
111	服部歯科医院	芝久保町 3-9-16	0.1~0.5	—	健康課
112	みずた歯科医院	新町 2-2-2 トムス武蔵野 1 階	0.1~0.5	—	健康課
113	平田歯科クリニック	新町 2-4-3 2 階	0.1~0.5	—	健康課
114	いわさき歯科クリニック	新町 2-9-18	0.1~0.5	—	健康課
115	ほりうち歯科医院	富士町 2-7-11 サオハレビル 1 階	0.1~0.5	—	健康課
116	たきもと歯科医院	東町 2-13-18	0.1~0.5	—	健康課
117	フォレストデンタルクリ ニック	東町 3-1-13 1 階	0.1~0.5	—	健康課
118	たむらデンタルクリニッ ク	東町 4-13-23 メップルヴィレッジ 1 階	0.5~1.0	—	健康課
119	井出歯科	泉町 1-13-4	0.1~0.5	—	健康課
120	泉台歯科医院	泉町 6-1-3	0.1~0.5	—	健康課
121	大槻歯科医院	北町 1-4-2	0.5~1.0	—	健康課
122	岩永歯科クリニック	下保谷 3-7-9	0.5~1.0	—	健康課
123	まつの木歯科医院	下保谷 5-9-19	0.5~1.0	—	健康課
124	さいとう歯科ファミリー メンテナンスルーム	下保谷 5-13-10	0.1~0.5	—	健康課

要配慮者利用施設の一覧（保育所・児童館等）

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
125	田無いづみ幼稚園	西東京市芝久保町 3-6-20	0.1～0.5	－	子育て支援課
126	田無向ヶ丘幼稚園	西東京市芝久保町 1-13-10	0.1～0.5	－	子育て支援課
127	武蔵野大学附属幼稚園	西東京市新町 1-1-20	0.1～0.5	－	子育て支援課
128	明成幼稚園	西東京市西原町 2-2-3	0.5～1.0	－	子育て支援課
129	谷戸幼稚園	西東京市谷戸町 1-16-2	0.1～0.5	－	子育て支援課
130	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25	0.1～0.5	－	保育課
131	向台保育園	南町 3-23-1	0.1～0.5	－	保育課
132	西原保育園	芝久保町 5-4-2	0.5～1.0	－	保育課
133	ひがしふしみ保育園	東伏見 2-11-11	0.5～1.0	－	保育課
134	こまどり保育園	下保谷 2-4-2	0.5～1.0	－	保育課
135	しもほうや保育園	下保谷 3-8-15	0.5～1.0	－	保育課
136	田無北原保育園	北原町 2-1-14	0.1～0.5	－	保育課
137	柳橋保育園	新町 1-11-25	0.1～0.5	－	保育課
138	サムエル保育園	向台町 2-7-21	0.1～0.5	－	保育課
139	和泉保育園	泉町 2-6-10	0.1～0.5	－	保育課
140	サムエル保育園分園	向台町 2-6-11	0.1～0.5	－	保育課
141	田無ひまわり保育園	田無町 7-2-21	0.1～0.5	－	保育課
142	武蔵野どろんこ保育園	西東京市新町 5-14-14	0.1～0.5	－	保育課
143	田無すくすく保育園	南町 1-3-28	0.5～1.0	－	保育課
144	ポピンズナーサリースク ール西東京	田無町 6-5-28	0.1～0.5	－	保育課
145	小規模保育ひまわりのお うち	田無町 4-11-2	0.1～0.5	－	保育課
146	南町 pocapoca 保育室	南町 3-6-9 河合ビル 1F	0.1～0.5	－	保育課
147	生活クラブ保育園ぼむ	泉町 3-12-25 ハスレル保谷 1F	1.0～2.0	－	保育課
148	ビーフェア田無保育園	田無町 5-11-15	0.1～0.5	－	保育課
149	Coco-ro 保育園	東町 3-9-7 サンライズビル 1F	0.1～0.5	－	保育課
150	ビーフェアこども愛々 保育園向台	向台町 3-5-27-147	0.1～0.5	－	保育課
151	北原児童館	北原町 1-16-2	0.1～0.5	－	児童青少年課

No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
152	下保谷児童センター	下保谷 4-3-20	0.1～0.5	－	児童青少年課
153	中町児童館	中町 4-4-1	0.5～1.0	－	児童青少年課
154	田無柳沢児童センター	向台町 1-7-25	0.1～0.5	－	児童青少年課
155	北原学童クラブ	北原町 1-16-2	0.1～0.5	－	児童青少年課
156	下保谷学童クラブ	下保谷 4-3-20	0.1～0.5	－	児童青少年課
157	けやき学童クラブ	芝久保町 5-7-1 けやき小学校 内	1.0～2.0	－	児童青少年課
158	本町学童クラブ	保谷町 1-3-35 保谷小学校内	0.1～0.5	－	児童青少年課
159	東学童クラブ	東町 6-2-33 東小学校敷地内	0.1～0.5	－	児童青少年課
160	みどり学童クラブ	緑町 3-8-3	1.0～2.0	－	児童青少年課
161	向台学童クラブ	向台 3-1-45	0.5～1.0	－	児童青少年課
162	向台第二学童クラブ	向台 3-1-45	0.5～1.0	－	児童青少年課
163	東伏見第一学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷 地内	1.0～2.0	－	児童青少年課
164	東伏見第二学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷 地内	1.0～2.0	－	児童青少年課

要配慮者利用施設の一覧（学校）

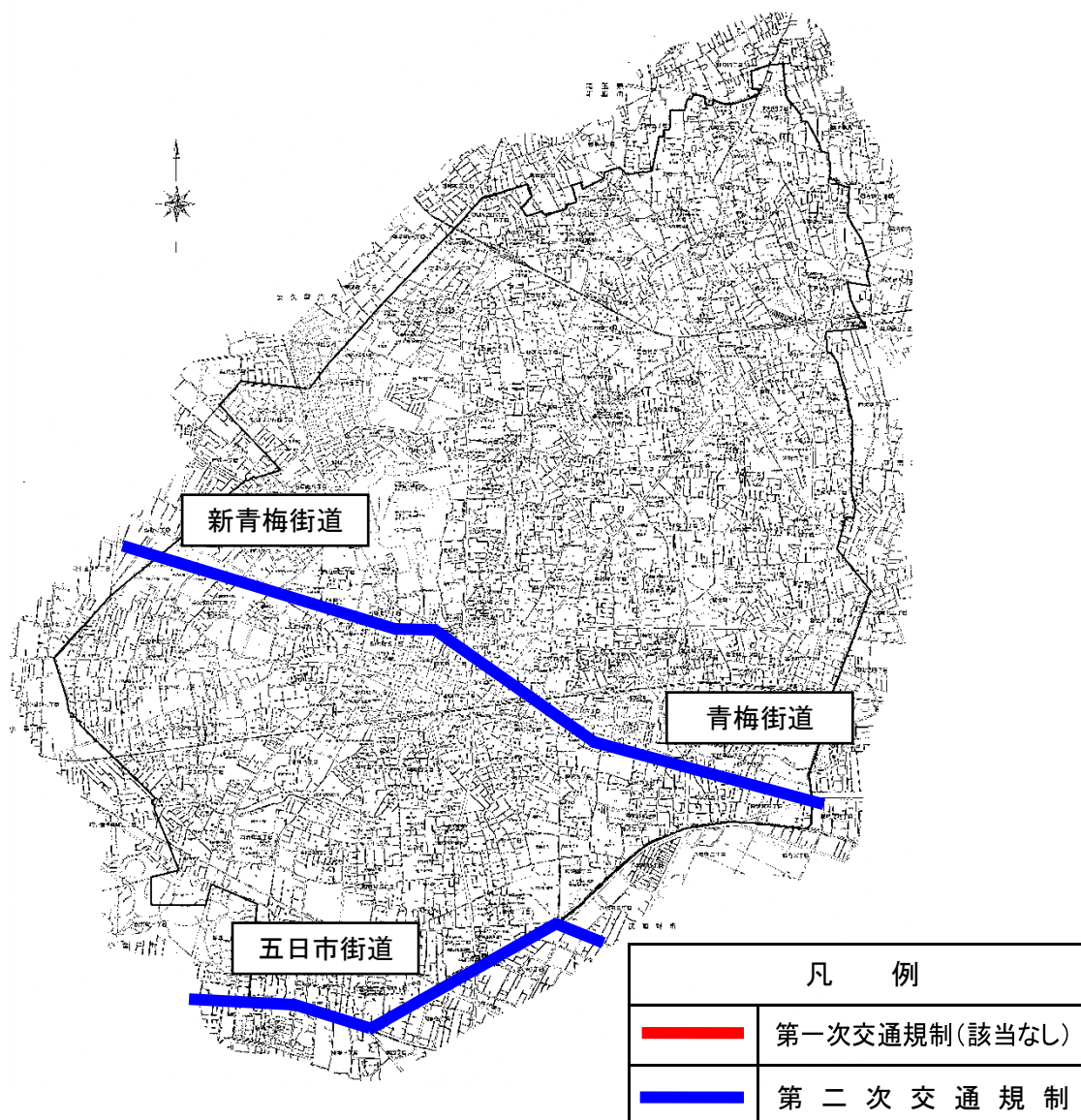
No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分[m]	土砂	担当課
165	田無小学校	田無町 4-5-21	0.1～0.5	－	教育企画課
166	保谷小学校	保谷町 1-3-35	0.1～0.5	－	教育企画課
167	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	0.1～0.5	－	教育企画課
168	谷戸小学校	緑町 3-1-1	0.1～0.5	－	教育企画課
169	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1.0～2.0	－	教育企画課
170	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	0.1～0.5	－	教育企画課
171	向台小学校	向台町 2-1-1	0.1～0.5	－	教育企画課
172	碧山小学校	中町 5-11-4	0.5～1.0	－	教育企画課
173	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	0.1～0.5	－	教育企画課
174	東小学校	東町 6-2-33	0.1～0.5	－	教育企画課
175	柳沢小学校	南町 2-12-37	0.1～0.5	－	教育企画課
176	本町小学校	保谷町 1-14-23	0.1～0.5	－	教育企画課
177	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1.0～2.0	－	教育企画課
178	保谷中学校	保谷町 1-17-4	0.1～0.5	－	教育企画課
179	田無第二中学校	北原町 2-9-1	0.1～0.5	－	教育企画課
180	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	0.1～0.5	－	教育企画課
181	田無第三中学校	西原町 3-4-1	0.1～0.5	－	教育企画課
182	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	0.1～0.5	－	教育企画課
183	田無第四中学校	向台町 2-14-9	0.1～0.5	－	教育企画課
184	明保中学校	東町 1-1-24	0.1～0.5	－	教育企画課
185	武蔵野大学中学校・ 高等学校	新町 1-1-20	3.0～5.0	－	教育企画課

30 石油等危険物施設の現況

(令和3年1月現在) (単位：箇所)

種 別	施 設 数	種 別	施 設 数
屋 内 貯 蔵 所	6	一 般 取 扱 所	25
屋 外 貯 蔵 所	2	給 油 取 扱 所 (営 業)	5
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	0	給 油 取 扱 所 (自 家)	4
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	2	販 売 取 扱 所	1
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	22	指 定 可 燃 物	18
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	5	少 量 危 険 物	128
合 計			218

31 大震災時における交通規制図



32 市各部の車両保有数一覧

(令和2年12月現在)

	保有車両 (台)								計 (台)	無線搭 載車両 (台)
	普通 乗用	小型 乗用	軽乗 用	普通 貨物	小型 貨物	軽貨 物	バス	特種		
総務部	3	2	4	0	2	9	3	15	38	15
市民部	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
子育て支援部	0	0	2	0	1	1	0	0	4	0
健康福祉部	0	2	5	0	0	3	0	0	10	0
生活文化 スポーツ部	0	1	0	0	1	3	0	1	6	0
みどり環境部	0	1	0	0	4	9	0	11	25	0
まちづくり部	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0
都市基盤部	0	0	1	1	1	7	0	2	12	0
教育部	0	0	1	0	2	2	0	0	5	0
合計	3	6	15	1	11	39	3	29	107	15

※数値は貸与車・リース車除く

33 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の種別	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの 6 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生の防衛又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの 10 協定を締結した新聞社等の緊急取材に使用されるもの
確認機関	<p>申請は、申請に係る車両の本拠地を管轄する警察署長を窓口とし、交通部長を経由して東京都公安委員会に対して行うものとする。</p>
確認手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前届出 発災時に緊急通行車両として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。 確認機関による審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という。)を申請者に交付する。 2 確認手続き (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認手続き 届出済証の提出により確認申請書を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両の標章及び確認証明書(以下「標章等」という。)を交付する。 (2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認手続き 確認申請書を作成させるとともに、疎明資料(契約書、協定書、伝票等)により緊急通行車両に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。
除外交通規制	<p>災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外し、申請により標章等を交付する。</p>

34 応急給水活動の概要

想定日程区分 想定・計画項目		発 災 後	発 災 後	発 災 後	発 災 後	発 災 後	発 災 後	
		1 日	2 ～ 3 日	4 ～ 7 日	8 ～ 14 日	15 ～ 28 日	29 日以降	
1 人 1 日 の 確 保 水 量		3 リットル		7 リットル	20 リットル	100 リットル	一部を除き通常給水	
市 民 の 活 動		火災及び家屋の倒壊等の被害により、市民は避難広場または広域避難場所に避難する。	家屋の被害が軽微 若しくは免れた市民は帰宅し、被災者は避難所に移動する。			一部の市民は避難所にいるが、市内はほぼ正常化する。		
防 災 市 民 組 織 の 活 動 (町会・自治会の自主活動の要請)			町会・自治会での連絡					
市 内 の 活 動 概 要	水 道 施 設 の 被 害 状 況 (応急復旧の状況)	配水管の破損等で送水停止	基幹施設の被害調査 緊急配水操作の実施	取水・導水・浄水・送水・配水施設の復旧開始	配水の再開 配水幹線通水	配水小管復旧工事及び宅内給水装置の復旧開始		
	応 急 給 水 活 動 の 方 針	市内の断水状況の把握 1次給水拠点の開設	1次給水拠点で給水運搬給水体制の確立 配水管の通水状況を確認し、仮設給水栓の設置開始	配水管までの復旧開始 運搬給水の開始	復旧工事に合わせた配水操作による断水区域の縮小化 仮設給水栓による応急給水区域の拡大化	各戸給水の開始	断水区域はほぼ解消される。 一部断水区域に緊急給水の強化	
応 急 給 水 活 動	優 先 給 水	医療機関・医療救護所	優先的に給水する。	左記に同じ	左記に同じ	徐々に配水管等の復旧に伴い運搬給水及び仮設給水栓による給水の要望は低下する。		
	簡 易 給 水 施 設 の 設 置	芝久保給水所・保谷町給水所・西東京栄町配水所	配水池、配水塔、配水幹線の利用 簡易給水施設の設置及び運搬給水体制の確立	○	○	○	△	
	運 搬 給 水	各 小 ・ 中 学 校 の 受 水 槽	各小・中学校への避難状況と被害状況を把握し、必要であれば運搬給水する(※2)。		△	△	△	△
		簡 易 貯 水 槽	避難所に簡易貯水槽を設置し給水する。		△	△	△	△
		災 害 対 策 用 受 水 槽	協定書に基づき、市民は水の供給を受けられる。		△	△	△	△
	震 災 用 井 戸	上記に同じ		△	△	△	△	
	消 火 栓 に 仮 設 給 水 栓 を 設 置	避難所付近の指定された消火栓を利用して応急給水する。		△	△	徐々に配水管等の復旧に伴い仮設給水栓による給水の要望は低下する。		
	避 難 所 に 設 置 す る 応 急 給 水 栓	避難所に設置した応急給水栓を利用して応急給水する。		△	△	徐々に配水管等の復旧に伴い仮設給水栓による給水の要望は低下する。		
	仮 設 管 に よ る 臨 時 給 水 栓		×	△	△	○	○	△
各 戸 給 水		×	×	×	×	△	○	

※1 ○は実施 △は必要に応じて実施 ×は実施できない。

※2 各小・中学校の受水槽は災害時でも8分目までは水が入っているため、学校内の給水施設が無被害なら取水することが可能である。仮に、被害を受けても、直接受水槽から取水することが可能である。

35 市の施設に設置された受水槽

(令和3年9月現在)

番号	施設名	所在地	容量(m ³)
1	田無小学校	田無町 4-5-21	24
2	保谷小学校	保谷町 1-3-35	20
3	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	30
4	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	24
5	谷戸小学校	緑町 3-1-1	28
6	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	24
7	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	20
8	向台小学校	向台町 2-1-1	30
9	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	10
10	栄小学校	栄町 2-10-9	20
11	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	40
12	東小学校	東町 6-2-33	24
13	柳沢小学校	南町 2-12-37	27.9
14	上向台小学校	向台町 6-7-28	32
15	本町小学校	保谷町 1-14-23	30
16	住吉小学校	住吉町 5-2-1	36
17	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	43.2
18	田無第一中学校	南町 6-9-37	32
19	保谷中学校	保谷町 1-17-4	14
20	田無第二中学校	北原町 2-9-1	20
21	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	15
22	田無第三中学校	西原町 3-4-1	24
23	青嵐中学校	北町 2-13-17	30
24	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	24
25	田無第四中学校	向台町 2-14-9	30
26	明保中学校	東町 1-1-24	18
27	西原総合教育施設	西原町 4-5-6	30
28	田無庁舎	南町 5-6-13	37
39	保谷庁舎	中町 1-5-1	25.5
30	防災センター	中町 1-5-1	13
31	保谷こもれびホール	中町 1-5-1	26
32	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12	18
33	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘 2-8-27	8
34	富士町福祉会館	富士町 6-6-13	8
35	障害者総合支援センター	田無町 4-17-14	8
36	総合体育館	向台町 5-4-20	12.5

36 災害対策用受水槽協定一覧

(令和3年4月現在)

番号	管理者	所在地
1	(株) インテージ	谷戸町 2-14-11
2	学校法人 日本文華学園	西原町 4-5-85
3	シチズン時計(株) 東京事業所	田無町 6-1-12
4	郵便事業株式会社 西東京支店	田無町 3-2-2
5	住友重機械工業(株) 田無製造所	谷戸町 2-1-1
6	東京みらい農業協同組合	田無町 5-10-1

37 応急給水資器材配置・使用場所一覧

(令和3年9月現在)

番号	保管施設名	所在地	給水実施予定場所	所在地
1	田無小学校	田無町 4-5-21	保管施設で使用	—
2	保谷小学校	保谷町 1-3-35	〃	—
3	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	〃	—
4	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	〃	—
5	谷戸小学校	緑町 3-1-1	〃	—
6	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	〃	—
7	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	〃	—
8	向台小学校	向台町 2-1-1	〃	—
9	碧山小学校	中町 5-11-4	〃	—
10	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	〃	—
11	栄小学校	栄町 2-10-9	〃	—
12	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	〃	—
13	東小学校	東町 6-2-33	〃	—
14	柳沢小学校	南町 2-12-37	〃	—
15	上向台小学校	向台町 6-7-28	〃	—
16	本町小学校	保谷町 1-14-23	〃	—
17	住吉小学校	住吉町 5-2-1	〃	—
18	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	〃	—
19	田無第一中学校	南町 6-9-37	〃	—
20	保谷中学校	保谷町 1-17-4	〃	—
21	田無第二中学校	北原町 2-9-1	〃	—
22	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	〃	—

23	田無第三中学校	西原町 3-4-1	〃	—
24	青嵐中学校	北町 2-13-17	〃	—
25	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	〃	—
26	田無第四中学校	向台町 2-14-9	〃	—
27	明保中学校	東町 1-1-24	〃	—
28	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20	〃	—
29	新町福祉会館	新町 5-2-7	〃	—
30	しもほうや保育園	下保谷 3-8-15	〃	—
31	住吉会館	住吉町 6-1	〃	—
32	西原総合教育施設	西原町 4-5-6	〃	—
33	田無庁舎	南町 5-6-13	〃	—
34	保谷庁舎	中町 1-5-1	〃	—
35	都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	〃	—
36	都立田無高等学校	向台町 5-4-34	〃	—
37	都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	〃	—
38	学校法人日本文華学園文華女子高等学校	西原町 4-5-85	〃	—
39	防災センター	中町 1-5-1	北原児童館	北原町 1-16-2
40	第六分団詰所備蓄庫	谷戸町 1-22-8	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町 3-23-8
41	第二分団詰所備蓄庫	向台町 3-6-26	西東京市総合体育館	向台町 5-4-20
42	プロムナード東伏見備蓄倉庫	富士町 1-7-67	東伏見ふれあいプラザ	富士町 4-33-15

38 運搬給水機材関係

運搬給水機材名	形 状 ・ 規 格	数 量	備 考
給 水 タ ン ク	1,000 リットル	1 台	⇒明保中学校
	1,000 リットル	4 台	⇒西原総合教育施設
	1,000 リットル	2 台	⇒栄小学校
簡 易 貯 水 槽	1.8m×1.8m×0.7m 2,000 リットル (組立式)	2 台	
ポ リ タ ン ク	20 リットル	340 個	運搬又は配布用
大 型 4 口 蛇 口 付 パ イ プ	65 φ/mm	5 台	⇒芝久保給水所
鉄 製 ス タ ン ド	三脚式	12 脚	大型 4 口蛇口付パイプの支え用 ⇒芝久保給水所
ホ ー ス	5 m	10 本	⇒芝久保給水所
	20m	10 本	⇒芝久保給水所
エ ン ジ ン ポ ンプ		4 台	⇒芝久保給水所

39 震災用井戸一覧

(1) 市保有分

番号	管理番号	所在地	管理者
1	301	西東京市保谷町 1-3-35	保谷小学校
2	303	西東京市柳沢 4-2-11	保谷第二小学校
3	306	西東京市中町 5-11-4	碧山小学校
4	307	西東京市栄町 2-10-9	栄小学校
5	310	西東京市保谷町 1-14-23	本町小学校
6	311	西東京市住吉町 5-2-1	住吉小学校
7	314	西東京市北町 2-13-17	青嵐中学校
8	315	西東京市柳沢 3-8-22	柳沢中学校
9	316	西東京市東町 1-1-24	明保中学校
10	317	西東京市谷戸町 1-22	谷戸せせらぎ公園
11	318	西東京市富士町 1-7	さくら公園
12	319	西東京市緑町 3-2	西東京いこいの森公園
13	308	西東京市泉町 3-6	泉小わくわく公園

(2) 民間保有分

※敬称略

番号	管理番号	所在地	管理者
1	2	西東京市田無町 2-21-18	影山 富司夫
2	3	西東京市田無町 3-7-4	(宗) 田無神社
3	4	西東京市田無町 4-6-11	泉田 剛志
4	7	西東京市田無町 6-9-1	前田 日出子
5	10	西東京市南町 1-12-22	新井 鉄夫
6	15	西東京市南町 2-9-18	新井 研一
7	16	西東京市南町 2-12-11	竹本 博
8	17	西東京市南町 3-13-14	山本 夷正
9	20	西東京市南町 3-17-11	村山 仁
10	22	西東京市南町 3-18-14	矢ヶ崎 佐市
11	23	西東京市南町 4-13-9	小峰 幸治
12	24	西東京市南町 5-9-17	濱野 進
13	25	西東京市南町 5-9-29	私市 源三郎
14	26	西東京市南町 6-2-10	新倉 健治
15	27	西東京市南町 6-3-21	田中 信子
16	28	西東京市南町 6-3-41	中村 勇

番号	管理番号	所在地	管理者
17	29	西東京市南町 6-5-52	大谷 辰夫
18	34	西東京市西原町 2-1-30	安田 勝治
19	35	西東京市西原町 2-1-46	海老沢 孫次
20	37	西東京市西原町 2-6-24	並木 善衛
21	38	西東京市西原町 3-8-18	河合 一雄
22	39	西東京市西原町 4-3-13	小泉 吉男
23	41	西東京市緑町 1-1-1	東大農学部農場
24	42	西東京市緑町 1-1-1	東大農学部農場
25	43	西東京市緑町 1-1-1	東大農学部農場
26	44	西東京市緑町 1-2-2	尾林 晃
27	45	西東京市緑町 2-20	緑町西原自治会 代表 高橋 麗子
28	46	西東京市緑町 3-4-8	神津 真人
29	47	西東京市緑町 3-5-18	野武 文雄
30	48	西東京市谷戸町 1-4-3	鈴木 信子
31	50	西東京市谷戸町 1-27-12	下田 博
32	51	西東京市谷戸町 2-13-11	阿部 茂男
33	52	西東京市谷戸町 3-1-12	畠山 寿美子
34	54	西東京市谷戸町 3-14-14	長谷川 多一
35	55	西東京市谷戸町 3-14-17	下田 善太郎
36	56	西東京市谷戸町 3-13	下田 善太郎
37	61	西東京市北原町 1-36-25	桑原 一実
38	64	西東京市北原町 3-3-37	西潟 克夫
39	67	西東京市北原町 3-6-1	海老沢 徳治
40	70	西東京市向台町 1-16-20	後藤 静子
41	2	西東京市田無町 2-21-18	影山 富司夫
42	71	西東京市向台町 2-3-29	栗島 タカ子
43	72	西東京市向台町 2-4-16	海老沢 誠一
44	73	西東京市向台町 2-13-53	土方 元光
45	74	西東京市向台町 2-13-57	土方 卯市
46	75	西東京市向台町 2-16-29	新井 浅浩
47	76	西東京市向台町 3-1-11	田無の会 たんぽぽ
48	78	西東京市向台町 3-2-19	新井 二三夫
49	79	西東京市向台町 3-4-11	新井 広
50	81	西東京市向台町 4-14-6	尾林 長一

番号	管理番号	所在地	管理者
51	82	西東京市向台町 4-17-6	小峰 伸治
52	83	西東京市向台町 5-5-12	岡部 恵美子
53	86	西東京市向台町 5-6-15	野口 勝之
54	93	西東京市芝久保町 1-25-7	鈴木 俊子
55	94	西東京市芝久保町 3-4-2	鶴野 勝司
56	98	西東京市芝久保町 2-18-2	内田 富行
57	99	西東京市芝久保町 2-21-21	藤田 英子
58	100	西東京市芝久保町 2-1-1	相田 卓美
59	101	西東京市芝久保町 3-5-55	大谷 光康
60	102	西東京市芝久保町 3-10-1	小池 洋子
61	104	西東京市芝久保町 4-4-4	村田 利夫
62	107	西東京市芝久保町 5-1-8	濱野 智治
63	108	西東京市芝久保町 5-1-12	浜野 祐次
64	110	西東京市芝久保町 5-2-8	村田 利夫
65	111	西東京市田無町 2-19-7	飯塚 清貴
66	113	西東京市緑町 3-5-8	小林 靖
67	114	西東京市谷戸町 1-1-1	滝島 光男
68	116	西東京市向台町 4-10-16	小峯 浩一
69	117	西東京市西原町 2-4	中野 恭一郎
70	118	西東京市南町 6-2-14	新倉 庄次郎
71	119	西東京市向台町 6-4-12	鈴木 一成
72	202	西東京市新町 3-2-30	平井 富士子
73	203	西東京市新町 3-11-1	平井 政好
74	205	西東京市新町 5-13-15	桜井 勇二
75	206	西東京市新町 6-11-27	保谷 京子
76	207	西東京市柳沢 1-10-10	脇坂 瑠美子
77	209	西東京市柳沢 3-1-19	養田 悦雄
78	210	西東京市柳沢 5-7-2	新田 登志
79	211	西東京市柳沢 5-9-16	名古屋 幸子
80	213	西東京市東伏見 3-2-6	井口 忠雄
81	214	西東京市東伏見 4-4-3	岩崎 榮一
82	215	西東京市東伏見 4-8-11	篠宮 武男
83	216	西東京市東伏見 5-1-18	金子 敏乃
84	217	西東京市東伏見 5-2-5	金子 国和
85	218	西東京市東伏見 6-8-12	岡山 衆太郎

番号	管理番号	所在地	管理者
86	220	西東京市保谷町 1-19-11	瀧島 信夫
87	221	西東京市保谷町 2-14-11	細田 修克
88	223	西東京市保谷町 4-9	保谷団地自治会 会長 三品 茂
89	225	西東京市保谷町 6-7-15	加藤 嘉宏
90	228	西東京市富士町 2-2-23	北島 操
91	230	西東京市富士町 4-10-3	小菅 英子
92	250	西東京市泉町 5-1-12	下田 伸一
93	251	西東京市泉町 6-1-18	岩崎 フヂ子
94	252	西東京市泉町 6-6-27	本橋 佐一
95	254	西東京市住吉町 3-3-2	保谷 隆司
96	256	西東京市住吉町 6-3-20	桜井 益君
97	257	西東京市住吉町 6-6-4	保谷 昭子
98	258	西東京市住吉町 6-12-21	下田 武志
99	259	西東京市ひばりが丘 1-13-1	小林 和江
100	268	西東京市栄町 1-13-8	本橋 岩男
101	271	西東京市北町 1-3-30	蓮見 元彦
102	272	西東京市北町 1-5-10	加藤 利男
103	276	西東京市北町 5-7-2	落合 敬子
104	277	西東京市北町 6-1-18	加藤 剛正
105	281	西東京市下保谷 4-15-19	高橋 俊男
106	282	西東京市富士町 5-4-23	保谷 源三郎
107	284	西東京市ひばりが丘北 1-9-20	さつき会 代表 中井 邦夫
108	285	西東京市住吉町 2-11-16	下田 雅一
109	286	西東京市東伏見 5-10-6	菅野 俊彦
110	288	西東京市東町 3-1-2	新保 公子
111	289	西東京市新町 5-6-29	鈴木 淑雄
112	290	西東京市東町 2-5-17	本橋 利容
113	292	西東京市栄町 1-16-10	柏木 華枝
114	293	西東京市東伏見 3-7-18	島崎 聰
115	294	西東京市芝久保町 1-20 (芝久保町 1-1472)	鈴木 俊子
116	295	西東京市南町 6-10 (南町 6-1387)	中村 金三

番号	管理番号	所在地	管理者
117	296	西東京市向台町3-5	ガイガーデン サ ビジデンス 管理組合
118	299	西東京市北町3-5	加藤 民幸
119	300	西東京市南町5-20-7	小松 久子
120	350	西東京市南町1-5-15	西川 昭吉
121	351	西東京市北町5-8-25	本橋 昭治
122	354	西東京市柳沢2-11-15	松本 晴男
123	355	西東京市谷戸町1-15-3	藤嶋 章人
124	356	西東京市芝久保町3-8-5	鶴野 文夫
125	358	西東京市南町6-9-3	小林 和子
126	359	西東京市西原町2-1873	並木 善衛
127	360	西東京市向台町6-4-14	田倉 寿治
128	362	西東京市南町5-14-13	安藤 貞夫
129	363	西東京市中町6-8-22	富岡 誠一
130	364	西東京市田無町1-11-2	河上 公子
131	366	西東京市緑町2-2-4	関 直
132	367	西東京市新町3-7-2	平井 孝幸
133	368	西東京市新町3-6	平井 孝幸
134	369	西東京市東町4-8-26	岡村 昭二
135	370	西東京市保谷町5-11-12	牛山 裕夫
136	371	西東京市柳沢5-15-28	松本 和弘
137	372	西東京市向台町1-7-10	下田 浩
138	373	西東京市ひばりが丘北4-6-20	綿貫 勝
139	374	西東京市柳沢6-7-7	松本 嘉明
140	375	西東京市芝久保町3-5-15	大谷 勝
141	376	西東京市南町5-17-1	伊崎 由美子
142	235	西東京市中町1-7-17	内田 文子
143	237	西東京市中町2-2-24	五十嵐 淳子
144	238	西東京市中町4-3-19	都築 貞夫
145	240	西東京市中町5-3-20	貫井 トミ
146	241	西東京市東町1-3-9	星 則子
147	244	西東京市東町4-1-1	浜中 昇
148	245	西東京市東町4-6-10	豊田 竹治
149	246	西東京市東町5-9-27	高橋 秀夫
150	248	西東京市泉町1-2-16	下田 勇

番号	管理番号	所在地	管理者
151	249	西東京市泉町 1-16-14	野口 幸尚
152	377	西東京市富士町 2-6-16	下田 直広
153	378	西東京市栄町 2-4-23	本橋 好昭
154	380	西東京市田無町 4-24-15	医療法人社団 時正会 佐々総合病院
155	381	西東京市南町 3-18-14	矢ヶ崎 宏行
156	382	西東京市東伏見 2-1-10	栗田 和雄
157	383	西東京市下保谷 3-1-1	角山 春樹
158	384	西東京市中町 5-3-20	貫井 耕一
159	385	西東京市芝久保町 2-13-21	井上 春江
160	386	西東京市南町 4-19-20	目崎 久子
161	387	西東京市南町 4-19-21	落合 ヒデ
162	388	西東京市保谷町 5-14-3	竹花 宣子
163	389	西東京市ひばりが丘北 1-9-31	本橋 勇一

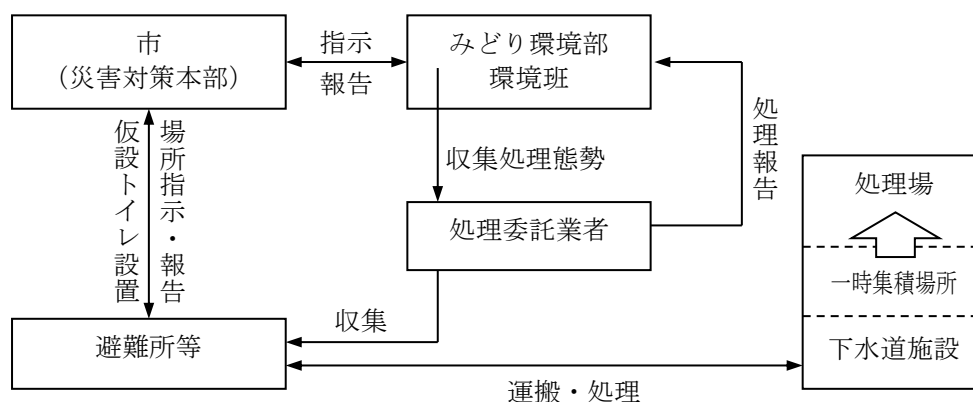
40 防災備蓄倉庫の現況

(令和3年9月現在)

番号	施設名	所在地	構造等	面積 (㎡)
【庁舎内倉庫】				
1	田無庁舎地下倉庫	南町5-6-13	RC	57.60
2	防災センター地下備蓄庫	中町1-5-1	RC	135.16
3	防災センター4階備蓄庫Ⅰ(右)	中町1-5-1	RC	12.00
4	防災センター4階備蓄庫Ⅰ(左)	中町1-5-1	RC	12.00
5	防災センター4階備蓄庫Ⅱ	中町1-5-1	RC	33.00
【資機材倉庫】				
6	保谷町五丁目倉庫(旧消防団詰所)	保谷町5-5-19	RC	19.80
7	住吉町六丁目倉庫(旧消防団詰所)	住吉町6-5-5	RC	51.84
【水防資器材倉庫】				
8	谷戸イチョウ公園資機材倉庫	谷戸町2-12	アルミ合金製	9.60
9	保谷庁舎南分庁舎	中町1-5-1	RC	80.00
【避難所倉庫】				
10	田無小学校	田無町4-5-21	アルミ合金製	9.58
11	保谷小学校	保谷町1-3-35	ステンレス製	28.80
12	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	ステンレス製	47.80
13	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	ステンレス製	28.80
14	谷戸小学校	緑町3-3-1	アルミ合金製	9.60
15	東伏見小学校	東伏見6-1-28	亜鉛鉄板製	16.94
			空教室	32.37
16	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	RC	48.03
17	向台小学校	向台町2-1-1	アルミ合金製	25.80
18	碧山小学校	中町5-11-4	ステンレス製	29.00
19	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	アルミ合金製	9.60
20	栄小学校	栄町2-10-9	ステンレス製	28.80
21	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	アルミ合金製	9.60
22	東小学校	東町6-2-33	ステンレス製	14.40
23	柳沢小学校	南町2-12-37	アルミ合金製	9.60
24	上向台小学校	向台町6-7-28	アルミ合金製	9.60
25	本町小学校	保谷町1-14-23	ステンレス製	40.18
26	住吉小学校	住吉町5-2-1	ステンレス製	29.00
27	けやき小学校	芝久保町5-7-1	アルミ合金製	9.60
28	田無第一中学校	南町6-9-37	亜鉛鉄板製	21.27
29	田無第二中学校	北原町2-9-1	亜鉛鉄板製	15.11

番号	施設名	所在地	構造等	面積 (㎡)
30	田無第三中学校	西原町 3-4-1	亜鉛鉄板製	16.94
31	田無第四中学校	向台町 2-14-9	亜鉛鉄板製	16.94
32	保谷中学校	保谷町 1-17-4	ステンレス製	26.78
33	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	R C	47.58
34	青嵐中学校	北町 2-13-17	ステンレス製	47.80
35	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	軽量鉄骨造	30.84
36	明保中学校	東町 1-1-24	R C	133.35
【拠点配備避難所補完倉庫】				
37	田無町七丁目都営住宅	田無町 7-8-14	R C	30.00
38	緑町三丁目都営住宅	緑町 3-8-3	R C	30.00
39	プロムナード東伏見備蓄倉庫	富士町 1-7-67	R C	65.49
40	ひばりが丘二丁目倉庫(旧消防団詰所)	ひばりが丘 2-2-25	軽量鉄骨造	60.00
41	第二分団詰所備蓄倉庫	向台町 3-6-26	亜鉛鉄板製	6.50
42	第五分団詰所備蓄倉庫	西原町 4-5-76	アルミ合金製	14.40
43	第六分団詰所備蓄倉庫	谷戸町 1-22-8	R C	16.00
44	都営田無町七丁目アパート広場	田無町 7-6	ステンレス製	9.60
45	西原総合教育施設	西原町 4-5-6	アルミ合金製	9.60
			ステンレス製	29.00
【公園倉庫】				
46	ひばりが丘北わんぱく公園	ひばりが丘北 2-2	ステンレス製	9.60
47	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	軽量鉄骨造	30.00
48	北宮ノ脇公園	北町 5-4	ステンレス製	13.39
49	芝久保三丁目ふれあい公園	芝久保町 3-19	ステンレス製	13.39
50	泉小わくわく公園	泉町 3-6	ステンレス製	43.47
【福祉避難所倉庫】				
51	新町福祉会館	新町 5-2-7	ステンレス製	14.40
52	けやき保育園	西原町 4-5-96	ステンレス製	14.40
53	住吉会館 ルピナス	住吉町 6-15-6	ステンレス製	13.39
54	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25	R C	5.86
55	すみよし保育園	住吉町 3-14-14	R C	21.76
56	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20	R C	15.9
57	障害者総合支援センター	田無町 4-17-14	R C	23.0
			R C	52.0
合計面積				1,688.26

41 し尿処理体制



【仮設トイレ等の備蓄状況】

(令和3年1月現在)

種 類	数 量	保管場所
簡易トイレ	1,070 基	市内 27 小中学校、各防災備蓄倉庫
マンホールトイレ	98 か所	谷戸第二小学校 5 か所 柳沢小学校 5 か所 芝久保小学校 5 か所 上向台小学校 5 か所 中原小学校 5 か所 田無第一中学校 5 か所 田無第三中学校 5 か所 田無第四中学校 5 か所 西原総合教育施設 5 か所 障害者総合支援センター 5 か所 西東京いこいの森公園 31 か所 おおぞら公園 1 か所 北宮ノ脇公園 3 か所 芝久保三丁目ふれあい公園 3 か所 泉小わくわく公園 10 か所
使い捨て資材	300 箱 (100 個/箱)	

42 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものとする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害		住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。		
非住家被害		非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。			
その他被害	田畑	流失 埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

被害項目	報告基準	
学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
鉄道不通	列車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。	
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。	
被害金額	公立学校	公立の学校とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設災害市町村	公立学校、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

被害項目		報告基準
被害金額	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(出典：災害報告取扱要領)

43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（東京都規則）

救助の種類	救助の対象	令和元年度 費用の限度額	救助の期間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費 1人1日あたり330円以内 加算額 ① 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とする。 2 輸送費は別途計上
70 応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。	1 建設型仮設住宅 1戸当たり 5,714,000円以内 2 借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額	1 建設型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 救助期間：完成の日から最長2年 2 借上型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年	1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。

救助の種類	救助の対象	令和元年度 費用の限度額	救助の期間	備 考																																									
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日あたり1,160円以内	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額																																									
		2 下記金額の範囲内																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全流出</td> <td>夏季</td> <td>18,800円</td> <td>24,200円</td> <td>35,800円</td> <td>42,800円</td> <td>54,200円</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,200円</td> <td>40,400円</td> <td>56,200円</td> <td>65,700円</td> <td>82,700円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>6,100円</td> <td>8,300円</td> <td>12,400円</td> <td>15,100円</td> <td>19,000円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,000円</td> <td>13,000円</td> <td>18,400円</td> <td>21,900円</td> <td>27,600円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全流出	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円	冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円	半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円	冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																						
全壊 全流出	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円																																						
	冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円																																						
	冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円																																						

救助の種類	救助の対象	令和元年度 費用の限度額	救助の期間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 — 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所 — 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 — 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円	災害発生の日から1か月以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等による	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実	災害発生の日から （教科書） 1か月以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	救助の対象	令和元年度 費用の限度額	救助の期間	備考
	り学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒	費 2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	(文房具及び通学用品) 15日以内	
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1体あたり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,500円以内 2 一時保存 ①既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ②既存建物以外は、1体当たり 5,400円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	救助の対象	令和元年度 費用の限度額	救助の期間	備 考
		3 検案 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする	1 世帯あたり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

災害復旧・復興計画に関する資料

44 市による災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給 対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 市の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 市内において災害救助法が適用された場合の災害 3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの 昭和49年1月31日 厚生省第88号 厚生事務次官通知	1 災害弔慰金の支給に関する法律、西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例 2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村 (条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 市 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	死亡者1人につきその死亡者死亡当時に、生計を主として維持していた場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する場合 3 災害に際し、市長の避難指示に従わなかったことなど、市長が支給を不適当と認めた場合
災害障害見舞金			両眼を失明したもの等、同法の別表に掲げる程度の障害がある者	生計を主として維持していた場合 250万円 それ以外の場合 125万円	
災害見舞金		西東京市災害見舞金条例(平成13年西東京市条例第94号)	災害により被害を受けた市民又はその遺族	死亡 2万円 規則で定める程度の障害 5千円 住居の全壊、流失又は全焼 2万円 住居の半壊又は半焼 1万円 住居の床上浸水 1万円 住居の部分損壊等 5千円	1 災害による被害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成13年西東京市条例第93号)第3条の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合

45 激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上</p>
第5条	農地等の災害復旧 事業等に係る補助 の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上</p>
第6条	農林水産業共同利 用施設災害復旧事 業費の補助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 なお、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条	天災による被害農 林漁業者等に対す る資金の融通に関 する暫定措置の特 例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3%……の県が1以上</p> <p>ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 11 条の 2	森林災害復旧事業 に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5 %</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5 %</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60%……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1 % ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第 12 条	中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2 %
第 13 条	小規模企業者等設 備導入資金助成法 による貸付金の償 還期間等の特例	<p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06 %</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2 %……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第 16 条	公立社会教育施設 災害復旧事業に対 する補助	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 17 条	私立学校施設災害 復旧事業に対する 補助	
第 19 条	市町村が施行する 感染症予防事業に 関する負担の特例	

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数\geq4,000 戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数\geq2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数\geq200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数\geq1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数\geq400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材費の補助の特例	
第 25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

46 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>1 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害</p> <p>ア 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20%</p> <p>ウ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50億円) × 60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>2 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% を超える市町村（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第6条	農林水産業共同 利用施設災害復 旧事業費の補助 特例	<p>3 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村 (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)が 1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を 除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に 掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該 災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設 に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額 ×10%を超える市町村 (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災 害 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算 した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の 2	森林災害復旧事 業に対する補助	<p>4 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) >当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) ×25%を超える市町村が1以上ある災害</p>
第12条	中小企業信用保 険法による災害 関係保証の特例	<p>5 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% を超える市町村(被害額が1千万円のものを除く。)が1以上ある災 害</p>
第13条	小規模企業者等 設備導入資金助 成法による貸付 金の償還期間等 の特例	<p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場 合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る 元利償還金の基 準財政需要額へ の算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

協定に関する資料

47 公共機関等の協定一覧

(令和3年4月現在)

種別	ページ番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
相互応援	91	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	東京都26市3町1村	
	93	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月19日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	
	99	災害時における相互応援に関する協定	平成15年5月26日	山梨県北杜市	旧須玉町
	102	災害時における相互応援に関する協定	平成15年11月9日	千葉県勝浦市	
	104	災害時における相互応援に関する協定	平成17年10月28日	福島県南会津郡下郷町	
	106	災害時における相互応援に関する協定	平成18年11月28日	茨城県行方市	旧麻生町
	108	災害時における相互応援に関する協定	平成22年8月20日	練馬区	
	111	災害時における相互応援に関する協定	平成23年8月16日	新座市	
	114	西東京市災害時における相互応援に関する協定	平成16年3月29日	郵便事業株式会社 西東京郵便局	
	116	災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年8月3日	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社	
情報・通信関係	118	災害時における災害情報等の放送に関する協定	平成13年4月1日	株式会社エフエム西東京	
	120	災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成19年12月14日	株式会社ジェイコム関東西東京局	
	122	災害時における情報発信等に関する協定	平成27年8月26日	ヤフー株式会社	
	124	非常通信の運用に関する協定	平成20年3月7日	東京消防庁 西東京消防署	
	126	災害時の情報交換に関する協定	平成24年8月27日	国土交通省 関東地方整備局	

種別	ページ番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
	128	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 28 年 7 月 6 日	東日本電信電話株式会社	
	131	緊急速報発信ツールの活用に関する協定	平成 30 年 8 月 1 日	東京ガス株式会社	
応急対策業務	133	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 16 年 8 月 1 日	西東京市建災防協会	
	135	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	西東京市造園工業事業協力会	
	138	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 26 年 4 月 22 日	東京土建一般労働組合 西東京支部	
	141	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 21 年 7 月 14 日	東京都下水道局流域下水道本部	
	143	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	平成 30 年 10 月 29 日	東京都下水道局・ 多摩地域30市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合	
	150	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	平成 23 年 4 月 25 日	西東京市清掃事業協同組合	
	153	災害時における隊友会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	東京都隊友会西東京支部	
	155	災害時における防衛協会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	西東京市防衛協会	
	157	災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定	平成 28 年 2 月 17 日	一般社団法人東京都自動車整備振興会西東清支部	
	160	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成 29 年 6 月 29 日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	
163	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 29 年 12 月 27 日	首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京西地区、西東京東地区		
給水活動	166	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	
	169	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	

種別	ページ番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
	173	災害時における応急給水に関する協定	平成 21 年 7 月 1 日	西東京市水友会	
	175	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成 29 年 5 月 25 日	東京都水道局	
	180	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 11 月 6 日	東京都立保谷高等学校	
	186	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 12 月 13 日	学校法人日本文華学園	
	192	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年 12 月 20 日	東京都立田無工業高等学校	
	198	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和 2 年 2 月 3 日	東京都立田無高等学校	
給水 (飲料水)	204～ 215	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 8 月 9 日他	東京みらい農業協同組合 外 5 件	
	216	災害時における飲用水調達に関する協力協定	平成 24 年 8 月 20 日	西東京市小売酒販組合	
	218	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成 23 年 5 月 16 日	株式会社八洋	
食糧・物資等	220	災害時における米穀調達に関する協力協定	平成 13 年 8 月 1 日	西東京市米穀小売商組合	
	222	災害時における麺類等の供給に関する協定	平成 14 年 11 月 7 日	保谷麵業会	
	224	災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定	平成 19 年 11 月 9 日	東京みらい農業協同組合	
	227	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社アスタ西東京	
	229	災害時における生活必需品の供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社西友リヴィン田無店	
	231	災害時における応急物資の供給に関する協定	平成 25 年 6 月 7 日	株式会社イトーヨーカ堂	
	233	災害時における畳の提供等に関する協定	平成 27 年 11 月 24 日	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	
235	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	株式会社アクティオ		

種別	ページ番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
	238	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	日立建機日本株式会社	
	241	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成 30 年 10 月 4 日	株式会社源産業	
	244	災害時における福祉用具等の供給協力	平成 30 年 10 月 10 日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	
	247	災害時における応急食料の供給協力に関する協定	平成 30 年 12 月 12 日	山崎製パン株式会社	
医療関係	250	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 13 年 8 月 1 日	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部	旧 公 益 社 団 法 京 人 東 京 都 柔 道 接 骨 師 会
	252	災害時の医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	一般社団法人西東京市医師会	旧 社 団 法 人 西 東 京 市 医 師 会
	255	災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	公益社団法人西東京市歯科医師会	旧 社 団 法 人 西 東 京 市 歯 科 医 師 会
	258	災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定	平成 22 年 9 月 1 日	一般社団法人西東京市薬剤師会	
	261～ 270	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	アルフレッサ株式会社 外 4 件	
	271	災害時の市と獣医師会との協力に関する協定	平成 15 年 6 月 18 日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会	
	273	西東京市災害薬事コーディネーターに関する協定	令和元年 7 月 23 日	一般社団法人西東京市薬剤師会	
	燃料	276	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成 25 年 4 月 26 日	一般社団法人東京都LPガス協会北多摩北部支部たもつ会
278		災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 25 年 5 月 23 日	株式会社泰正社	

種別	ページ番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
	280	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 25 年 5 月 23 日	有限会社並木商事坂上給油所	
	282	災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定	平成 25 年 5 月 28 日	東京ガス株式会社NGV事業部	
	284	災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定	令和元年 11 月 1 日	株式会社ニチネン	
輸送等	287	災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成 13 年 9 月 26 日	社団法人東京都トラック協会多摩支部	
	290～309	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成 26 年 1 月 15 日	三幸自動車株式会社外 4 件	
	310	災害時等における物資運送等に関する協定	令和 2 年 11 月 5 日	ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店	
避難所	313～322	避難所施設利用に関する協定	平成 13 年 7 月 6 日他	東京都立保谷高等学校外 4 件	
福祉避難所	323	避難所施設利用に関する協定	令和 3 年 4 月 1 日	東京都立田無特別支援学校	旧田無養護
	326～358	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日他	社会福祉法人緑秀会外 10 件	
	359	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定	令和 3 年 2 月 16 日	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	
公園	362	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	令和 2 年 11 月 13 日	東京都建設局	
	364	都立小金井公園における連携協力に関する確認書	令和 2 年 11 月 13 日	公益財団法人東京都公園協会	
ボランティア・要配慮者支援	366	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成 27 年 10 月 14 日	東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区	
	369	災害時における手話通訳業務に関する協定	平成 22 年 7 月 23 日	西東京市登録手話通訳者の会	
	371	災害時における語学ボランティア活動に関する協定	平成 27 年 12 月 10 日	特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター	

種別	ページ番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
	373	災害時におけるボランティア活動に関する協定	令和2年8月5日	社会福祉法人西東京市 社会福祉協議会	再締結
帰宅困難者	377	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成25年11月1日	株式会社ルネサンス	
	380	地震災害時における帰宅困難者の対応に関する協定	平成25年12月26日	西武鉄道株式会社	
その他	382	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	平成23年2月1日	警視庁田無警察署	
	384	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定	平成25年8月2日	東京多摩葬祭業協同組合	
	386	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	平成25年11月7日	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部	
	388	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成29年2月3日	株式会社ゼンリン	
	391	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成30年4月25日	NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン	
	393	災害時における入浴支援に関する協定	令和元年7月22日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合西東京市公衆浴場会	
	395	災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定	令和元年11月19日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会及び森久保薬品株式会社	
	397	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	令和2年11月5日	株式会社ビー・ハウス	
	400	災害時における給電車両貸与に関する協定	令和2年12月21日	トヨタモビリティ東京株式会社	

震災時等の相互応援に関する協定（東京都26市3町1村）

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- （5）前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書

面により甲を通じて乙宛に通知する。

- 3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。
- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

- 第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

- 第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

- 第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。
- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

- 第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

- 第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。
 - 3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

(連絡体制)

第 11 条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- (2) 乙 多摩地域 30 市町村の下水道事業担当部署
- (3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- (4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第 12 条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第 13 条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに 1 年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前 2 項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第 15 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書 3 3 通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 1 9 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫

- | | | |
|------|----------------------------------|--------|
| 乙 1 | 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市長 | 石森 孝志 |
| 乙 2 | 東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長 | 清水 庄平 |
| 乙 3 | 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長 | 松下 玲子 |
| 乙 4 | 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 | 河村 孝 |
| 乙 5 | 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1
青梅市長 | 浜中 啓一 |
| 乙 6 | 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市市長 | 高野 律雄 |
| 乙 7 | 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 | 臼井 伸介 |
| 乙 8 | 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長 | 長友 貴樹 |
| 乙 9 | 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長 | 石阪 丈一 |
| 乙 10 | 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 | 西岡 真一郎 |
| 乙 11 | 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 | 小林 正則 |
| 乙 12 | 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長 | 大坪 冬彦 |

- 乙 13 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙 14 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 15 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見 理夫
- 乙 16 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 17 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市市長 松原 俊雄
- 乙 18 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 19 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 20 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 21 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川 浩喜
- 乙 22 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏
- 乙 23 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市市長 高橋 勝浩
- 乙 24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木 心

- 乙 25 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 村木 英幸
- 乙 26 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 池澤 隆史
- 乙 27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 28 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 師岡 伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 長谷川 明
- 丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山 一典

災害時における相互応援に関する協定（山梨県北杜市）

西東京市（以下「甲」という。）と須玉町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの市町地域において、地震等による災害が発生し、被災地独自では十分な応急措置を実施することができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災地の要請にこたえ、応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに密接な連携を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供又は貸与
- （3）救援、救助及び応援復旧に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又は貸与
- （6）児童生徒の小中学校への一時受け入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする時は、次に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び応援場所への経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- （6）収容施設の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （7）小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- （8）その他応援を必要とする事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市町は、これに応じ救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 応援を要請した市長が前項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、定期的に地域防災計画その他必要な情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成14年3月4日から適用する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年5月26日

甲	西東京市長	保谷	高範
乙	須玉町長	中田	欽哉

災害時における相互応援に関する協定確認書

平成 15 年 5 月 26 日、西東京市と須玉町は、災害時の応急対策等を円滑に遂行するため、災害時における相互応援に関する協定（以下「本協定」という。）を締結した。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条に基づき、応援要請が行われた場合の援助内容等を定めた本協定は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する上で重要なものである。

平成 16 年 11 月 1 日、明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村が合併し北杜市となり、さらに平成 18 年 3 月 15 日には北杜市と小淵沢町が合併し、新たな北杜市が誕生したが、西東京市と北杜市は、本協定を継承するものとし、その効力が有効かつ継続していくことを確認する。

平成 19 年 4 月 1 日

東京都	西東京市長	坂口	光治
山梨県	北杜市長	白倉	政司

災害時における相互応援に関する協定（千葉県勝浦市）

東京都西東京市（以下「甲」という。）と千葉県勝浦市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの市地域において、地震等による災害が発生し、被災地独自では十分な応急措置を実施することができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災地の要請にこたえ、応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに密接な連携を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供又は貸与
- （3）救援、救助及び応援復旧に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又は貸与
- （6）児童生徒の小中学校への一時受け入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする時は、次に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び応援場所への経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- （6）収容施設の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （7）小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- （8）その他応援を必要とする事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された甲又は乙は、これに応じ救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した甲又は乙の負担とする。

2 応援を要請した甲又は乙が前項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、応援を要請された甲又は乙は、一時立て替え支弁するものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画の改訂の都度、参考資料等を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成15年11月9日から適用する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年11月9日

甲 東京都西東京市南町5丁目6番13号
西東京市長 保谷 高範

乙 千葉県勝浦市新官1343番地1
勝浦市長 藤平 輝夫

災害時における相互応援に関する協定（福島県南会津郡下郷町）

東京都西東京市（以下「甲」という。）と福島県下郷町（以下「乙」という。）は、姉妹都市として災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの自治体において、地震等による災害が発生し、被災地独自では十分な応急措置を実施することができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災地の要請にこたえ、応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに密接な連携を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供又は貸与
- （3）救援、救助及び応援復旧に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又は貸与
- （6）児童生徒の小中学校への一時受け入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする時は、次に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び応援場所への経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- （6）収容施設の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （7）小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- （8）その他応援を必要とする事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された甲又は乙は、これに応じ救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した甲又は乙の負担とする。

2 応援を要請した甲又は乙が前項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、応援を要請された甲又は乙は、一時立て替え支弁するものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画の改訂の都度、参考資料等を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年10月28日から適用する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年10月28日

甲 東京都西東京市南町5丁目6番13号
西東京市長 坂口 光治

乙 福島県下郷町大字塩生字大石1000番地
下郷町長 湯田 雄二

災害時における相互応援に関する協定（茨城県行方市）

東京都西東京市（以下「甲」という。）と茨城県行方市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの市地域において、地震等による災害が発生し、被災地独自では十分な応急措置を実施することができない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災地の要請にこたえ、応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに密接な連携を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供又は貸与
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又は貸与
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応援復旧に必要な職員の派遣
- (6) 児童生徒の小中学校への一時受け入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする時は、次に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- (6) 収容施設の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された甲・乙は、これに応じ救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した甲・乙の負担とする。

2 応援を要請した甲・乙が前項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、応援を要請された甲・乙は、一時立替支弁するものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画の改訂の都度、参考資料等を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年12月1日から適用する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年11月28日

甲 東京都西東京市南町5丁目6番13号
西東京市長 坂口 光治

乙 茨城県行方市麻生1561番地9
行方市長 坂本 俊彦

災害時における相互応援に関する協定（練馬区）

練馬区と西東京市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- （1）被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供およびあっせん
- （2）食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- （4）消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティア等のあっせん
- （6）被災者を一時的に収容するための施設の提供
- （7）情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の概況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- （4）応援場所およびその経路
- （5）応援の期間
- （6）一時的な避難を希望する者の人数および期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

(連絡の窓口)

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は平成22年8月20日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年8月20日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村 豊志郎

東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 坂口 光治

災害時における相互応援に関する協定（新座市）

西東京市と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、救護、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
- （2）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- （4）消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティア等のあっせん
- （6）被災者を一時的に収容するための施設の提供
- （7）情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の概況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及びその経路
- （5）応援の期間
- （6）前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数及び期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

(連絡の窓口)

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市との往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加及び協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第 11 条 この協定は平成 23 年 8 月 16 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 8 月 16 日

東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市
西東京市長 坂口 光治

埼玉県新座市野火止一丁目 1 番 1 号
新座市
新座市長 須田 健治

西東京市災害時における相互応援に関する協定（郵便事業株式会社西東京郵便局）

西東京市（以下「甲」という。）と西東京郵便局（以下「乙」という。）は、西東京市内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、西東京市内に災害が発生し、次の各号において必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として甲に提供すること。
- （2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地を一時的避難場所、物資集積場所等として甲に提供すること。
- （3）甲が所有し、又は管理する施設及び用地を乙に提供すること。
- （4）被災市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- （5）避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- （6）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱いをすること。
- （7）その他災害対策上必要な事項。

2 前項の要請は、文書により要請事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担すべき額につき疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議し、決定する。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、被災状況等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては西東京市環境防災部防災課長、乙においては西東京郵便局総務課長とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成16年3月29日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長し、以後この例による。

上記の協定の有効締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年3月29日

甲 東京都西東京市南町5丁目6番13号
西東京市長 保谷 高範

乙 東京都西東京市田無町3丁目2番2号
西東京郵便局長 清水 太一

災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）

西東京市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月3日

東京都西東京市南町三丁目6番13号

甲 西東京市
市長

丸山 浩一

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社支社長

鳥越 千尋

災害時における災害情報等の放送に関する協定（株式会社エフエム西東京）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム西東京（以下「乙」という。）とは、西東京市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害情報等の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に鑑み、災害時における情報等を市民等に適切に伝えるよう相互に協力するものとする。

（災害情報等の放送）

第2条 甲は、西東京市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙の放送網を利用し、乙の通常番組に優先して、放送を要請することができる。

2 放送の内容は、別表に掲げる事項とする。

3 甲は、夜間等乙の職員が不在の場合及び災害等で乙の機器・施設の損傷等により放送ができない場合には、直接、災害情報等を放送することができる。この場合、甲は、放送後速やかに乙に対し、放送内容等を通知するものとする。

（手続）

第3条 甲は、前条第1項に定める放送を要請するときは、放送要請書によるものとする。ただし、放送要請書による暇がないときは、電話等によることができる。

（放送の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容等をその都度自主的に決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 災害情報等の放送が確実、円滑に実施できるよう甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

（放送料）

第6条 災害情報等の放送に係る放送料は、原則として無償とする。ただし、災害が長期に渡る場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(費用負担)

第7条 甲及び乙の所有する機器の接続に要する費用及び乙の放送室に係る非常用電源設備の設置費用は、甲の負担とするものとし、乙の送信所に係る非常用電源設備の設置・維持費用は、乙の負担とするものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 保谷 高範

乙 西東京市芝久保町五丁目8番2号
株式会社エフエム西東京
代表取締役 下田 忠雄

災害時における災害情報の放送等に関する協定（株式会社ジェイコム関東西東京局）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム関東西東京局（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は災害時に、災害情報の放送等を、乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAXまたは電子メールで行う。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送及び他の業務に優先して、協力するものとする。

（放送内容）

第3条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に沿って放送するものとし、主な放送内容は次のとおりとする。

（1）地震に関する事項

（2）風水害に関する事項

（3）大規模火災に関する事項の、予知（防止）、発生、復旧等に係る内容

（連絡調整）

第4条 本協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては西東京市危機管理担当部長、乙においては株式会社ジェイコム関東西東京局管理部長とする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期限は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までとする。ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年12月14日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
代表者 西東京市長 坂口 光治

乙 東京都東久留米市前沢三丁目10番18号
株式会社ジェイコム関東西東京局
代表者 局長 石原 哲也

災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、西東京市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が西東京市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲乙協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、西東京市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、西東京市内の避難準備情報、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の西東京市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、西東京市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、西東京市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年8月26日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学

非常通信の運用に関する協定（東京消防庁西東京消防署）

西東京市（以下「甲」という。）及び東京消防庁西東京消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

(訓練)

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

(疑義の決定方法)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成20年3月7日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 坂口 光治

乙 東京都西東京市中町一丁目1番6号
東京消防庁西東京消防署
代表者 西東京消防署長 須藤 國夫

災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、西東京市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が、迅速かつ的確な災害対処に必要となる各種情報の交換等（以下、情報交換という。）の必要な事項について定めるものとする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）西東京市内で災害による重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- （2）西東京市災害対策本部が設置された場合
- （3）その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関する事項
- （2）公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事項
- （3）その他甲又は乙が災害対応のために必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力等）

第5条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に防災に関する情報を交換し地図等の資料の整備に協力するとともに、相互に協力して防災訓練を実施するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ押印のうえ各1通を保有する。

平成24年8月27日

- 甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修
- 乙 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 坂 口 光 治

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに正副情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の配備と管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤・電話機等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき甲または乙が負担するものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を、別紙2に記載する連絡先へ通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所等の情報を別紙2に記載する連絡先へ通知することとする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議のうえ、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 6 日

甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都府中市八幡町一丁目 1 番 NTT 武蔵野府中ビル 2 F

東日本電信電話株式会社 業務代行

株式会社 NTT 東日本-南関東 東京事業部

東京武蔵野支店 設備部門

府中サービスセンタ 運営担当課長 河江 雅秋

緊急速報発信ツールの活用に関する協定（東京ガス株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、防災無線等の甲が所有する広報ツール（以下「緊急速報発信ツール」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、西東京市内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給に関する何らかの問題が生じ、市民の安全に支障を生じる恐れがある事象が発生した場合に、市民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が緊急速報発信ツールを用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安の軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、災害、事故又は乙の所有するガス供給設備の故障等により、市民の安全に支障を生じる恐れがある事象が発生した場合には、緊急速報発信ツールによる情報発信を甲に依頼する。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく乙からの依頼を受けた場合は、緊急速報発信ツールによる情報発信（以下「発信」という。）を行う。ただし、発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 甲は、市民の安全を確保するため、乙からの依頼事項に記載された発信内容を正確に発信するよう努めなければならない。

3 甲は、乙からの依頼があっても発信が困難となる事情があるときは、直ちに発信ができない旨を乙に通知するよう最大限努めるものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲乙は、発信の依頼及び実施に関する連絡を確実かつ円滑に行うことができるように連絡責任者を置くこととする。

（実施細目）

第5条 本協定を実施するために必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第6条 本協定書及び実施細目に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(専属的合意管轄)

第7条 本協定に関連し紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の日の30日前までに甲又は乙から申出のないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 30 年 8 月 1 日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市長 丸 山 浩 一

乙 東京都杉並区西荻北五丁目8番22号
東京瓦斯株式会社 西部支店

支店長 菊 池 壮 光

災害時における応急対策業務に関する協定（西東京市建災防協会）

災害時における応急対策業務に関し、西東京市（以下「甲」という。）と西東京市建災防協会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市内に応急対策業務を必要とする災害（地震・風水害・その他の災害）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、西東京市地域防災計画に基づく民間協力の一環として乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に応急対策業務を推進することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないときは、乙に対し、災害の状況、日時、場所、業務内容等必要事項を明示して、建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供による応急対策業務の協力を要請することができる。なお、甲は、口頭によりこれを行うことができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは、自ら要請事項に基づいて応急対策業務を実施するものとする。

2 応急対策業務の円滑な実施を図るため、建設資機材等の確保及び管理については、甲乙協議して定める。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の応急対策業務に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策業務の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求及び支払い）

第6条 乙は、応急対策業務に要した経費の明細書を作成し、甲の認定を受けて、経費の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその経費を支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、第三者に損害等を与えた場合の賠償の責めは、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第8条 乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策業務に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、甲がするものとする。

2 前項の補償は、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の規定を準用して支給する。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、そのつど甲乙協議して定める。

(適用・有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から適用する。

2 この協定の有効期間は、平成16年8月1日から平成17年7月31日までの1年間とし、甲又は乙から解約の申し出がない場合には、さらに1年間延長し、以降この例により扱うこととする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成16年8月1日

甲 西東京市南町5丁目6番13号
西東京市長 保谷 高範

乙 西東京市芝久保町五丁目6番2号
西東京市建災防協会
会長 高橋 貢

災害時における応急対策業務に関する協定（西東京市造園工事業協力会）

西東京市（以下「甲」という。）と西東京市造園工事業協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の業務に関し、必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が保有する建設資機材及び労力の提供
- (2) 通行の妨げとなる樹木の伐採及び木造工作物の裁断並びにその撤去
- (3) 人命救助に必要な木造工作物の裁断及び撤去
- (4) その他道路等の障害物の除去

2 前項第2号及び第4号の道路は、緊急輸送路及び緊急道路障害物除去路線を優先し、それ以外の道路については、甲乙協議のうえ実施する。

（業務の要請）

第3条 甲は災害時において、乙に業務を要請する場合は、業務の日時、場所、内容等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。

2 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条による要請を受けた場合は、積極的に協力する。

2 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策業務に従事する。ただし、その指示を受けられないときは、自ら要請事項に基づいて応急対策業務を実施する。

3 応急対策業務の円滑な実施を図るため、建設資機材等の確保及び管理については、甲乙協議して定める。

（報告）

第5条 乙は、応急対策業務終了後、速やかに業務状況の概要を甲に報告する。

(経費の負担)

第6条 乙の応急対策業務に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策業務の内容により別途協議する。

(経費の請求及び支払い)

第7条 乙は、応急対策業務に要した経費の明細書を作成し、甲の認定を受けて、経費の請求をする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその経費を支払う。

(損害の負担)

第8条 乙は、業務の実施に伴い、第三者に損害等を与えたときは、その賠償を負う。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 25 年 11 月 1 日

- 甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 西東京市向台六丁目 3 番 10 号
西東京市造園工事業協力会
会長 植島 清春

災害時における応急対策活動に関する協定（東京土建一般労働組合西東京支部）

西東京市（以下「甲」という。）と全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合西東京支部（以下「乙」という。）とは、西東京市内において地震、風水害、竜巻その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策活動に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

（応急対策活動）

第3条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられない時は、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策活動を実施するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する住宅の
応急
修理に関すること
- (2) 倒壊建物等からの救出・救助活動に要する人員及び資機材の提供に関すること。
- (3) 道路上の障害物の除去活動に要する人員及び資機材の提供に関すること。
- (4) 避難所等の応急危険度判定に関すること。
- (5) 避難所及び市施設の応急修繕に関すること。
- (6) 被災建築物に関する相談・助言に関すること。
- (7) 被災建築物の修理対応可能業者の斡旋に関すること。
- (8) その他、甲が必要と認める事項

（要請手続等）

第5条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、災害時協力要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

- 2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、前条に規定する協力内容に従って可能な限り協力するものとする。
- 3 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について、災害時協力状況報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 甲の要請に基づき、乙が協力を実施した場合は、甲は遅滞なく所要の手続きを執り、協力の実施に要した費用を負担する。

- 2 甲が負担する額は、「東京都工事設計単価」等を基準に、甲乙協議の上、決定した額とする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷した場合には、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市長村総合事務組合条例第19号）の例により、これを補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償をうけたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（防災訓練への参加）

第8条 この協定に基づく活動のため、乙は、甲が主催する防災訓練又は住民防災組織が主催する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

（資機材等提供リストの提出）

第9条 乙は、甲からの協力要請に備え、資機材等提供リスト（以下「リスト」という。）を甲に提出するものとする。リストを変更した場合も同様とする。

- 2 リストには、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 災害応急活動に従事する人員
 - (2) 災害時における調達可能な資機材
 - (3) その他必要な事項

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。

ただし、有効期間満了日の3カ月前までに、甲又は乙からも申出がない場合、この協定は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年4月22日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
東京都西東京市
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都西東京市保谷町六丁目8番18号
全国建設労働組合総連合
東京土建一般労働組合 西東京支部
執行委員長 唐 鎌 昭

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）

西東京市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等（甲が指定する広域避難場所、一時（いつとき）避難場所、避難所及び二次避難所）から発生するし尿の清瀬水再生センター（東京都清瀬市下宿 3-1375）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する清瀬水再生センターへ搬入及び運び入れるにあたり、必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（事前対応）

第2条 甲は、避難所の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する清瀬水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の清瀬水再生センターへの搬入・受け入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ相互に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

（役割分担）

第3条 甲は、清瀬水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する清瀬水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した清瀬水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに、新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

（有効期限）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、この覚書の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長したものとみなし、以後この例による。

(その他)

第5条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

上記覚書の締結の証として本覚書を2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月14日

甲 西東京市長 坂口 光治

乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 新田 洋平

**多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局
・多摩地域30市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス
協同組合）**

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「3乙」という。）、三鷹市（以下「4乙」という。）、青梅市（以下「5乙」という。）、昭島市（以下「6乙」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）、府中市（以下「乙30」という。）（以下「乙1」から「乙30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成29年3月31日付けで甲、乙1から乙29まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

(業務の内容)

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙はTに対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月29日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都公営企業管理者 下水道局長	小山 哲司
乙1	東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市長	石森 孝志
乙2	東京都立川市泉町1156番地の9 立川市長	清水 庄平
乙3	東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号 武蔵野市長	松下 玲子
乙4	東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 三鷹市長	清原 慶子

- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙6 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 臼井 伸介
- 乙7 東京都調布市小島町二丁目 35 番地1
調布市長 長友 貴樹
- 乙8 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長 石阪 丈一
- 乙9 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則
- 乙11 東京都日野市神明一丁目 12 番地の1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙12 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の1
国立市長 永見 理夫
- 乙15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫

- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長 藤野 勝
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 中村 元幸
- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木 心
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 河村 文夫
- 乙 30 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市長 高野 律雄

- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合
理事長 小川 健一

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（西東京市清掃事業協同組合）

西東京市（以下「甲」という。）と西東京市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害時の廃棄物処理業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、西東京市内で大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、西東京市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする廃棄物処理）

第2条 この協定における廃棄物処理とは、災害時に排出される次の廃棄物（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去、収集、運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）とする。

- （1）一般家庭から排出される廃棄物
- （2）避難所から排出される廃棄物
- （3）仮設トイレからのし尿
- （4）災害により発生した廃棄物（がれき・粗大ごみ等）

（協力要請）

第3条 甲は、災害の状況等に応じて、災害時廃棄物処理等を実施する必要がある場合は、乙に対し必要な協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、甲からの要請の内容に基づき、甲の指示に従い、災害時廃棄物処理等を実施する。

- 2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。
 - （1）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
 - （2）災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。
- 4 乙は、災害時廃棄物処理等が終了したときは、速やかに実施状況について甲に報告するものとする。

(要請の方法)

第5条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書で通知する。ただし、緊急を要する場合は、甲の職員により口頭で行った後、乙に対し速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況
- (2) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (3) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (4) 災害時廃棄物処理等の実施期間
- (5) その他の必要な事項

(費用の負担)

第6条 甲は、乙がこの協定に基づき実施した災害時廃棄物処理等に要した費用のうち、甲と締結した次の委託契約において、収集及び運搬すべき分の費用を超える分の費用について負担する。

- (1) 西東京市塵芥収集運搬業務委託
- (2) 西東京市プラスチック容器包装類収集運搬業務委託
- (3) 粗大ごみ収集運搬業務委託

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡体制等の報告)

第10条 災害時における甲、乙の連絡体制を速やかに確保するため、乙は、毎年4月に、災害時の緊急連絡体制等について、甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 25 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市東町二丁目 15 番 25 号
西東京市清掃事業協同組合
理事長 伊藤 一太

災害時における隊友会の協力に関する協定（東京都隊友会西東京支部）

西東京市（以下「甲」という。）と東京都隊友会西東京支部（以下「乙」という。）は、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う「協力」に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に規定する武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し又は生じるおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 災害関連情報の収集及び伝達
- （2） 地域の応急対策業務への参加及び協力
- （3） 自衛隊支援部隊との連絡調整に関する協力
- （4） その他、甲が必要と認める事項

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を文書により要請するものとする。ただし緊急を要するときは口頭により要請することができる。この場合、事後において速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協定を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

- 2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力のための準備)

第6条 乙は、平常時から大規模災害時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに、緊急連絡先及び協力可能人員等を甲に通知するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一 印

乙 東京都西東京市東町4丁目12番7号
東京都隊友会西東京支部
支部長 熊谷 猛 印

災害時における防衛協会の協力に関する協定（西東京市防衛協会）

西東京市（以下「甲」という。）と西東京市防衛協会（以下「乙」という。）は、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う「協力」に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に規定する武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し又は生じるおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 災害関連情報の収集及び伝達
- （2） 地域の応急対策業務への参加及び協力
- （3） その他、甲が必要と認める事項

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を文書により要請するものとする。ただし緊急を要するときは口頭により要請することができる。この場合、事後において速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協定を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

- 2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力のための準備)

第6条 乙は、平常時から大規模災害時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに、緊急連絡先及び協力可能人員等を甲に通知するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都西東京市中町2丁目3番2号
西東京市防衛協会
会長 山田 忠昭

災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定（一般社団法人東京都自動車整備振興会西東清支部）

西東京市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会西東清支部（以下「乙」という。）は、災害時における車両等障害物除去応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市内において、地震、風水害その他の緊急事態（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される際に、甲が道路啓開等の災害応急対策活動（以下「応急対策活動」という。）を乙の協力を得て迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策活動の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）緊急車両等の通行の妨げとなる放置又は立ち往生車両等の移動
- （2）応急対策活動に従事する車両及び資機材の優先整備
- （3）前2号の活動に必要な資機材、部品等及び労務の提供
- （4）その他甲が特に必要と認めた指示事項

（協力要請）

第3条 甲は、応急対策活動の実施について、協力が必要と認める場合は、乙に対し、災害の状況、日時、場所、応急対策活動の内容等必要事項を明示して協力を要請するものとする。なお、甲は口頭によりこれを行うことができる。

（応急対策活動の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、速やかに応急対策活動を実施するものとする。

- 2 甲の要請により災害現場に出動した際は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策活動を実施するものとする。ただし、その指示を受けられないときは、自ら要請事項に基づいて応急対策活動を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急対策活動完了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

(経費の請求及び支払)

第6条 乙は、応急対策活動完了後、当該応急対策活動に要した経費の明細書を作成し、甲の認定を受けて、経費の請求をするものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその経費を支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 応急対策活動の実施に伴い、第三者に損害等を与えた場合の賠償の責めは、甲乙協議して定める。

(従事者の損害補償)

第8条 甲は応急対策活動に従事した者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定により、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成 28 年 2 月 17 日

甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸 山 浩 一

乙 東京都清瀬市
一般社団法人東京都自動車整備振興会西東清支部
支部長 小 林 利 蔵

災害時における住家被害認定調査等に関する協定（公益社団法人東京都不動産鑑定士協会）

西東京市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第一項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務
- （2）罹災証明書について市民からの相談に関する甲の業務の補助
- （3）その他、甲が合理的に必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- （1）乙に所属する不動産鑑定士であること。
- （2）第9条に規定する基礎研修及び応用研修を受講していること。

（指揮）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

(報告)

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害時復旧活動報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。

- (1) 住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
- (2) その他特に必要と認める費用

(請求及び支払い)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力等費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(研修会等への参加)

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 甲並びに乙及び乙の会員は、事前の相手方の書面による同意を得ない限り、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た公表されていない秘密情報(住家被害認定調査等業務の実施により知り得た秘密情報も含む。)を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定の終了後も、また同様とする。

(従事者の損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡又は負傷した場合には、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、平成29年6月29日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を

解除できるものとする。

(協議)

第 14 条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 6 月 29 日

甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

西東京市長 丸 山 浩 一

乙 東京都港区虎ノ門三丁目 12 番 1 号

ニッセイ虎ノ門ビル 6 階

公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会

会 長 吉 村 真 行

災害時における応急対策活動に関する協定（首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京西地区、西東京東地区）

西東京市（以下「甲」という。）と首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京西地区（以下「乙」という。）及び首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京東地区（以下「丙」という。）とは、西東京市内において地震、風水害、竜巻その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策活動に関する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、乙及び丙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

（応急対策活動）

第3条 甲の要請により災害現場に出動した乙及び丙は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられない時は、乙及び丙が自ら要請事項に基づいて応急対策活動を実施するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する住宅の応急修理に関すること。
- （2）倒壊建物等からの救出・救助活動に要する人員及び資機材の提供に関すること。
- （3）道路上の障害物の除去活動に要する人員及び資機材の提供に関すること。
- （4）避難所等の応急危険度判定に関すること。
- （5）避難所及び市施設の応急修繕に関すること。
- （6）被災建築物に関する相談・助言に関すること。
- （7）被災建築物の修理対応可能業者の斡旋に関すること。
- （8）その他、甲が必要と認める事項

（要請手続等）

第5条 甲は、乙及び丙に対し前条に定める協力を要請するときは、災害時協力要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により要請し、後日書をもって処理するものとする。

- 2 乙及び丙は、甲から協力要請を受けた場合は、前条に規定する協力内容に従って可能な限り協力するものとする。
- 3 乙及び丙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について、災害時協力状況報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 甲の要請に基づき、乙及び丙が協力を実施した場合は、甲は遅滞なく所要の手続きを執り、協力の実施に要した費用を負担する。

- 2 甲が負担する額は、「東京都工事設計単価」等を基準に、甲乙丙協議の上、決定した額とする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷した場合には、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市長村総合事務組合条例第19号）の例により、これを補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害補償の責を免れる。

（防災訓練への参加）

第8条 この協定に基づく活動のため、乙及び丙は、甲が主催する防災訓練又は住民防災組織が主催する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

（資機材等提供リストの提出）

第9条 乙及び丙は、甲からの協力要請に備え、資機材等提供リスト（以下「リスト」という。）を甲に提出するものとする。リストを変更した場合も同様とする。

- 2 リストには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）災害応急活動に従事する人員
- （2）災害時における調達可能な資機材
- （3）その他必要な事項

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに、甲又は乙及び丙からも申出がない場合、この協定は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年12月27日

- 甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

- 乙 東京都西東京市芝久保町五丁目12番18号
首都圏建設産業ユニオン多摩北支部
西東京西地区長 行方 勇作

- 丙 東京都西東京市中町四丁目1番4号
首都圏建設産業ユニオン多摩北支部
西東京東地区長 亀井 薫

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目（東京都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と西東京市（以下「乙」という。）は指定給水拠点における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び西東京市地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第3条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第4条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点における初動応急給水活動を行わせることができる。

- 2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第5条 乙は、指定給水拠点における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。次項及び第7条において同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

- 2 甲は、応急給水資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

(指定給水拠点の通知)

第6条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

(鍵の管理)

第7条 甲は、乙に対し、応急給水区分画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号（以下これらを「鍵等」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じるものとする。

4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

(費用の補償)

第8条 乙は、乙の職員又は指定従事者が応急給水区分画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

(相互の連絡調整)

第9条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(実施細目)

第10条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義等に関する協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成 25 年 7 月 16 日

甲	東京都		
	代表者	公営企業管理者	
	東京都水道局長	吉 田	永
乙	西東京市		
	西東京市長	丸 山	浩 一

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書（東京都水道局）

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と西東京市（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙の間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

- ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）
- イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（２個）

エ 開栓器、鉄蓋開閉用パール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（４本）、コーンウエイト（４個）、コーンバー（４本）、残留塩素検査キット、バケツ（２個）及びホーローカップ

（２）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

２ 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第４条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

２ 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

３ 甲は、第１項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

４ 乙は、第２項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第５条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

（１）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響をうけない施設可能な場所）が確保されていること。

（２）資器材の保管場所ごとに年に１回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第６条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

２ 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

３ 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

(資器材の保管及び管理)

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時においても直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙との協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(市(町)職員への訓練等)

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月16日

甲 東京都
水道局長 吉田 永

乙 西東京市
西東京市長 丸山 浩一

災害時における応急給水に関する協定（西東京市水友会）

西東京市（以下「甲」という。）と西東京市水友会（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急給水について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市内において地震災害、その他の大規模災害等が発生（以下「災害時」という。）し、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う応急給水対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、甲が指定する西東京市内の給水拠点施設において、乙に対し、応急給水を要請するものとする。

（協力業務の実施）

第3条 乙は、災害時における甲の応急給水対策のための要請に対し、最大限必要な協力業務を実施するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する浄水所等から第2条で規定する給水拠点施設に運搬を行い、応急給水を実施する。

2 乙は、災害時の状況により、第2条で規定する給水拠点施設以外へ応急給水をする要請が甲からあったときは、前項と同様の協力業務を行うものとする。

（費用の支払い等）

第5条 応急給水に関わる費用等の算定及び支払いについては、その都度、甲、乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第6条 甲は、乙に属する協力従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病し、又は死亡した場合の補償は、甲がするものとする。

2 前項の補償は、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合組合条例第19号）の規定の例により支給する。

（合同訓練への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う合同訓練に参加し、必要な協力を行うものとする。この場合において、当該合同訓練参加の協力に要する経費は、乙の負担とする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年7月1日

甲 西東京市南町5丁目6番13号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市芝久保町三丁目19番55号
西東京市水友会
会長 三上 喜明

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都水道局）

東京都（以下「甲」という。）と西東京市（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所

（2） 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（3） 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務は負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。

3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立ち会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。

- 4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。
- 6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。
- 7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

- 2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。
- 3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。
- 4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

- 2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うよう努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

- 2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
- (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第 13 条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 乙は、第 1 項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第 14 条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。

3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 15 条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この覚書は、締結日から 1 年間その効力を有する。

2 甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の 6 か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に 1 年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 甲又は乙から第 2 項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第 17 条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 18 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月25日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 醍醐 勇司

東京都西東京市南町五丁目6番13号
乙 西東京市
西東京市長 丸山 浩一

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都立保谷高等学校）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）、西東京市（以下「乙」という。）及び東京都立保谷高等学校（以下「丙」という。）は、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）である丙の施設（以下「丙の施設」という。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲、乙及び丙（以下「三者」という。）は、協議の上、応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）丙の施設の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（2）応急給水栓の設置位置

2 三者は、丙の施設の敷地内に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、三者は、応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 設置工事は、丙から甲への申込みにより行うものとし、この覚書の締結をもって申込みとする。

3 乙及び丙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

5 丙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、三者は遅滞なく立ち会い、三者立会いの下で応急給水栓を甲から丙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は丙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らずながら乙及び丙に告げなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、丙は、応急給水栓に隠れたかしを認めるときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第1号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙及び丙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙及び丙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 丙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新（以下「補修工事等」という。）が必要であると判断したときは、速やかに甲及び丙に通知するとともに、補修工事等を施行するように努めるものとする。この場合において、当該補修工事等に係る費用は乙が負担するものとする。

4 補修工事等は、丙から乙への申込みにより行うものとする。

5 甲及び丙は、乙が補修工事等を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

6 丙は、補修工事等の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

7 乙は、補修工事等を完了したときは、甲及び丙にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めるときは、遅滞なく甲及び丙へ通知するとともに、補修工事等を施行するように努めなければならない。

なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、三者は、第3

条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙及び丙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、三者立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を適切に管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、乙に通知した上で、無償で丙の施設の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が丙の施設の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、丙の施設の敷地内に立ち入り、応急給水栓を使用することができるものとする。

- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
- (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
- 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。
- 6 乙は、第1項第2号に規定する機能維持の確認を行う場合において、丙の施設管理上支障がないことをあらかじめ確認しなければならない。
- 7 丙は、乙が第1項に規定する理由で応急給水栓を使用する時には、施設管理上支障のない範囲で協力するものとする。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した丙の施設について、避難所の指定を解除する場合は、丙に通知した上で遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。
- 5 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「撤去」と読み替えるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲及び丙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲及び丙に移設が完了したことを通知するものとする。
- 3 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「移設」と読み替えるものとする。

(丙の理由による応急給水栓の移設及び撤去)

第15条 丙は、丙の理由により応急給水栓を移設又は撤去（以下「移設等」という。）する場合は、時期、場所その他の必要な事項について、事前に甲及び乙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設等に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

- 2 丙は、前項の規定による移設等を完了したときは、遅滞なく甲及び乙に移設等が完了したことを通知するものとする。
- 3 丙が、甲及び乙に無断で移設等を行った場合は、三者にて協議を行うこととする。ただし、協議

の結果、再度設置又は移設が必要な場合は、丙が設置又は移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 16 条 三者は、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、及び撤去の費用を負担する者を協議の上で、定めるものとする。ただし、撤去の費用を負担する者については、第 13 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に該当する場合は、各条の定めるところによる。

2 前項の場合において、第 13 条第 1 項に該当する場合を除き、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この覚書は、締結日から 1 年間その効力を有する。

2 三者のいずれかから、前項の期間満了の 6 か月前までに、三者のうち自己を除く全ての者に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に 1 年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 三者のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 三者から第 2 項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第 18 条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、三者協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 19 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、三者協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書 3 通を作成し、三者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年11月6日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 中 嶋 正 宏

東京都西東京市南町五丁目6番13号
乙 西東京市
西東京市長 丸 山 浩 一

東京都西東京市住吉町五丁目8番23号
丙 東京都立保谷高等学校
校長 長 嶋 浩 一

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（学校法人日本文華学園）

東京都（以下「甲」という。）、西東京市（以下「乙」という。）及び学校法人日本文華学園（以下「丙」という。）は、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）である丙の施設（以下「丙の施設」という。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲、乙及び丙（以下「三者」という。）は、協議の上、応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）丙の施設の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（2）応急給水栓の設置位置

2 三者は、丙の施設の敷地内に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、三者は、応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 設置工事は、丙から甲への申込みにより行うものとし、この覚書の締結をもって申込みとする。

3 乙及び丙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

5 丙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、三者は遅滞なく立ち会い、三者立会いの下で応急給水栓を甲から丙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は丙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙及び丙に告げなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、丙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第1号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙及び丙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙及び丙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 丙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新（以下「補修工事等」という。）が必要であると判断したときは、速やかに甲及び丙に通知するとともに、補修工事等を施行するように努めるものとする。この場合において、当該補修工事等に係る費用は乙が負担するものとする。

4 補修工事等は、丙から乙への申込みにより行うものとする。

5 甲及び丙は、乙が補修工事等を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

6 丙は、補修工事等の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

7 乙は、補修工事等を完了したときは、甲及び丙にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲及び丙へ通知するとともに、補修工事等を施行するように努めなければならない。

なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、三者は、第3

条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙及び丙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、三者立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を適切に管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、乙に通知した上で、無償で丙の施設の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が丙の施設の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、丙の施設の敷地内に立ち入り、応急給水栓を使用することができるものとする。

- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
- (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
- 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。
- 6 乙は、第1項第2号に規定する機能維持の確認を行う場合において、丙の施設管理上支障がないことをあらかじめ確認しなければならない。
- 7 丙は、乙が第1項に規定する理由で応急給水栓を使用する時には、施設管理上支障のない範囲で協力するものとする。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した丙の施設について、避難所の指定を解除する場合は、丙に通知した上で遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。
- 5 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「撤去」と読み替えるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲及び丙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲及び丙に移設が完了したことを通知するものとする。
- 3 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「移設」と読み替えるものとする。

(丙の理由による応急給水栓の移設及び撤去)

第15条 丙は、丙の理由により応急給水栓を移設又は撤去（以下「移設等」という。）する場合は、時期、場所その他の必要な事項について、事前に甲及び乙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設等に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

- 2 丙は、前項の規定による移設等を完了したときは、遅滞なく甲及び乙に移設等が完了したことを通知するものとする。
- 3 丙が、甲及び乙に無断で移設等を行った場合は、三者にて協議を行うこととする。ただし、協議

の結果、再度設置又は移設が必要な場合は、丙が設置又は移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 16 条 三者は、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、及び撤去の費用を負担する者を協議の上で、定めるものとする。ただし、撤去の費用を負担する者については、第 13 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に該当する場合は、各条の定めるところによる。

2 前項の場合において、第 13 条第 1 項に該当する場合を除き、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この覚書は、締結日から 1 年間その効力を有する。

2 三者のいずれかから、前項の期間満了の 6 か月前までに、三者のうち自己を除く全ての者に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に 1 年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 三者のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 三者から第 2 項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第 18 条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、三者協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 19 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、三者協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書 3 通を作成し、三者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年12月13日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 中 嶋 正 宏

東京都西東京市南町五丁目6番13号
乙 西東京市
西東京市長 丸 山 浩 一

東京都西東京市西原町四丁目5番85号
丙 学校法人日本文華学園
理事長 吉 本 隆 博

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都立田無工業高等学校）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）、西東京市（以下「乙」という。）及び東京都立田無工業高等学校（以下「丙」という。）は、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）である丙の施設（以下「丙の施設」という。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲、乙及び丙（以下「三者」という。）は、協議の上、応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）丙の施設の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（2）応急給水栓の設置位置

2 三者は、丙の施設の敷地内に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、三者は、応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 設置工事は、丙から甲への申込みにより行うものとし、この覚書の締結をもって申込みとする。

3 乙及び丙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

5 丙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

(応急給水栓の引渡し)

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、三者は遅滞なく立ち会い、三者立会いの下で応急給水栓を甲から丙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は丙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙及び丙に告げなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、丙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第1号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙及び丙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙及び丙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 丙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新(以下「補修工事等」という。)が必要であると判断したときは、速やかに甲及び丙に通知するとともに、補修工事等を施行するように努めるものとする。この場合において、当該補修工事等に係る費用は乙が負担するものとする。

4 補修工事等は、丙から乙への申込みにより行うものとする。

5 甲及び丙は、乙が補修工事等を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

6 丙は、補修工事等の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

7 乙は、補修工事等を完了したときは、甲及び丙にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者(乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。)に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲及び丙へ通知するとともに、補修工事等を施行するように努めなければならない。

なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、三者は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙及び丙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、三者立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を適切に管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、乙に通知した上で、無償で丙の施設の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が丙の施設の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、丙の施設の敷地内に立ち入り、応急給水栓を使用することができるものとする。

(1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合

(2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

6 乙は、第1項第2号に規定する機能維持の確認を行う場合において、丙の施設管理上支障がないことをあらかじめ確認しなければならない。

7 丙は、乙が第1項に規定する理由で応急給水栓を使用する時には、施設管理上支障のない範囲で協力するものとする。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した丙の施設について、避難所の指定を解除する場合は、丙に通知した上で遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、乙が全額負担する。

2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

5 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「撤去」と読み替えるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲及び丙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲及び丙に移設が完了したことを通知するものとする。

3 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「移設」と読み替えるものとする。

(丙の理由による応急給水栓の移設及び撤去)

第15条 丙は、丙の理由により応急給水栓を移設又は撤去（以下「移設等」という。）する場合は、時期、場所その他の必要な事項について、事前に甲及び乙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設等に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

2 丙は、前項の規定による移設等を完了したときは、遅滞なく甲及び乙に移設等が完了したことを

通知するものとする。

3 丙が、甲及び乙に無断で移設等を行った場合は、三者にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度設置又は移設が必要な場合は、丙が設置又は移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 16 条 三者は、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、及び撤去の費用を負担する者を協議の上で、定めるものとする。ただし、撤去の費用を負担する者については、第 13 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に該当する場合は、各条の定めるところによる。

2 前項の場合において、第 13 条第 1 項に該当する場合を除き、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この覚書は、締結日から 1 年間その効力を有する。

2 三者のいずれかから、前項の期間満了の 6 か月前までに、三者のうち自己を除く全ての者に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に 1 年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 三者のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 三者から第 2 項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第 18 条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、三者協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 19 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、三者協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書 3 通を作成し、三者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年12月20日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 中 嶋 正 宏

東京都西東京市南町五丁目6番13号
乙 西東京市
西東京市長 丸 山 浩 一

東京都西東京市向台町一丁目9番1号
丙 東京都立田無工業高等学校
校長 早 川 忠 憲

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都立田無高等学校）

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）、西東京市（以下「乙」という。）及び東京都立田無高等学校（以下「丙」という。）は、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）である丙の施設（以下「丙の施設」という。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲、乙及び丙（以下「三者」という。）は、協議の上、応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）丙の施設の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（2）応急給水栓の設置位置

2 三者は、丙の施設の敷地内に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、三者は、応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 設置工事は、丙から甲への申込みにより行うものとし、この覚書の締結をもって申込みとする。

3 乙及び丙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

5 丙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、三者は遅滞なく立ち会い、三者立会いの下で応急給水栓を甲から丙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は丙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙及び丙に告げなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、丙は、応急給水栓に隠れたかしを認めるときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第1号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙及び丙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙及び丙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 丙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新（以下「補修工事等」という。）が必要であると判断したときは、速やかに甲及び丙に通知するとともに、補修工事等を施行するように努めるものとする。この場合において、当該補修工事等に係る費用は乙が負担するものとする。

4 補修工事等は、丙から乙への申込みにより行うものとする。

5 甲及び丙は、乙が補修工事等を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

6 丙は、補修工事等の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

7 乙は、補修工事等を完了したときは、甲及び丙にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めるときは、遅滞なく甲及び丙へ通知するとともに、補修工事等を施行するように努めなければならない。

なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、三者は、第3

条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙及び丙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、三者立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット
- (8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を適切に管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、乙に通知した上で、無償で丙の施設の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が丙の施設の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、丙の施設の敷地内に立ち入り、応急給水栓を使用することができるものとする。

- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
- (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
- 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。
- 6 乙は、第1項第2号に規定する機能維持の確認を行う場合において、丙の施設管理上支障がないことをあらかじめ確認しなければならない。
- 7 丙は、乙が第1項に規定する理由で応急給水栓を使用する時には、施設管理上支障のない範囲で協力するものとする。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した丙の施設について、避難所の指定を解除する場合は、丙に通知した上で遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。
- 5 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「撤去」と読み替えるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲及び丙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲及び丙に移設が完了したことを通知するものとする。
- 3 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「移設」と読み替えるものとする。

(丙の理由による応急給水栓の移設及び撤去)

第15条 丙は、丙の理由により応急給水栓を移設又は撤去（以下「移設等」という。）する場合は、時期、場所その他の必要な事項について、事前に甲及び乙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設等に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

- 2 丙は、前項の規定による移設等を完了したときは、遅滞なく甲及び乙に移設等が完了したことを通知するものとする。
- 3 丙が、甲及び乙に無断で移設等を行った場合は、三者にて協議を行うこととする。ただし、協議

の結果、再度設置又は移設が必要な場合は、丙が設置又は移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 16 条 三者は、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、及び撤去の費用を負担する者を協議の上で、定めるものとする。ただし、撤去の費用を負担する者については、第 13 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に該当する場合は、各条の定めるところによる。

2 前項の場合において、第 13 条第 1 項に該当する場合を除き、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この覚書は、締結日から 1 年間その効力を有する。

2 三者のいずれかから、前項の期間満了の 6 か月前までに、三者のうち自己を除く全ての者に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に 1 年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 三者のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 三者から第 2 項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第 18 条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、三者協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 19 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、三者協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書 3 通を作成し、三者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和2年2月3日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 中 嶋 正 宏

東京都西東京市南町五丁目6番13号
乙 西東京市
西東京市長 丸 山 浩 一

東京都西東京市向台町五丁目4番34号
丙 東京都立田無高等学校
校長 山 下 一 郎

災害時における受水槽の使用に関する協定（東京みらい農業協同組合）

地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）と東京あぐり農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の定義）

第1条 この協定書において受水槽を使用とする緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。

（使用上の注意）

第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。

2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、現状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。

（使用後の処理）

第3条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充をおこなうものとする。

（使用の拒否）

第4条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の使用を拒否できるものとする。

（協定期間及び更新）

第5条 この協定は、平成13年8月9日から平成14年8月8日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲・乙いずれから協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに向後1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 13 年 8 月 9 日

- 甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 保谷 高 範
- 乙 立川市柴崎町 3 丁目 5 番 25 号
東京めぐり農業協同組合
代表理事組合長 阪本 雪 造

災害時における受水槽の使用に関する協定（株式会社インテージ）

地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）と株式会社インテージ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の定義）

第1条 この協定書において受水槽を使用とする緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。

（使用上の注意）

第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。

2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、現状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。

（使用後の処理）

第3条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充をおこなうものとする。

（使用の拒否）

第4条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の使用を拒否できるものとする。

（協定期間及び更新）

第5条 この協定は、平成13年7月4日から平成14年7月3日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲・乙いずれから協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに向後1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 13 年 7 月 4 日

- 甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市
代表者 西東京市長 保 谷 高 範
- 乙 東京都西東京市谷戸町 2 丁目 14 番 11 号
株式会社インテージ
代表取締役社長 田 下 憲 雄

災害時における受水槽の使用に関する協定（学校法人日本文華学園）

地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）と学校法人日本文華学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の定義）

第1条 この協定書において受水槽を使用とする緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。

（使用上の注意）

第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。

2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、現状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。

（使用後の処理）

第3条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充をおこなうものとする。

（使用の拒否）

第4条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の使用を拒否できるものとする。

（協定期間及び更新）

第5条 この協定は、平成13年7月5日から平成14年7月4日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲・乙いずれから協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに向後1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 13 年 7 月 5 日

- 甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 保谷 高範

- 乙 西東京市西原町 4 丁目 5 番 85 号
学校法人 日本文華学園
理事長 加藤 毬子

災害時における受水槽の使用に関する協定（郵便事業株式会社西東京郵便局）

地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）と田無郵便局（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の定義）

第1条 この協定書において受水槽を使用とする緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。

（使用上の注意）

第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。

2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、現状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。

（使用後の処理）

第3条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充をおこなうものとする。

（使用の拒否）

第4条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の使用を拒否できるものとする。

（協定期間及び更新）

第5条 この協定は、平成13年7月10日から平成14年7月9日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲・乙いずれから協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに向後1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 13 年 7 月 10 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 保谷 高範

乙 東京都西東京市田無町 3 丁目 2 番 2 号
田無郵便局
局長 五領田 昭夫

災害時における受水槽の使用に関する協定（住友重機械工業株式会社田無製造所）

地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）と住友重機械工業株式会社田無製造所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の定義）

第1条 この協定書において受水槽を使用とする緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。

（使用上の注意）

第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。

2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、現状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。

（使用後の処理）

第3条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充をおこなうものとする。

（使用の拒否）

第4条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の使用を拒否できるものとする。

（協定期間及び更新）

第5条 この協定は、平成13年7月13日から平成14年7月12日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲・乙いずれから協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに向後1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 13 年 7 月 13 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 保谷 高範

乙 東京都西東京市谷戸町 2 丁目 1 番 1 号
住友重機械工業（株）田無製造所長
高橋 直樹

災害時における受水槽の使用に関する協定（シチズン時計株式会社東京事業所）

地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）とシチズンホールディングス株式会社 東京事業所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の定義）

第1条 この協定書において受水槽を使用する緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。

（使用上の注意）

第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽に貯水された水を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。

2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、原状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。

（使用の種別）

第3条 甲は、乙から指定された受水槽について、別に定める用途により使用するものとする。

（使用後の処理）

第4条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充を行うものとする。

（使用の拒否）

第5条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の使用を拒否できるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市田無町六丁目1番12号
シズンホールディングス株式会社 東京事業所
常務取締役東京事業所長 青柳 良太

災害時における飲用水調達に関する協力協定（西東京市小売酒販組合）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大震災、水火災等西東京市内で大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市（以下「甲」という。）と西東京市小売酒販組合（以下「乙」という。）は、被災者の飲料供給を確保することを共通の責務と考え、甲の行う応急対策業務に対し乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、財務省認可酒販店としての飲用水供給に関する社会的使命に基づき災害時における市民の飲用水確保を図るため甲の要請に対し協力するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。なお、甲は、口頭によりこれを行うことができる。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、原則として危機管理室が担当するものとする。

（業務の内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し、特別な理由がある場合を除き、指定数量の飲用水を指定納入場所に納入するものとする。

（支払）

第5条 乙は、飲用水納入後、甲に対して飲料水の代金及び所要経費を請求するものとする。

2 飲用水の代金は、災害時直前の価格とし、所要経費については甲乙協議のうえ決定する。

3 甲は乙より請求された飲用水の代金等その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(細目)

第7条 この協力協定の実施に関して必要な事項は、別に細目を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申し出がない限り自動的に継続するものとする。

附 則

西東京市と西東京市小売酒販組合の相互で締結した平成15年8月27日付「災害時における飲用水調達に関する協力協定」は廃止する。

この協力協定を証するため協定書2通を作成し、双方署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成24年8月20日

甲 西東京市南町五丁目6番13号

西東京市長 坂口 光 治

乙 西東京市芝久保町三丁目4番11号

西東京市小売酒販組合

組合長 山 崎 明

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定（株式会社八洋）

西東京市（以下「甲」という。）と、株式会社八洋（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要となる飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、西東京市内で大規模な災害が発生した場合（以下「災害」という。）に、西東京市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害等の状況に応じて、飲料水等が必要であるときは、乙に対し飲料水等の供給協力の要請をするものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対し飲料水等の供給協力を要請する場合は、別に定める飲料水等供給協力要請書により乙の西東京営業所の所長に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日飲料水等供給協力要請書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの飲料水等の協力要請に対し、乙の西東京営業所の在庫量の範囲内で、甲の指定する場所へ飲料水等を納入するものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、前条の規定により、納入した飲料水等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。この場合の飲料水等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払い時期についてはこの限りではない。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡体制等の報告)

第7条 災害時における甲、乙の連絡体制を速やかに確保するため、乙は、毎年4月に、災害時の緊急連絡体制等について、甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

平成23年5月16日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 坂口 光治

乙 新宿区東五軒町二丁目18番
株式会社 八洋
代表取締役社長 後藤 伯彦

災害時における米穀調達に関する協力協定（西東京市米穀小売商組合）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大震災、水火災等西東京市内で大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市（以下「甲」という。）と西東京市米穀小売商組合（以下「乙」という。）は、被災者の食糧供給を確保することを共通の責務と考え、甲の行う応急対策業務に対して乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、都知事認可米穀登録店としての食糧供給に関する社会的使命に基づき災害時における市民の食糧確保を図るため甲の要請に対し協力するものとする。

2 乙は西東京市全体として最低750俵（45,000kg）の精米をランニングストックし災害時に甲の要請に基づき優先的に供給するものとする。

（炊き出し実施時：1人1食100g×3食×3日間×避難想定人口（49,319人）で試算）

3 甲は、この協定に基づく組合員店舗に対し、災害時協力の店である旨の表示を行う。

（報告）

第3条 乙は、災害時の協力態勢及び常時備蓄総量を毎年4月に西東京市長に報告するものとする。

（要請の手続）

第4条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、原則として環境防災部防災課が担当するものとする。

（業務の内容）

第5条 乙は、甲の要請に対し指定数量の米穀を指定納入場所に納入するものとする。

（支払）

第6条 乙は、米穀納入後、甲に対して米穀の代金及び所要経費を請求するものとする。

2 米穀の代金は、災害時直前の価格とし、所要経費については甲乙協議のうえ決定する。

3 甲は乙より請求された米穀の代金等その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（細目）

第7条 この協力協定の実施に関して必要な事項は、別に細目を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協力協定は、平成13年8月1日より効力を有するものとし、有効期限は2年間とする。

ただし、期限満了の3か月前までに、甲乙いずれかからの申し出がない限り自動的に継続するものとする。

この協力協定を証するため協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を保有する。

平成13年8月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 保谷 高 範

乙 西東京市保谷町二丁目14番11号
西東京市米穀小売商組合
組合長 細田 修 克

災害時における麺類等の供給に関する協定（保谷麺業会）

西東京市（以下「甲」という。）と保谷麺業会（以下「乙」という。）は、大震災、水火災等西東京市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者の応急食糧を確保するため、甲の行う応急対策業務に対し乙が行う協力に関し以下のとおり合意した。

（協定の内容）

第1条 乙は、災害時における市民の応急食糧供給確保を図るため甲の要請に対し協力するものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき優先的に麺類等を甲へ供給するものとする。

3 甲は、乙の組合員店舗において災害時協力の店である旨の表示を行うことができる。

（報告）

第2条 乙は、災害時の協力態勢及び常時備蓄総量を甲に報告するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対しこの協定による協力を要請する時は、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、原則として環境防災部防災課が担当するものとする。

（納入）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定品目、数量を指定納入場所に納入するものとする。

（支払）

第5条 乙は、麺類等納入後、甲に対して麺類等の代金及び所要経費を請求するものとする。

2 麺類等の代金は、災害時直前の価格とし、所要経費については、甲乙協議して決定する。

3 甲は乙より、請求された麺類等の代金等その内容を確認のうえ、速やかに支払わなければならない。

（細目）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して別に細目を定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協力協定は、平成14年11月7日から効力を有するものとし、有効期限は2年間とする。ただし、期限満了の3か月前までに、甲乙いずれかからの申し出がない限り自動的に継続するものとする。

この協定成立を証するため協定書2通を作成し、押印のうえ各1通を保有する。

平成14年11月7日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 保谷 高 範

乙 西東京市東町3丁目11番2号
保谷麵業会
会長 本橋 道 男

災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定（東京みらい農業協同組合）

西東京市（以下「甲」という。）と、東京みらい農業協同組合（以下「乙」という。）との間において災害時における協力農地のあっせん及び生鮮食料品の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における協力農地のあっせん及び生鮮食料品の調達について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したときをいう。
- （2）協力農地 災害時において西東京市内にある生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域農地で一団の面積が500平方メートル以上を有し、かつ、当該農地を所有する乙の組合員が本協定に基づく災害時の使用に同意している農地をいう。ただし、果樹園、植木畑等で本協定第3条第1号に適しないものを除く。
- （3）生鮮食料品 乙の組合員が生産している食料品をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

- （1）災害時において、市民が生命及び身体の安全を確保するため、一時（いつとき）避難場所・広域避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「災害時協力農地」という。）として使用できる協力農地をあっせんすること。
- （2）災害時において、必要な生鮮食料品を優先調達すること。

（協力者の通知等）

第4条 乙は、乙の組合員のうちから本協定に基づき使用する協力農地の所有者（以下「協力者」という。）を把握し、協力農地通知書（様式第1号）に協力農地内訳書（様式第1号の2）及び災害時協力農地使用承諾書（様式第1号の3）を添えて甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を災害時協力農地登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に記載するものとする。
- 3 甲は、前項により登録した災害時協力農地の所有者に同意を得て、当該農地にその旨を表示することができる。

(要請手続き)

第5条 甲は、協力農地のあっせんを要請しようとするときは、協力農地使用要請書(様式第3号)により、乙を経由して登録した災害時協力農地の所有者に要請するものとする。

2 甲は、災害時において生鮮食料品の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品調達要請書(様式第4号)により、乙に対し要請するものとする。

3 前項の生鮮食料品の受け渡しは、甲乙協議して定める。

4 甲は、緊急時においてやむを得ないときは、第1項及び第2項の要請を電話等により行うことができるものとする。この場合において、甲は、後日、協力農地使用要請書又は生鮮食料品調達要請書を乙に提出するものとする。

(台帳記載内容の変更等)

第6条 乙は、災害時協力農地登録台帳に記載されている内容に変更があった場合又は協力者から取り消しの申し出があった場合は、速やかに協力農地変更・取消届出書(様式第5号)により、甲に届出するものとする。

2 甲は、前項の届出を受理したときは、速やかに災害時協力農地登録台帳の修正又は取り消しを行うものとする。

(使用期間)

第7条 甲は、第5条第1項の規定により、災害時協力農地として使用する場合、その使用期間は災害が発生した日から7日間とする。ただし、災害の状況により使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議してその期間を定める。

(原状回復)

第8条 甲は、災害時協力農地として使用が終了したのち、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方法を定めることとする。

(損失補償)

第9条 甲は、災害時協力農地として使用された協力農地の農産物に損失が生じた場合は、災害発生時直前の価格を基準として当該農地の所有者又は管理者と協議し、その損失額を補償するものとする。

(生鮮食料品の費用弁償)

第10条 甲は、第5条第2項に規定する生鮮食料品調達要請書に基づき調達された生鮮食料品の費用を弁償するものとする。

2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、前項の協議により費用弁償額が確定したのち、書面により甲に当該代金を請求するものとする。

(生鮮食料品の輸送中の事故)

第 11 条 甲の要請に基づく生鮮食料品を輸送中に、乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに 1 年間延長したものとみなし、以後この例による。

(疑義)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 19 年 11 月 9 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 東久留米市幸町 3 丁目 7 番 2 号
東京みらい農業協同組合
代表理事組合長 石田 清

災害時における生活必需品の優先供給に関する協定（株式会社アスタ西東京）

（協定の趣旨）

第1条 西東京市内に発生した地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）時における西東京市民への救援物資の確保を図るため、西東京市（以下「甲」という。）と株式会社アスタ西東京（以下「乙」という。）との間で、応急用物資の優先供給に関して協定を締結するものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に救援物資の調達の必要が生じたときは、乙に対し、物資の供給の要請をすることができる。

2 前項の要請は、災害の状況に応じ、西東京市災害対策本部条例施行規則（平成13年西東京市規則第145号）に規定する事務分掌及び職務権限に基づき、所管部長が日時・場所を乙に指定して、行うものとする。

（物資の供給）

第3条 乙は、前条の要請があった場合、在庫量の範囲内で優先的に物資の調達を行い、甲に供給するものとする。

2 乙は、営業時間外においても要請に応じられるよう、平常時から体制を整えておくものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、優先供給のために乙が調達した物資の代金その他の費用（以下「所要経費」という。）を負担するものとする。この場合、所要経費は、当該物資の調達を必要とする災害が発生した直前における価格及び費用とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、業務終了後、所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成13年10月1日から平成14年9月30日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了の日までに甲乙いずれからも申出がないときは、当該満了の日の翌日において向こう1年間順次協定を更新したものとみなす。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の解釈に疑義が生じた場合は、そのつど、
甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成13年10月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 保谷 高 範

乙 西東京市田無町二丁目1番1号
株式会社アスタ西東京
代表取締役 末木 達 男

災害時における生活必需品の供給に関する協定（株式会社西友リヴィン田無店）

（協定の趣旨）

第1条 西東京市内に発生した地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）時における西東京市民への救援物資の確保を図るため、西東京市（以下「甲」という。）と株式会社西友リヴィン田無店（以下「乙」という。）との間で、応急用物資の供給に関して協定を締結するものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に救援物資の調達の必要が生じたとき、乙に対し、物資の供給の要請をすることができる。

2 前項の要請は、災害の状況に応じ、西東京市災害対策本部条例施行規則（平成13年西東京市規則第145号）に規定する事務分掌及び職務権限に基づき、原則として店舗で受け渡しを行うものとする。

（物資の供給）

第3条 乙は、前条の要請があった場合、在庫量の範囲内で優先的に物資の調達を行い、甲に供給するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、優先供給のために乙が調達した物資の代金その他の費用（以下「所要経費」という。）を負担するものとする。この場合、所要経費は、当該物資の調達を必要とする災害が発生した直前における価格及び費用とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、業務終了後、所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期限は、平成13年10月1日から平成14年9月30日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日までに甲乙いずれかからも申出がないときは、当該満了の日の翌日において向こう1年間順次協定を更新したものとみなす。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年10月1日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 保谷 高範

乙 東京都西東京市田無町二丁目1番1号
株式会社西友リヴィン田無店
店長 難波 慎治

災害時における応急物資の供給に関する協定（株式会社イトーヨーカ堂）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は災害時において、物資の調達が必要であると認めたときは、品目、数量、納入場所、その他必要な事項を明示した文書で、乙に物資の供給を要請する。

ただし、緊急の場合で、文書により要請できないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書により通知する。

（協力業務の実施）

第3条 乙は、災害時における甲の応急対策のための物資の要請に対し、可能な限り物資の調達を行い、甲に供給する。

2 応急物資の受け渡しは状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、物資の受け渡しに関し、甲が指定する者に食料品等の品目及び数量等の確認を行わせ、これを引き取るものとする。

（物資供給の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請することのできる物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 衣料品
- (4) 日用品
- (5) 食器類
- (6) 寝具類
- (7) その他応急措置に必要なもの

(費用の請求及び支払)

- 第5条 乙は、協力業務の終了後、これに要した費用の明細書等を作成し、甲に対し物資の代金、運送費等費用の請求をする。
- 2 供給する物資の価格は、原則として災害発生直前（災害が現に発生していないときは甲の要請時）における小売価格を基準とする。
- 3 甲は第1項による乙からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその代金及び費用を支払う。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間及び更新)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月7日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 亀井 淳

災害時における畳の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）

西東京市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、西東京市内に地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 災害時において、甲が畳を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、日時、場所等を明示した支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。

- （1）避難所等までの畳の輸送
- （2）利用後の畳の処理

（支援の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の要請を実施するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(訓練への参加)

第9条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月24日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田 敏康
理事 武内 秀介

災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社アクティオ）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時における賃貸資機材（乙が所有する資機材であって、賃貸の用に供するもの。以下「資機材」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要となった資機材の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する資機材の貸借調達要請及び当該要請に基づき乙が行う資機材の賃貸供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、資機材の供給の協力要請を行い、必要な資機材を調達確保することにより、西東京市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し資機材の供給を要請することができる。

（1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2） 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から資機材の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、資機材調達（設置・受渡し）要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

（供給資機材の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する資機材は、支援物資に係る運送用資機材のほか、応急対策全般に係る資機材のうち、要請時点で乙が供給できる資機材とする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応じることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（資機材の運搬、設置又は受渡し）

第5条 資機材の運搬経路及び設置又は受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、設置又は受渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 資機材の受領又は返還に際しては、甲は当該実施場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認の上、行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の設置又は受渡し場所毎に、資機材調達（設置・受渡し）報告書（様式第2号）をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は乙に対し、資機材の賃貸料とその運搬及び設置等に係る経費を支払う。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第10条 甲の要請に基づき、第5条第1項に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

（情報交換・防災訓練）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達及び供給が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制、資機材の保有状況等についての情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 10 月 4 日

甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

西 東 京 市 長

丸山 浩一

乙 東京都千代田区岩本町一丁目 6 番 3 号

ユニゾ岩本町一丁目ビル 3 階

株式会社アクティオ

上席執行役員東京支店長

中島 嘉幸

災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（日立建機日本株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における賃貸資機材（乙が所有する資機材であって、賃貸の用に供するもの。以下「資機材」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要となった資機材の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する資機材の賃借調達要請及び当該要請に基づき乙が行う資機材の賃貸供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、資機材の供給の協力要請を行い、必要な資機材を調達確保することにより、西東京市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し資機材の供給を要請することができる。

（1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2） 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から資機材の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、資機材調達（設置・受渡し）要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

（供給資機材の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する資機材は、支援物資に係る運送用資機材のほか、応急対策全般に係る資機材のうち、要請時点で乙が供給できる資機材とする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応じることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（資機材の運搬、設置又は受渡し）

第5条 資機材の運搬経路及び設置又は受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、設置又は受渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 資機材の受領又は返還に際しては、甲は当該実施場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認の上、行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の設置又は受渡し場所毎に、資機材調達（設置・受渡し）報告書（様式第2号）をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は乙に対し、資機材の賃貸料とその運搬及び設置等に係る経費を支払う。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第10条 甲の要請に基づき、第5条第1項に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

（情報交換・防災訓練）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達及び供給が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制、資機材の保有状況等についての情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月4日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西 東 京 市 長

丸山 浩一

乙 埼玉県新座市池田一丁目1番4号
日立建機日本株式会社 関東支社東京支店

新 座 営 業 所 長

松原 靖憲

災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社源産業）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社源産業（以下「乙」という。）とは、災害時における賃貸資機材（乙が所有する資機材であって、賃貸の用に供するもの。以下「資機材」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要となった資機材の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する資機材の貸借調達要請及び当該要請に基づき乙が行う資機材の賃貸供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、資機材の供給の協力要請を行い、必要な資機材を調達確保することにより、西東京市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し資機材の供給を要請することができる。

（1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2） 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から資機材の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、資機材調達（設置・受渡し）要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

（供給資機材の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する資機材は、支援物資に係る運送用資機材のほか、応急対策全般に係る資機材のうち、要請時点で乙が供給できる資機材とする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応ずることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（資機材の運搬、設置又は受渡し）

第5条 資機材の運搬経路及び設置又は受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、設置又は受渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 資機材の受領又は返還に際しては、甲は当該実施場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認の上、行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の設置又は受渡し場所毎に、資機材調達（設置・受渡し）報告書（様式第2号）をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は乙に対し、資機材の賃貸料とその運搬及び設置等に係る経費を支払う。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第10条 甲の要請に基づき、第5条第1項に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

（情報交換・防災訓練）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達及び供給が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制、資機材の保有状況等についての情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月4日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一

乙 東京都西東京市ひばりが丘北四丁目3番21号
株式会社源産業

ひばりが丘店長 西 村 俊 夫

災害時における福祉用具等の供給協力（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

西東京市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用品・衛生用品等の福祉用具等（乙が所有する資機材であるもの。以下「資機材」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要となった資機材の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する資機材の貸借等調達要請及び当該要請に基づき乙が行う資機材の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、資機材の供給の協力要請を行い、必要な資機材を調達確保することにより、西東京市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し資機材の供給を要請することができる。

（1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2） 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市（以下「協定市」という。）等から資機材の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、資機材調達（設置・受渡し）要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

（供給資機材の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する資機材は、要請時点で乙が供給できる福祉用具全般の資機材とする。

また、それ以外の資機材についても供出可能な範囲で協力することとする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応ずることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（資機材の運搬、設置又は受渡し）

第5条 資機材の運搬経路及び設置又は受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、設置又は受渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬

が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 資機材の受領又は返還に際しては、甲は当該実施場所に甲の職員等(甲の指定する者を含む。)を派遣し、必要に応じ種類、数量等を確認の上、行うものとする。

(報告)

- 第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の設置又は受渡し場所毎に、資機材調達(設置・受渡し)報告書(様式第2号)をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

(連絡体制)

- 第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、協定締結後に連絡先確認書をもとに非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更が生じた場合は、その都度連絡するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 甲は乙に対し、資機材の賃貸料とその運搬及び設置、購入等に係る経費を支払う。
- 2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(配慮事項)

- 第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害補償)

- 第10条 甲の要請に基づき、第5条第1項に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で(障害を負った場合も含む)、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償する。
- 2 本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、破損、福祉用具が原因となる事故等)が生じた場合の賠償の責については、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報交換・防災訓練)

- 第11条 甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達及び供給が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制、資機材の保有状況等についての情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 30 年 10 月 10 日

甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

西東京市長 丸 山 浩 一

乙 東京都港区浜松町二丁目 7 番 15 号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理 事 長 小 野 木 孝 二

災害時における応急食料の供給協力に関する協定（山崎製パン株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と山崎製パン株式会社 武蔵野工場（以下「乙」という。）とは、災害時における応急食料（以下「応急食料」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害、若しくはその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が必要となった応急食料の速やかな調達を図るため、甲の乙に対する応急食料の調達要請及び当該要請に基づき乙が行う応急食料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、応急食料の供給の協力要請を行い、必要な応急食料を調達確保することにより、西東京市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（要請）

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し応急食料の供給を要請することができる。
- （1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 甲が、国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から応急食料の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。
- 2 前項の要請は、応急食料供給要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、要請書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに要請書を交付する。

（応急食料の範囲）

- 第3条 甲が乙に供給を要請する応急食料は、乙が製造する食料品のほか、要請時点で乙が供給できる食料品とする。

（協力の実施）

- 第4条 乙は甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により要請に応ずることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（応急食料の運搬及び受渡し）

- 第5条 応急食料の運搬経路及び受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、受渡し場所までの応急食料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者がこれを行うものとする。

2 応急食料の受領に際しては、甲は当該実施場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類及び数量等を確認の上、これを行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力要請に応じた場合は、応急食料の受渡し場所毎に、応急食料供給報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）をもって、速やかに甲に対し供給した品名等を報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、変更があった時点で速やかに連絡するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は乙に対し、応急食料及びその運搬に係る経費を支払う。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき応急食料の搬送を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種気象警報、避難勧告若しくは避難指示、又はその他立入制限が出されている地域への搬送要請を避けるなど、応急食料搬送に従事する作業員の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第10条 甲の要請に基づき、第5条第1項に定める業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合（障害を負った場合も含む。）で、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

（情報交換・防災訓練）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく応急食料の協力態勢が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換を行うとともに、乙は甲が実施する防災訓練に適時参加、協力を行うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

る。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月12日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都東久留米市柳窪二丁目5番14号
山崎製パン株式会社 武蔵野工場

工場長 原田 昌治

災害時における応急救護活動に関する協定（公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部）

災害時における応急救護活動に関し、西東京市（以下「甲」という。）と西東京市接骨師会（「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（1）傷病者に対する応急救護「柔道整復師法（昭和45年法律第19号）」に規定された業務の範囲の実施

（2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う救護活動は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙の協力にかかる衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害補償については、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定を準用して補償するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は平成13年8月1日から平成14年7月31日までとする。ただし、満期終了の3か月前までに、甲、乙それぞれからなんらかの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自がその1通を保有するものとする。

平成13年8月1日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 保谷 高 範

乙 東京都西東京市富士町四丁目17番3号
西東京市接骨師会
代表者 会長 都 築 茂

災害時の医療救護活動についての協定（一般社団法人西東京市医師会）

西東京市を「甲」とし、社団法人西東京市医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、西東京市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----|-------|
| (1) 医 | 師 | } 若干名 |
| (2) 看 | 護 婦 | |
| (3) その他補助事務 | | |

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄、輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。
- 3 備蓄薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する広報医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から申請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の申請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

- ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する西東京市災害医療運営連絡会を設置することができる。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 保谷 高 範

乙 東京都西東京市中町1丁目1番5号
西東京市中町分庁舎内
社団法人 西東京市医師会
会長 兼子 順 男

災害時の歯科医療救護活動についての協定（公益社団法人西東京市歯科医師会）

西東京市を「甲」とし、社団法人東京都西東京市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、西東京市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 歯科医師 | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | |
| (3) その他補助事務 | |

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難場所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄、輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。
- 3 備蓄薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から申請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の申請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

- ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 16 年 4 月 1 日

- 甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市
代表者 西東京市長 保 谷 高 範
- 乙 東京都西東京市田無町五丁目 5 番 12 号
西東京市田無総合福祉センター内
社団法人 東京都西東京市歯科医師会
会長 野 本 明 宏

災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定（一般社団法人西東京市薬剤師会）

西東京市（以下「甲」という。）と西東京市薬剤師会（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、西東京市地域防災計画に基づき、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- （1）救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- （2）救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理

（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品の供給)

第9条 甲は、災害が発生し、備蓄する医薬品等のみでは十分な応急措置ができない場合において、乙に対し医薬品の供給を要請することができる。

第10条 前条の規定による要請は、医療救護活動に応じて医薬品等の品名・数量・納入日時・場所その他必要事項を明示し、要請するものとする。

- 2 前項の要請は、西東京市地域防災計画に定める災害時における各部の分掌事務に従い、指定された職員が文書又は口頭で行う。

(価格)

第11条 甲の要請により、乙が甲に供給した医薬品等の価格は、災害発生直前の販売価格とする。

(請求)

第12条 乙は、甲に医薬品等を供給したときは、その費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の規定により費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

(調剤費)

第13条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第15条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成及び派遣に伴うもの

- ア 薬剤師班の編成及び派遣に要する経費
- イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第17条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市下保谷四丁目12番22号
西東京市薬剤師会
会長 石井 正彦

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び西東京市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、保谷保健福祉総合センター（西東京市中町一丁目5番1号）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都府中市西原町一丁目五番地の1
アルフレッサ株式会社 小平支店
支店長 佐久間 謙治

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社スズケン）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び西東京市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、保谷保健福祉総合センター（西東京市中町一丁目5番1号）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都小平市御幸町44番1号
株式会社スズケン
東京多摩営業部 小平支店
支店長 大平 大介

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社メディセオ）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び西東京市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、保谷保健福祉総合センター（西東京市中町一丁目5番1号）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ 取締役副社長
東京支社長 嶋路 博昭

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（酒井薬品株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び西東京市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、保谷保健福祉総合センター（西東京市中町一丁目5番1号）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都小平市小川東町五丁目20番1号
酒井薬品株式会社 小平第二営業所
所長 野上 恵司

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び西東京市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、保谷保健福祉総合センター（西東京市中町一丁目5番1号）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都東久留米市八幡町三丁目16番42号
東邦薬品株式会社 首都圏支社
東京営業部 東久留米営業所
所長 安部 瑞之

災害時の市と獣医師会との協力に関する協定（公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会）

災害時における応急業務に関し、西東京市を「甲」とし、西東京市獣医師会を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 相互協力の内容は、次の事項とする。

- （1）負傷した動物への応急手当に関すること。
- （2）被災した動物の保護および管理に関すること。
- （3）被災した動物に関する情報提供に関すること。
- （4）用地、施設、設備の提供その他必要な災害応急業務に関すること。

（協力要請等の手続）

第3条 相互に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまのないときは、各々の判断により災害応急業務を開始して、事後に通知する。

（協力の履行）

第4条 甲および乙は、互いに要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（連絡要請）

第5条 この協力に係る連絡調整については、甲の指定する者と乙が行う。

（負担）

第6条 甲は、乙がこの業務のために必要とする用地、施設、設備その他を、可能な限り提供する。

（活動の停止）

第7条 乙は、救護活動が極めて困難または不可能と認める場合または災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して救護活動を停止することができる。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷しまたは疾病にかかったときは、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定を準用して、甲が補償するものとする。

(協定期間および更新)

第9条 この協定の有効期間は、平成15年6月18日から平成16年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定の解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後この例による。

(細目)

第10条 この協定に関する細目（「災害時の市と獣医師会との協力に関する協定細目」以下「協定細目」という。）は、別途定める。

(協議)

第11条 この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年6月18日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 保谷 高範

乙 西東京市栄町二丁目9番27号
西東京市獣医師会
会長 本橋 博

西東京市災害薬事コーディネーターに関する協定（一般社団法人西東京市薬剤師会）

西東京市（以下「甲」という。）と一般社団法人西東京市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時の医療救護活動において、西東京市災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）等と連携し、薬事に関する統括及び調整に従事する、西東京市災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき甲が行なう医療救護活動に関し、乙に対し薬事コーディネーターの選出及び参集や職務に関することと、甲における薬事コーディネーターの依頼や責任負担の方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選出）

- 第2条 乙は、甲の要請に基づき、乙の中で協議のうえ、薬事コーディネーターを選出する。
- 2 乙が選出する薬事コーディネーターは3人以内とする。ただし、甲が要請する場合はこの限りでない。
 - 3 薬事コーディネーターには、乙の中から、災害医療と地域医療に精通し、薬事コーディネーターにふさわしい行動が可能な薬剤師を充てるものとする。
 - 4 乙は、薬事コーディネーターを選出した場合、選出した者の氏名等必要な事項を、直ちに甲に報告する。

（依頼）

- 第3条 甲は、前条に基づき乙が選出した薬事コーディネーターについて、その適格性等を判断し、依頼する。
- 2 薬事コーディネーターの任期は、依頼をした日から、会計年度をまたがらない1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（解職）

- 第4条 甲は、薬事コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、期間中においてもその職を解くことができる。
- (1) 自己の都合により解職を願い出たとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 刑事事件に関し起訴されたとき。
 - (4) 薬事コーディネーターに必要な能力又は適格性を欠くとき。
 - (5) 薬剤師免許を取り消され、又は返納したとき。

(身分)

第5条 前条に基づき依頼された薬事コーディネーターは、引き続き乙において定めた身分を有するものとする。

(参集及び職務への専念)

第6条 薬事コーディネーターは、大規模災害の発生時に、市長の要請に基づき参集し、職務を遂行する。

- 2 薬事コーディネーターは、市域で震度5強以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。
- 3 薬事コーディネーターは、西東京市地域防災計画に基づき設置される西東京市医療救護活動拠点（保谷保健福祉総合センター）又は市長が指定した場所に参集する。
- 4 参集後は、市や医療コーディネーターと十分に協議をし、市長の指示があるまで、薬事コーディネーターの職務に専念する。

(職務)

第7条 薬事コーディネーターは、災害時における西東京市内の薬事に関する次に掲げる職務の集約、調整、調達及び助言を行なう。

- (1) 医薬品等の備蓄に関すること。
- (2) 災害薬事センターの設置に関すること。
- (3) 地域防災計画に定める医療救護班の活動や薬剤師班の調整に関すること。
- (4) 医薬品等の調達、管理及び供給に関すること。
- (5) 医療コーディネーター並びに東京都災害拠点病院の薬事部門等との連絡調整に関すること。
- (6) 市内の薬事関係者等との連絡調整に関すること。
- (7) 東京都薬剤師会等から派遣された薬剤師班への指示に関すること。
- (8) その他薬事に関すること。

(職務遂行)

第8条 薬事コーディネーターは、薬事の観点から医療コーディネーターをサポートし、地域医療活動が円滑に進むよう職務を遂行する。

- 2 薬事コーディネーターは、役割を分担し、互いに協力しながら職務を遂行する。
- 3 薬事コーディネーターは、医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部門等と連携し、職務を遂行する。

(合同訓練等への参加)

第9条 薬事コーディネーターは、職務を遂行するため、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練及び会議に参加する。

(費用弁償等)

第10条 市長は、薬事コーディネーターが第6条の規定により災害発生時に参集した場合又は第9条の規定により合同訓練に参加した場合、当該薬事コーディネーターに要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬事コーディネーターの派遣に要する経費

(2) 薬事コーディネーターが活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる経費については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年7月23日

甲 西東京市南町五丁目6番13号

西東京市長

丸山 浩一

乙 西東京市田無町四丁目25番5号カモシダビル303
一般社団法人西東京市薬剤師会

会 長

伊集院 一成

災害時におけるL Pガス等の供給に関する協定（一般社団法人東京都L Pガス協会北多摩北部支部たもつ会）

西東京市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都L Pガス協会北多摩北部支部たもつ会（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるL Pガス等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内において地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、避難所などにおける燃料としてL Pガス等の確保が必要である場合に、乙に対し、L Pガス等の供給を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（協力業務の実施）

第3条 乙は、災害時における甲の応急対策のためのL Pガス等の供給要請に対し、最大限必要な協力業務を実施する。

（協力業務の内容）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、第2条で規定する避難所等へL Pガス等を供給するものとし、避難所等において甲の職員による供給の確認を受ける。

2 乙は、災害時の状況により、第2条で規定する避難所等以外へL Pガス等を供給する要請が甲からあったときは、前項と同様の協力業務を行う。

（費用の請求）

第5条 乙は、L Pガス等の供給完了後、これに要した費用の明細書を作成し、甲に費用の請求をする。

2 供給されたL Pガス等の価格は、原則として災害発生直前における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（代金の支払い）

第6条 甲は、乙から前条第1項の請求があった場合には、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払う。

(従事者の災害補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(合同訓練への参加)

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う合同訓練に参加し、必要な協力を行うものとする。この場合において、当該合同訓練参加の協力を要する経費は、乙の負担とする。

(協定の期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年4月26日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 一般社団法人東京都LPガス協会
北多摩北部支部たもつ会
会長 竹内 孝義

災害時における燃料等の供給に関する協定（株式会社泰正社）

災害時における燃料等（ガソリン、軽油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給に関し、西東京市（以下「甲」という。）と株式会社泰正社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料等を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力内容）

- 第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策車両等（以下「緊急車両」という。）の燃料等が必要であると認めるときは、乙に対し、緊急車両であることを車両に明示し、燃料等の供給を依頼するものとする。
- 2 甲は、乙に緊急車両の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給依頼書（第1号様式）により、品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、車両、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。
- 3 乙は、甲から第2項に基づく燃料等供給の依頼があった場合は協力するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、供給時点における小売価格を基準とした適正な価格とする。

（請求及び支払）

- 第4条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料代金について、納品書を添えて甲に請求する。
- 2 甲は前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に甲の予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも相手に対して本協定の解除又は変更の申出が無い場合は、1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月23日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
東京都西東京市
西東京市長 丸山 浩一

乙 株式会社 泰正社
代表取締役 岩崎 隆信

災害時における燃料等の供給に関する協定（有限会社並木商事坂上給油所）

災害時における燃料等（ガソリン、軽油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給に関し、西東京市（以下「甲」という。）と有限会社並木商事（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料等を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力内容）

- 第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策車両等（以下「緊急車両」という。）の燃料等が必要であると認めるときは、乙に対し、緊急車両であることを車両に明示し、燃料等の供給を依頼するものとする。
- 2 甲は、乙に緊急車両の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給依頼書（第1号様式）により、品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、車両、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。
- 3 乙は、甲から第2項に基づく燃料等供給の依頼があった場合は協力するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、供給時点における小売価格を基準とした適正な価格とする。

（請求及び支払）

- 第4条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料代金について、納品書を添えて甲に請求する。
- 2 甲は前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に甲の予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも相手に対して本協定の解除又は変更の申出が無い場合は、1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月23日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
東京都西東京市
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都西東京市東伏見4-3-16
有限会社 並木商事坂上給油所
代表取締役 並木 正夫

災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定（東京ガス株式会社NGV事業部）

災害時における圧縮天然ガスの供給に関し、西東京市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な圧縮天然ガスを、市内ガス供給事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策車両等（以下「緊急車両」という。）の圧縮天然ガスが必要であると認めるときは、乙に対し、緊急車両であることを車両に明示し、圧縮天然ガスの供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に緊急車両の圧縮天然ガスの供給を依頼する場合は、圧縮天然ガス供給依頼書（第2号様式）により、品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、車両、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

3 乙は、甲から第2項に基づく圧縮天然ガス供給の依頼があった場合は協力するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した圧縮天然ガスの代金を負担するものとする。この場合圧縮天然ガスの価格は、供給時点における小売価格を基準とした適正な価格とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、圧縮天然ガスの供給及び納入が完了したときは、前条の価格による圧縮天然ガス代金について、納品書を添えて甲に請求する。

2 甲は前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に甲の予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも相手に対して本協定の解除又は変更の申出が無い場合は、1年間延長されるものとし、以後この例による。

(停電等の場合)

第6条 停電等の理由で供給が不可能な場合はこの限りではないものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月28日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
東京都西東京市
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都港区海岸1-5-20
東京ガス株式会社
NGV 事業部長 村松 治郎

災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定（株式会社ニチネン）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社ニチネン（以下「乙」という。）とは、災害時におけるカセットガス型燃料等（以下「燃料等」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要となった燃料等の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する燃料等の供給要請及び当該要請に基づき乙が行う燃料等の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、燃料等の供給の協力要請を行い、必要な燃料等を調達確保することにより、西東京市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

（1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2） 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から燃料等の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、燃料等調達（受渡し）要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

（供給燃料等の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する燃料等は、要請時点で乙が供給できる燃料等とする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応ずることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（燃料等の受渡し）

第5条 燃料等の受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、受渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとし、受渡し場所からの運搬は原則として甲が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 燃料等の受領に際しては、甲は当該受渡し場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認の上、行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力を実施した場合は、受渡し場所毎に、燃料等調達（受渡し）報告書（様式第2号）をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（経費の負担）

第8条 燃料供給等に係る経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき燃料等の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、燃料等の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第10条 甲の要請に基づき、第5条第1項に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

（情報交換・防災訓練）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく燃料等の調達及び供給が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制、燃料等の保有状況等についての情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各1通を保有する。

令和元年11月1日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西 東 京 市 長

丸山 浩一

乙 埼玉県上尾市領家57番1号

株式会社ニチネン 代表取締役社長 小森 裕一郎

災害時における緊急輸送業務に関する協定（社団法人東京都トラック協会多摩支部）

西東京市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市内において大規模な地震災害、風水害、その他の火災が発生するおそれがある場合において、西東京市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両の確保の一環として乙の協力を得ることにより、災害時の円滑な輸送業務を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の状況等に応じて、緊急輸送用車両が必要であると認めるときは、緊急輸送用車両及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次の事項について要請書（別記様式第1号）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）業務の期間

（2）輸送する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（車両等の供給）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し、車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃料金

（2）甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の料金は、東京都と社団法人東京都トラック協会との間で契約している運賃及びその他の条件を準用する。

（経費の請求及び支払）

第5条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者(同伴者を含む。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(供給可能車両等の報告)

第10条 乙は、甲に対し毎年4月に、災害時に供給可能な車両等について供給可能数量報告書(別記様式第2号)により報告しなければならない。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

上記、協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 13 年 9 月 26 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市
西東京市長 保谷 高 範

乙 国立市北三丁目 27 番 11 号
社団法人 東京都トラック協会多摩支部
支部長 山本 英 司

災害時における応急対策活動の協力に関する協定（三幸自動車株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と三幸自動車株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の業務に関し、必要な事項を定める。

2 この協定において、降雪や積雪など雪に起因する災害は、対象外とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、車両及び乗務員（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項により要請する場合は、業務の内容、業務の期間等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。

3 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けた場合は、本協定の内容に従い、可能な限り、車両等の調達を行い、甲に供給する。

2 乙は、甲に供給する車両について緊急通行車両の確認を受ける。この場合の要領は、本協定書又はその写しを携行し、甲に供給する車両で警視庁田無警察署（以下「警察署」という。）へ向かい、緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。手続き、様式等については、警察署の指示による。

3 甲は、前項について警察署と事前に調整を行う。

4 乙は、地震に伴う道路陥没、火災、風水害に伴う道路冠水などにより甲の要請に協力できない場合は、速やかにその旨を連絡する。

（車両等の表示及び管理）

第4条 甲に供給する車両等は、甲の貸切とし、甲の要請以外の目的には使用されない。

2 前項を証明するために車両のメーター表示は「貸切」とし、かつ甲が指定する表示を掲示する。

3 甲に供給する車両等の管理等については、乙の判断により、適宜入れ替えるなど、乙が適正管理に努める。

4 乙は、車両等の入替を行う場合は、甲に事前にその旨を連絡する。

(業務の内容)

第5条 甲が乙に要請する業務は原則として市内とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 医療救護所から後方医療機関への傷病者等の搬送
- (2) 避難所から福祉避難所等への災害時要援護者等の搬送
- (3) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の搬送
- (4) 道路状況等の情報収集

(傷病者等の搬送)

第6条 前条第1号に掲げる傷病者等は、医療救護所の医師がトリアージし、黄色タグ(中等症)が付き、単独で後方の医療施設へ行くことが困難な傷病者を原則とし、赤色タグ(重症)は除く。

- 2 傷病者等の搬送には、必ず医師、看護師等の医療従事者が同乗する。
- 3 乙は、搬送にあたっての留意事項等について、甲又は医療救護所の医師等に確認する。
- 4 甲又は医療救護所の医師等は、傷病者の搬送において、傷病者の血液等による車内汚損が予想される場合は、車内が清潔に保たれるよう、車内をビニールシート等で養生する。

(安全の確保)

第7条 乗務員は、第5条第1号から第3号に掲げる業務で車両を利用する者(同伴者等を含む。以下「利用者」という。)の安全を最優先に対応する。

(経路の変更及び業務の中断)

第8条 乗務員は、災害の状況により、前条の対応が必要な場合は、自己の判断により安全な道路を選択するなどの経路の変更をすることができる。

- 2 乗務員は、災害の状況により、業務を継続することが危険と判断した場合は、自己の判断で運行を中断することができる。この場合、乗務員は安全措置実施後、速やかにその旨を自己の責任者等に報告し、乙は甲にその旨を速やかに連絡する。
- 3 前項において利用者がある場合は、安全な道路を優先し、最寄りの避難所又は利用者に乗せた地点へ戻り、利用者を甲へ引き渡す。
- 4 前項の措置を取るいとまがない場合は、状況に応じた対応により、利用者の安全を確保する。

(経費の負担)

第9条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃
- (2) 甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料

金

- 2 前項第1号の運賃は、関東運輸局が公示する北多摩交通圏における一般乗用旅客自動車事業の運賃及び料金に関する制度に定める時間制運賃とする。

(経費の請求及び支払)

第10条 乙は、業務が終了したときは、速やかに任意の様式で業務の記録を添えて前条の経費を甲に請求する。

- 2 業務の実施が長期間となる場合は、毎月10日までに、前月使用分に係る経費を請求する。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払う。

(事故等)

第11条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続する。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(利用者及び第三者に対する責任)

第12条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第13条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

- 2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を指定する。

(協定の期間及び更新)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年1月15日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市向台町一丁目15番21号
三幸自動車株式会社
代表取締役 町田 栄一郎

災害時における応急対策活動の協力に関する協定（西武ハイヤー株式会社ひばりヶ丘営業所）

西東京市（以下「甲」という。）と西武ハイヤー株式会社ひばりが丘営業所（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の業務に関し、必要な事項を定める。

2 この協定において、降雪や積雪など雪に起因する災害は、対象外とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、車両及び乗務員（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項により要請する場合は、業務の内容、業務の期間等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。

3 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けた場合は、本協定の内容に従い、可能な限り、車両等の調達を行い、甲に供給する。

2 乙は、甲に供給する車両について緊急通行車両の確認を受ける。この場合の要領は、本協定書又はその写しを携行し、甲に供給する車両で警視庁田無警察署（以下「警察署」という。）へ向かい、緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。手続き、様式等については、警察署の指示による。

3 甲は、前項について警察署と事前に調整を行う。

4 乙は、地震に伴う道路陥没、火災、風水害に伴う道路冠水などにより甲の要請に協力できない場合は、速やかにその旨を連絡する。

（車両等の表示及び管理）

第4条 甲に供給する車両等は、甲の貸切とし、甲の要請以外の目的には使用されない。

2 前項を証明するために車両のメーター表示は「貸切」とし、かつ甲が指定する表示を掲示する。

- 3 甲に供給する車両等の管理等については、乙の判断により、適宜入れ替えるなど、乙が適正管理に努める。
- 4 乙は、車両等の入替を行う場合は、甲に事前にその旨を連絡する。

(業務の内容)

第5条 甲が乙に要請する業務は原則として市内とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 医療救護所から後方医療機関への傷病者等の搬送
- (2) 避難所から福祉避難所等への災害時要援護者等の搬送
- (3) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の搬送
- (4) 道路状況等の情報収集

(傷病者等の搬送)

第6条 前条第1号に掲げる傷病者等は、医療救護所の医師がトリアージし、黄色タグ(中等症)が付き、単独で後方の医療施設へ行くことが困難な傷病者を原則とし、赤色タグ(重症)は除く。

- 2 傷病者等の搬送には、必ず医師、看護師等の医療従事者が同乗する。
- 3 乙は、搬送にあたっての留意事項等について、甲又は医療救護所の医師等に確認する。
- 4 甲又は医療救護所の医師等は、傷病者の搬送において、傷病者の血液等による車内汚損が予想される場合は、車内が清潔に保たれるよう、車内をビニールシート等で養生する。

(安全の確保)

第7条 乗務員は、第5条第1号から第3号に掲げる業務で車両を利用する者(同伴者等を含む。以下「利用者」という。)の安全を最優先に対応する。

(経路の変更及び業務の中断)

第8条 乗務員は、災害の状況により、前条の対応が必要な場合は、自己の判断により安全な道路を選択するなどの経路の変更をすることができる。

- 2 乗務員は、災害の状況により、業務を継続することが危険と判断した場合は、自己の判断で運行を中断することができる。この場合、乗務員は安全措置実施後、速やかにその旨を自己の責任者等に報告し、乙は甲にその旨を速やかに連絡する。
- 3 前項において利用車がいる場合は、安全な道路を優先し、最寄りの避難所又は利用者を乗せた地点へ戻り、利用者を甲へ引き渡す。
- 4 前項の措置を取るいとまがない場合は、状況に応じた対応により、利用者の安全を確保する。

(経費の負担)

第9条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

(1) 乙が提供した車両等の運賃

(2) 甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の運賃は、関東運輸局が公示する北多摩交通圏における一般乗用旅客自動車事業の運賃及び料金に関する制度に定める時間制運賃とする。

(経費の請求及び支払)

第10条 乙は、業務が終了したときは、速やかに任意の様式で業務の記録を添えて前条の経費を甲に請求する。

2 業務の実施が長期間となる場合は、毎月10日までに、前月使用分に係る経費を請求する。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払う。

(事故等)

第11条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続する。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(利用者及び第三者に対する責任)

第12条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第13条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を指定する。

(協定の期間及び更新)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年1月15日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東久留米市南沢二丁目20番14号
西武ハイヤー株式会社ひばりが丘営業所
所長 岩本 明宏

災害時における応急対策活動の協力に関する協定（田無交通株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と田無交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の業務に関し、必要な事項を定める。

2 この協定において、降雪や積雪など雪に起因する災害は、対象外とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、車両及び乗務員（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項により要請する場合は、業務の内容、業務の期間等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。

3 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けた場合は、本協定の内容に従い、可能な限り、車両等の調達を行い、甲に供給する。

2 乙は、甲に供給する車両について緊急通行車両の確認を受ける。この場合の要領は、本協定書又はその写しを携行し、甲に供給する車両で警視庁田無警察署（以下「警察署」という。）へ向かい、緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。手続き、様式等については、警察署の指示による。

3 甲は、前項について警察署と事前に調整を行う。

4 乙は、地震に伴う道路陥没、火災、風水害に伴う道路冠水などにより甲の要請に協力できない場合は、速やかにその旨を連絡する。

（車両等の表示及び管理）

第4条 甲に供給する車両等は、甲の貸切とし、甲の要請以外の目的には使用されない。

2 前項を証明するために車両のメーター表示は「貸切」とし、かつ甲が指定する表示を掲示する。

3 甲に供給する車両等の管理等については、乙の判断により、適宜入れ替えるなど、乙が適正管理に努める。

4 乙は、車両等の入替を行う場合は、甲に事前にその旨を連絡する。

(業務の内容)

第5条 甲が乙に要請する業務は原則として市内とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 医療救護所から後方医療機関への傷病者等の搬送
- (2) 避難所から福祉避難所等への災害時要援護者等の搬送
- (3) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の搬送
- (4) 道路状況等の情報収集

(傷病者等の搬送)

第6条 前条第1号に掲げる傷病者等は、医療救護所の医師がトリアージし、黄色タグ(中等症)が付き、単独で後方の医療施設へ行くことが困難な傷病者を原則とし、赤色タグ(重症)は除く。

- 2 傷病者等の搬送には、必ず医師、看護師等の医療従事者が同乗する。
- 3 乙は、搬送にあたっての留意事項等について、甲又は医療救護所の医師等に確認する。
- 4 甲又は医療救護所の医師等は、傷病者の搬送において、傷病者の血液等による車内汚損が予想される場合は、車内が清潔に保たれるよう、車内をビニールシート等で養生する。

(安全の確保)

第7条 乗務員は、第5条第1号から第3号に掲げる業務で車両を利用する者(同伴者等を含む。以下「利用者」という。)の安全を最優先に対応する。

(経路の変更及び業務の中断)

第8条 乗務員は、災害の状況により、前条の対応が必要な場合は、自己の判断により安全な道路を選択するなどの経路の変更をすることができる。

- 2 乗務員は、災害の状況により、業務を継続することが危険と判断した場合は、自己の判断で運行を中断することができる。この場合、乗務員は安全措置実施後、速やかにその旨を自己の責任者等に報告し、乙は甲にその旨を速やかに連絡する。
- 3 前項において利用者がいる場合は、安全な道路を優先し、最寄りの避難所又は利用者に乗せた地点へ戻り、利用者を甲へ引き渡す。
- 4 前項の措置を取るいとまがない場合は、状況に応じた対応により、利用者の安全を確保する。

(経費の負担)

第9条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃
- (2) 甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料

金

- 2 前項第1号の運賃は、関東運輸局が公示する北多摩交通圏における一般乗用旅客自動車事業の運賃及び料金に関する制度に定める時間制運賃とする。

(経費の請求及び支払)

第10条 乙は、業務が終了したときは、速やかに任意の様式で業務の記録を添えて前条の経費を甲に請求する。

- 2 業務の実施が長期間となる場合は、毎月10日までに、前月使用分に係る経費を請求する。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払う。

(事故等)

第11条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続する。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(利用者及び第三者に対する責任)

第12条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第13条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

- 2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を指定する。

(協定の期間及び更新)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年1月15日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市西原町四丁目2番35号
田無交通株式会社
代表取締役 斎藤 和彦

災害時における応急対策活動の協力に関する協定（大和交通保谷株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と大和交通保谷株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の業務に関し、必要な事項を定める。

2 この協定において、降雪や積雪など雪に起因する災害は、対象外とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、車両及び乗務員（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項により要請する場合は、業務の内容、業務の期間等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。

3 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けた場合は、本協定の内容に従い、可能な限り、車両等の調達を行い、甲に供給する。

2 乙は、甲に供給する車両について緊急通行車両の確認を受ける。この場合の要領は、本協定書又はその写しを携行し、甲に供給する車両で警視庁田無警察署（以下「警察署」という。）へ向かい、緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。手続き、様式等については、警察署の指示による。

3 甲は、前項について警察署と事前に調整を行う。

4 乙は、地震に伴う道路陥没、火災、風水害に伴う道路冠水などにより甲の要請に協力できない場合は、速やかにその旨を連絡する。

（車両等の表示及び管理）

第4条 甲に供給する車両等は、甲の貸切とし、甲の要請以外の目的には使用されない。

2 前項を証明するために車両のメーター表示は「貸切」とし、かつ甲が指定する表示を掲示する。

3 甲に供給する車両等の管理等については、乙の判断により、適宜入れ替えるなど、乙が適正管理に努める。

4 乙は、車両等の入替を行う場合は、甲に事前にその旨を連絡する。

(業務の内容)

第5条 甲が乙に要請する業務は原則として市内とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 医療救護所から後方医療機関への傷病者等の搬送
- (2) 避難所から福祉避難所等への災害時要援護者等の搬送
- (3) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の搬送
- (4) 道路状況等の情報収集

(傷病者等の搬送)

第6条 前条第1号に掲げる傷病者等は、医療救護所の医師がトリアージし、黄色タグ（中等症）が付き、単独で後方の医療施設へ行くことが困難な傷病者を原則とし、赤色タグ（重症）は除く。

- 2 傷病者等の搬送には、必ず医師、看護師等の医療従事者が同乗する。
- 3 乙は、搬送にあたっての留意事項等について、甲又は医療救護所の医師等に確認する。
- 4 甲又は医療救護所の医師等は、傷病者の搬送において、傷病者の血液等による車内汚損が予想される場合は、車内が清潔に保たれるよう、車内をビニールシート等で養生する。

(安全の確保)

第7条 乗務員は、第5条第1号から第3号に掲げる業務で車両を利用する者（同伴者等を含む。以下「利用者」という。）の安全を最優先に対応する。

(経路の変更及び業務の中断)

第8条 乗務員は、災害の状況により、前条の対応が必要な場合は、自己の判断により安全な道路を選択するなどの経路の変更をすることができる。

- 2 乗務員は、災害の状況により、業務を継続することが危険と判断した場合は、自己の判断で運行を中断することができる。この場合、乗務員は安全措置実施後、速やかにその旨を自己の責任者等に報告し、乙は甲にその旨を速やかに連絡する。
- 3 前項において利用者がある場合は、安全な道路を優先し、最寄りの避難所又は利用者に乗せた地点へ戻り、利用者を甲へ引き渡す。
- 4 前項の措置を取るいとまがない場合は、状況に応じた対応により、利用者の安全を確保する。

(経費の負担)

第9条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃

(2) 甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の運賃は、関東運輸局が公示する北多摩交通圏における一般乗用旅客自動車事業の運賃及び料金に関する制度に定める時間制運賃とする。

(経費の請求及び支払)

第10条 乙は、業務が終了したときは、速やかに任意の様式で業務の記録を添えて前条の経費を甲に請求する。

2 業務の実施が長期間となる場合は、毎月10日までに、前月使用分に係る経費を請求する。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払う。

(事故等)

第11条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続する。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(利用者及び第三者に対する責任)

第12条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第13条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を指定する。

(協定の期間及び更新)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年1月15日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市泉町三丁目12番18号
大和交通保谷株式会社
代表取締役 宮野 隆幸

災害時における応急対策活動の協力に関する協定（東都自動車交通株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と東都自動車交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、西東京市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の業務に関し、必要な事項を定める。

2 この協定において、降雪や積雪など雪に起因する災害は、対象外とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、車両及び乗務員（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項により要請する場合は、業務の内容、業務の期間等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。

3 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けた場合は、本協定の内容に従い、可能な限り、車両等の調達を行い、甲に供給する。

2 乙は、甲に供給する車両について緊急通行車両の確認を受ける。この場合の要領は、本協定書又はその写しを携行し、甲に供給する車両で警視庁田無警察署（以下「警察署」という。）へ向かい、緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。手続き、様式等については、警察署の指示による。

3 甲は、前項について警察署と事前に調整を行う。

4 乙は、地震に伴う道路陥没、火災、風水害に伴う道路冠水などにより甲の要請に協力できない場合は、速やかにその旨を連絡する。

（車両等の表示及び管理）

第4条 甲に供給する車両等は、甲の貸切とし、甲の要請以外の目的には使用されない。

2 前項を証明するために車両のメーター表示は「貸切」とし、かつ甲が指定する表示を掲示する。

3 甲に供給する車両等の管理等については、乙の判断により、適宜入れ替えるなど、乙が適正管理に努める。

4 乙は、車両等の入替を行う場合は、甲に事前にその旨を連絡する。

(業務の内容)

第5条 甲が乙に要請する業務は原則として市内とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 医療救護所から後方医療機関への傷病者等の搬送
- (2) 避難所から福祉避難所等への災害時要援護者等の搬送
- (3) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の搬送
- (4) 道路状況等の情報収集

(傷病者等の搬送)

第6条 前条第1号に掲げる傷病者等は、医療救護所の医師がトリアージし、黄色タグ（中等症）が付き、単独で後方の医療施設へ行くことが困難な傷病者を原則とし、赤色タグ（重症）は除く。

- 2 傷病者等の搬送には、必ず医師、看護師等の医療従事者が同乗する。
- 3 乙は、搬送にあたっての留意事項等について、甲又は医療救護所の医師等に確認する。
- 4 甲又は医療救護所の医師等は、傷病者の搬送において、傷病者の血液等による車内汚損が予想される場合は、車内が清潔に保たれるよう、車内をビニールシート等で養生する。

(安全の確保)

第7条 乗務員は、第5条第1号から第3号に掲げる業務で車両を利用する者（同伴者等を含む。以下「利用者」という。）の安全を最優先に対応する。

(経路の変更及び業務の中断)

第8条 乗務員は、災害の状況により、前条の対応が必要な場合は、自己の判断により安全な道路を選択するなどの経路の変更をすることができる。

- 2 乗務員は、災害の状況により、業務を継続することが危険と判断した場合は、自己の判断で運行を中断することができる。この場合、乗務員は安全措置実施後、速やかにその旨を自己の責任者等に報告し、乙は甲にその旨を速やかに連絡する。
- 3 前項において利用者がいる場合は、安全な道路を優先し、最寄りの避難所又は利用者に乗せた地点へ戻り、利用者を甲へ引き渡す。
- 4 前項の措置を取るいとまがない場合は、状況に応じた対応により、利用者の安全を確保する。

(経費の負担)

第9条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃

(2) 甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の運賃は、関東運輸局が公示する北多摩交通圏における一般乗用旅客自動車事業の運賃及び料金に関する制度に定める時間制運賃とする。

(経費の請求及び支払)

第10条 乙は、業務が終了したときは、速やかに任意の様式で業務の記録を添えて前条の経費を甲に請求する。

2 業務の実施が長期間となる場合は、毎月10日までに、前月使用分に係る経費を請求する。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払う。

(事故等)

第11条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続する。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(利用者及び第三者に対する責任)

第12条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第13条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を指定する。

(協定の期間及び更新)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年1月15日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都豊島区西池袋五丁目13番13号
東都自動車交通株式会社
代表取締役 宮本 繁樹

災害時等における物資運送等に関する協定(ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店)

西東京市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送や配送等（以下「運送等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、西東京市等において地震、風水害、雪害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、必要となった物資等の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する運送等の要請及び当該要請に基づき乙が行う運送等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、運送等の協力要請を行うことにより、災害時における西東京市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し運送等を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

(1) 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定自治体等から救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、運送等要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

(協力の実施)

第3条 乙は甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応ずることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

(運送等の範囲)

第4条 甲が乙に要請する運送等は、次の事項について協力を要請することができるものとし、要請時点で乙が提供できる車両及び人員において実施可能な範囲とする。

(1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送

(2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送

(3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等

(4) 甲が指示する救護を要請された自治体への物資の配送

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

(受渡し)

第5条 物資等の受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとする。

2 乙は当該運送先の甲の職員等（甲の指定する者を含む。）へ種類、数量等を確認の上、輸送及び配送等を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力を実施した場合は、輸送先又は配送先の場所毎に、運送等報告書（様式第2号）又は同様の内容を満たした任意書式をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(経費の負担)

第8条 運送等に係る経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(配慮事項)

第9条 甲は、乙が第5条の規定に基づき運送等を行う場合には、協力要請を行うに際して、従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

(災害補償)

第10条 甲の要請に基づき、第5条に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

(情報交換・防災訓練)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく運送等が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制等の情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市長 丸山 浩一

乙 埼玉県新座市馬場一丁目12番4号
ヤマト運輸株式会社 武蔵野主管支店

主管支店長 小川 範行

避難所施設利用に関する協定（東京都立保谷高等学校）

西東京市を「甲」とし、東京都立保谷高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営において、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともにその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成13年7月6日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 保谷 高範

乙 西東京市住吉町五丁目8番23号
東京都立保谷高等学校
代表者 校長 宮崎 美代子

避難所施設利用に関する協定（東京都立田無高等学校）

西東京市を「甲」とし、東京都立田無高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営において、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともにその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成13年7月9日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 保谷 高範

乙 西東京市向台町五丁目4番34号
東京都立田無高等学校
代表者 校長 八代 晃

避難所施設利用に関する協定（東京都立田無工業高等学校）

西東京市を「甲」とし、東京都立田無工業高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営において、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともにその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成13年7月6日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 保谷 高範

乙 西東京市向台町一丁目9番1号
東京都立田無工業高等学校
代表者 校長 國廣 宗猷

避難所施設利用に関する協定（学校法人武蔵野女子学院）

西東京市を「甲」とし、学校法人武蔵野女子学院を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり法令に基づく災害時の避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

2 避難所として利用できる範囲は別に定める。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営において、乙は甲に協力するものとする。

3 喫煙など火気使用には、十分注意するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成15年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がない時は、1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成14年2月15日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 保谷 高範

乙 東京都西東京市新町一丁目1番20号
学校法人 武蔵野女子学院
代表者 常務理事 濱島 義博

避難所施設利用に関する協定（学校法人日本文華学園）

西東京市（以下「甲」という。）と学校法人日本文華学園（以下「乙」という。）は、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずる。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知する。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知する。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 避難所管理運営において、乙は甲に協力する。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用延長許可の申請をする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともにその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

(期間の変更及び更新)

第10 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヵ月前までに甲又は乙から協定書解消等の意思表示がないときは、当該期間は1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成25年11月11日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成13年12月18日に締結した避難所の利用に関する協定は効力を失う。

平成25年11月11日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市西原町四丁目5番85号
学校法人 日本文華学園
理事長 吉本 隆博

福祉避難所施設利用に関する協定（東京都立田無特別支援学校）

西東京市を「甲」とし、東京都立田無特別支援学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を障害者等を対象とした福祉避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所利用対象者等）

第2 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、避難所で避難生活をおくることが困難な障害者等とするものとする。この場合、甲は介護者（家族等を含む。）を配置するものとする。

（福祉避難所として利用できる施設）

第3 福祉避難所として利用できる施設の範囲は、災害時の被災状況等に応じて、甲乙協議のうえ、あらかじめ定めるものとする。
2 甲は、乙の管理する施設のうち福祉避難所として利用できる施設の範囲を周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（福祉避難所看板の設置）

第4 甲は、福祉避難所の看板について乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長の使用許可を申請し、許可された場所に設置するものとする。

（福祉避難所の開設）

第5 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。
2 甲は、乙と協議のうえ、福祉避難所を開設するにあたり、市職員、学校職員、防災教育推進委員及び近隣住民等より甲が委任する相談員を配置し、避難者の対応や物資の管理を行うものとする。
3 甲は、施設の開閉方法について、乙とあらかじめ協議しておくものとする。

（開設の通知）

第6 甲は、第5に基づき福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を福祉避難所開設依頼通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(福祉避難所の管理運営)

第7 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に、使用許可延長の申請をするものとする。

(福祉避難所終了への努力)

第10 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期終了に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第11 甲は、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届(第2号様式)を提出するとともにその施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(情報交換・防災訓練)

第12 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制等の情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

(連絡体制)

第13 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第14 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第15 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに甲乙いずれからも解除、又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
市長 池澤 隆史

乙 西東京市南町五丁目15番5号
東京都立田無特別支援学校
校長 村山 孝

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人緑秀会特別養護老人ホームグリーンロード）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑秀会【特別養護老人ホームグリーンロード】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

（2）身元引受人の氏名・連絡先

（3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市西原町二丁目 2 番 11 号
社会福祉法人 緑秀会
理事長 宮田 浩

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人鶴寿会特別養護老人ホームクレイン）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鶴寿会【特別養護老人ホームクレイン】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

（2）身元引受人の氏名・連絡先

（3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市西原町四丁目 3 番 5 号
社会福祉法人 鶴寿会
理事長 鶴田 茂男

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人千曲会特別養護老人ホーム健光園）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千曲会【特別養護老人ホーム健光園】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

（2）身元引受人の氏名・連絡先

（3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市田無町五丁目 5 番 19 号
社会福祉法人 千曲会
理事長 田中 光子

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人東京聖新会特別養護老人ホームフローラ田無）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖新会【特別養護老人ホームフローラ田無】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
- （2）身元引受人の氏名・連絡先
- （3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市向台町二丁目 16 番 22 号
社会福祉法人 東京聖新会
理事長 新井 浅浩

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人都心会特別養護老人ホーム保谷苑）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人都心会【特別養護老人ホーム保谷苑】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

（2）身元引受人の氏名・連絡先

（3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市栄町三丁目 6 番 2 号
社会福祉法人 都心会
理事長 多久島 耕治

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人東京老人ホーム特別養護老人ホームめぐみ園）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京老人ホーム【特別養護老人ホームめぐみ園】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

（2）身元引受人の氏名・連絡先

（3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市柳沢町四丁目 1 番 3 号
社会福祉法人 東京老人ホーム
理事長 内海 望

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人至誠学舎東京特別養護老人ホームサンメール尚和）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人至誠学舎東京【特別養護老人ホームサンメール尚和】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

（2）身元引受人の氏名・連絡先

（3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市新町一丁目 11 番 25 号
社会福祉法人 至誠学舎東京
理事長 阿 亜紀良

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人至誠学舎東京特別養護老人ホーム緑寿園）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人至誠学舎東京【特別養護老人ホーム緑寿園】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

（2）身元引受人の氏名・連絡先

（3）その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態にいたった場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 11 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市新町一丁目 11 番 25 号
社会福祉法人 至誠学舎東京
理事長 阿 亜紀良

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人東京聖新会 介護老人保健施設ハートフル田無）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖新会【介護老人保健施設ハートフル田無】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
- 二 身元引受人の氏名・連絡先
- 三 その他避難所生活における注意事項等

（避難所の管理・運営）

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第13条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。

令和元年7月11日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市向台町二丁目16番22号
社会福祉法人 東京聖新会
理事長 新井 幸枝

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（医療法人沖縄徳洲会 介護老人保健施設武蔵野徳洲苑）

西東京市（以下「甲」という。）と医療法人沖縄徳洲会【介護老人保健施設武蔵野徳洲苑】（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要援護者の移送）

第4条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、乙が要援護者の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
- 二 身元引受人の氏名・連絡先
- 三 その他避難所生活における注意事項等

(避難所の管理・運営)

第5条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。

3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 13 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ各 1 通を保有する。

令和元年 10 月 25 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都西東京市向台町三丁目 5 番 57 号
医療法人沖縄徳洲会
介護老人保健施設 武蔵野徳洲苑
理 事 長 鈴木 隆夫

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会）

西東京市（以下「甲」という。）と宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、障害者及び妊婦等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。

2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（受入対象）

第4条 甲は、要援護者及び介助者が次の各号すべてに該当する者である場合、乙の施設を避難所として利用する事ができる。

- 一 特別な事情がある者を除き、要援護者1名につき、家族、親族、友人及び知人等から介助者1名を付き添い人として避難可能な者
- 二 女性及び小学生以下の児童
- 三 階段の昇降が可能な者

（要援護者の移送）

第5条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、

緊急を要する場合はこの限りではない。

- 一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
- 二 身元引受人の氏名・連絡先
- 三 その他避難所生活における注意事項等

(避難所の管理・運営)

第6条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。

(費用負担)

第7条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(原状回復)

第10条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(災害補償)

第11条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。

(協定の解除)

第 12 条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第 14 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ各 1 通を保有する。

令和元年 10 月 25 日

甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市保谷町四丁目 10 番 26 号
宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会
代表役員 前川 春美

災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人至誠学舎東京（以下「乙」という。）との間において、災害時における要配慮者を対象とした福祉避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害（以下「災害」という。）により、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設【しもほうや保育園】の一部を、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において要配慮者等を対象とした福祉避難所を開設する必要がある場合、福祉避難所として使用する場所及び範囲、受入可能人数、要配慮者等の移送方法等を乙と協議のうえ、乙に対し、福祉避難所の開設を要請できる。

（開設の要請方法）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に福祉避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

（要配慮者等の移送）

第4条 甲は、要配慮者等を福祉避難所に移送する手段を確保する責務を負うものとし、乙は、甲の要請により要配慮者等を受け入れる場合、甲が行う要配慮者等の移送に合理的な範囲で協力するものとする。

2 甲は、乙が要配慮者等の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。

3 甲は、要配慮者等の移送開始までに、次に掲げる事項を文書により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、甲は口頭によりこれを行うことができるものとし、この場合、甲は、移送後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。

- 一 要配慮者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
- 二 要配慮者の親族等の氏名・連絡先
- 三 その他福祉避難所における生活上の注意事項等

(福祉避難所の管理・運営)

第5条 福祉避難所の管理・運営は、乙が行うものとする。

2 福祉避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。

3 甲は、要配慮者を適切に支援できるよう、福祉避難所における生活相談員等の支援者を確保する責務を負うものとし、乙はこれに協力するものとする。

4 甲は、福祉避難所として機能させるために必要な施設を整備し、物資・器材を提供する責務を負うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、福祉避難所の管理・運営及び開設期間終了後の原状回復に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用並びに支払方法及び時期については、福祉避難所の開設後、速やかに甲乙協議の上、別途書面にて合意する。

(開設期間)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を要請することができる。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。

(協定の解除)

第9条 乙の所有する施設が、福祉避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要配慮者等の安全の確保に努めなければならない。

(訓練への参加)

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ各 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 16 日

甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市
市 長 丸 山 浩 一

乙 東京都西東京市新町一丁目 11 番 25 号
社会福祉法人至誠学舎東京
理 事 長 三 上 義 樹

避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書（東京都建設局）

震災時等に避難場所の運営を行う西東京市（以下「甲」という。）と都立公園の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、避難場所となる都立公園における避難者（市民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者等）対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、震災時等に避難場所となる甲の区域内の都立公園において、甲が行う避難場所の運営等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

（対象都立公園）

第2条 本協定の対象となる都立公園（以下「当該公園」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 震災時等に避難場所となる都立公園において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運営等ができるよう、当該公園の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う避難場所の運営等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

(甲) 西東京市南町五丁目6番13号

西東京市長 丸山 浩一

(乙) 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局長 中島 高志

都立小金井公園における連携協力に関する確認書（公益財団法人東京都公園協会）

西東京市（以下「甲」という。）と都立小金井公園の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲と東京都建設局が令和2年11月13日付けで締結した「避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり確認書を締結する。なお、甲、乙が平成28年7月1日付けで締結した「災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定書」は、本確認書の締結日をもって終了するものとする。

（目的）

第1条 この確認書は、都立小金井公園における震災時等の避難場所の円滑な運用等を図るため、乙の連携協力の具体的な取組に関し、必要な事項を定める。

（初動対応に係る連携協力）

第2条 乙は、発災時の初動対応に必要な態勢をあらかじめ構築し、発災後は、迅速に園内点検と応急対策を講じるとともに、避難者（災害時要配慮者を含む。）及び避難場所の状況（被害状況、食糧及び給水状況など）等を甲の指定する連絡手段などにより、速やかに連絡し、甲による避難場所の状況把握等に協力する。

2 乙は、甲による避難者の安全保持や必要な物資等の提供などの対応を連携して行えるよう、必要な準備を整える。

（避難場所に係る連携協力）

第3条 乙は、発災時に、甲の要請に基づき、甲と連携して、可能な範囲で以下の避難者対応等の協力を行う。

（1）避難者の支援

- ア 災害情報・避難所情報等の提供
- イ けが人、急病人などの応急救護等
- ウ 災害時要配慮者の支援

（2）公園内の防災関連施設（防災トイレ、かまどベンチなど）の使用に係る支援

（3）公園内への食糧や防災資材等の運搬が必要となった場合の協力

2 事態が急迫し、甲が東京都災害対策本部又は乙に対して、応援を要請する時間がない場合は、乙が可能な範囲で前項に係る支援を行い、事後、所定の手続きを行うよう、甲に求めるものとする。

3 乙は、発災時の「大規模救出救助活動拠点」について、甲と連携協力し、可能な範囲で活動拠点としての機能を確保するよう支援を行う。

4 公園内で災害時臨時離着陸場などの使用がなされる場合には、避難者の安全保持に相互に協力する。

(平常時からの連携協力)

第4条 乙は、甲が発災時に避難場所としての円滑な運用等が行えるよう、平常時から以下の協力を
を行う。

- (1) 発災時の公園内の防災関連施設の運用に関する協議を行う。
- (2) 発災時における甲との連絡等のため、甲の指定する連絡手段などによる定期的な訓練を実施する。
- (3) 乙は、甲が行う地域住民等への防災意識の普及啓発に協力するとともに、公園の近隣住民等との下記の連携及び協力の推進に努める。
 - ア 避難場所及び大規模救出救助活動拠点としての役割（ヘリコプターの離発着スペースなど）や防災関連施設等の住民等への周知
 - イ 地域連携による防災訓練、住民との防災意見交換等の実施
 - ウ 避難場所における住民による自助及び共助推進の普及
 - エ 近隣住民等による避難場所運用協力の依頼

(協議)

第5条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第6条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から乙の指定管理期間の終了する日までとする。

- 2 甲及び乙は、有効期間中であっても、協議してこの確認書を改定することができる。

上記確認の証として、甲と乙とは本確認書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

(甲) 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

(乙) 東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
都立小金井公園
指定管理者 公益財団法人東京都公園協会
理事長 佐藤 伸朗

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定（東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区）

西東京市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。
2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店の従業員及び西東京市災害ボランティアセンターに登録された者（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

- 2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。
- 3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

- 2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品費用の明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

- 2 乙は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年10月14日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都西東京市保谷町三丁目16番15号
東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区
地区長 笹原 和之

災害時における手話通訳業務に関する協定（西東京市登録手話通訳者の会）

西東京市（以下「甲」という。）と西東京市登録手話通訳者の会（以下「乙」という。）との間において、災害時の聴覚障害者に対する手話通訳業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における聴覚障害者に対する手話通訳業務について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の状況等に応じて、手話通訳業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所における手話通訳業務
- (2) その他、甲が必要と認める手話通訳業務

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書で通知する。ただし、緊急を要する場合は、甲の職員により口頭で行った後、乙に対し速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請の理由
- (2) 協力の要請の内容
- (3) その他必要な事項

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力をを行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙がこの協定に基づき実施した手話通訳業務に要した費用のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 交通費
- (2) その他甲が自ら負担すべきと認めた費用

(費用の請求)

第7条 乙は、手話通訳業務が終了した後、速やかに甲に報告し、前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償するものとする。

(応援協力の報告)

第9条 災害の状況に応じて、甲が東京都及び他区市町村等に対して、手話通訳業務の応援協力を要請した場合、甲はその旨を速やかに乙に報告する。

(連絡体制等の報告)

第10条 災害時における甲、乙の連絡体制を速やかに確保するため、乙は、毎年4月に、災害時の緊急連絡体制等について、甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成22年7月23日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市住吉町一丁目7番21号
西東京市登録手話通訳者の会
会長 田中 照代

災害時における語学ボランティア活動に関する協定（特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター）

西東京市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター（以下「乙」という。）は、災害時における語学ボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時における語学ボランティアの協力体制について、必要な事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）語学ボランティアが避難所等において、外国人に対する支援を行うこと。
- （2）語学ボランティアに関する他団体との連絡調整に関すること。

（協力の要請等）

第3条 甲は、西東京市の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、語学ボランティアが必要であるときに、乙に対し語学ボランティア派遣の要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別に定める語学ボランティア活動協力要請書（以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合は、速やかにその対応を行うものとする。

（費用負担）

第4条 災害時の語学ボランティア活動に伴う運営費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第5条 甲は、第2条に規定する協力の内容に従事した乙の会員が、当該活動により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該会員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

2 活動に従事した乙の会員が行なった通訳及び翻訳に起因する紛争等が生じても、乙及び従事した会員が責任を負うことはないものとする。

但し、故意または悪意を持って違反行為をおこなった場合はその限りではない。

(訓練への参加)

第6条 乙は、甲が開催する総合防災訓練等への積極的な参加に努めるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成29年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成27年12月10日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
代表者 西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都西東京市新町一丁目12番3号
特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター
代表者 代表理事 佐々木 瑞枝

災害時におけるボランティア活動に関する協定（社会福祉法人西東京市社会福祉協議会）

西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、西東京市内に地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、円滑なボランティア活動支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携及び協力）

第2条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に対して連携・協力し、それぞれの業務について担うものとする。

（センターの設置）

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲乙協議の上、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

- （1） 西東京市内で、震度6弱以上の地震が起きたとき。
- （2） 西東京市内で、風水害等の発生により、市民の生活に深刻な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- （3） その他、甲がセンターの設置の必要があると判断し、乙に要請したとき。

（設置の要請等）

第4条 甲は前条第1項第3号の規定により、乙にセンターの設置を要請するときは文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前条の規定によりセンターを設置したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの設置場所は、西東京市社会福祉協議会内とする。ただし、災害の状況に応じて上記場所の設置が困難な場合は、甲乙協議により選定する。選定にあたっては、センターの機能が果たせる場所を条件とする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域に、センターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と判断したとき、現地ボランティアセンターを設置する。

3 前項の他、甲は乙からの要請を受けて設置場所の確保に努めるものとする。

(センターの運営)

第6条 乙が設置するセンターは、市内外からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター、各種団体等の協力のもとに、乙の判断により運営を行うものとする。

(センターの業務)

第7条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受け入れ及びコーディネートに関すること。
- (2) 災害ボランティア活動の情報発信および受信に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動に必要な物品・資機材の調達に関すること。
- (4) その他、センターの運営に必要な活動に関すること。

(資機材等の確保)

第8条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 災害時におけるセンターの設置・運営にかかる費用は甲の負担とする。

2 その他活動、及び平常時の取り組みにおいて必要な費用は、甲乙協議の上、甲が認めたものについては、乙の請求により甲が負担するものとする。

(報告・説明)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況、前条に掲げる費用の内訳等について報告を求めることができる。また、乙は、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における応急・復旧支援活動等に関し、ボランティアおよび派遣先がボランティアによって被った損害の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

(平常時における取り組み)

第12条 乙は、平常時より、第7条に規定するセンター業務について備えるものとする。

- 2 乙は、平常時より災害時に備えた体制・機能を整備する。
- 3 乙は、災害ボランティアに関わる人材の育成に努める。

(個人情報の取り扱い)

第13条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 個人情報保護規則に基づき、適切に管理するものとする。

(災害ボランティアセンターの閉所)

第14条 災害ボランティアセンターを閉じる場合は、甲乙協議の上、判断する。その後、速やかに、平常時のボランティアセンター運営に移行ができるよう、甲の協力を得ながら、乙が主体となっていくものとする。

(連絡体制)

第15条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第16条 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制等の情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも解除または変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年8月5日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市
市長 丸山 浩一

乙 東京都西東京市田無町五丁目5番12号
田無総合福祉センター内
社会福祉法人西東京市社会福祉協議会
会長 村田 利夫

災害時における施設等の提供協力に関する協定（株式会社ルネサンス）

西東京市（以下「甲」という。）と、株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害により、本市域で鉄道などの公共交通機関が一晩中運行停止となる場合（以下「災害時」という。）に、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙相互の協力について必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる乙の施設（以下「一時滞在施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 西東京市東伏見三丁目4番1号東伏見STEP22

施設名 スポーツクラブルネサンス東伏見

受入場所 1階スタジオ、2階ロビー及び3階スタジオ、ロビー

受入可能人数（目安）100名

（協力内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1）帰宅困難者の受入れ
- （2）帰宅困難者のために、一時滞在施設の一部を可能な範囲で提供すること。
- （3）帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供すること。
- （4）その他乙が協力可能な事項

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と判断した場合には、乙に対し前条の協力を要請する。

- 2 前項の要請は、施設提供要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請するものとし、その後遅滞なく施設提供要請書を送付する。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、一時滞在施設の安全を確認した上で、甲への協力が可能な場合に実施する。

- 2 一時滞在施設の開設及び運営は乙が行う。ただし、甲は乙へ職員を派遣し、乙と協力して対応を行う。

- 3 帰宅困難者の受け入れは、原則として一晩を経過した時点で終了する。ただし、やむを得ない事情がある時は、甲乙協議の上、受入期間の延長ができる。
- 4 乙は、帰宅困難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告（様式第2号）する。
- 5 甲は、帰宅困難者が発生した場合には、市民等に対し一時滞在施設の開設状況等の情報提供に努める。
- 6 甲は、第3項の規定により帰宅困難者の受け入れが終了した後において、なお施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退去を行う。

（費用の負担）

第6条 前条の規定による協力の実施に要する費用については、甲乙協議の上その額を決定し、甲が負担する。

（使用時の事故等に係る責任）

- 第7条 乙は、帰宅困難者が施設等を使用した際に発生した事故等に責任を一切負わない。
- 2 乙は、一時滞在施設を開設した場合は、施設を利用する帰宅困難者に前項の内容を周知するための文章等を施設の入り口や施設内の目の触れる場所に掲示する。

（対象施設の復旧）

第8条 一時滞在施設の提供に伴い、当該施設に汚損、損傷等（地震又は風水害その他の災害によるものを除く。）が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定する。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時においても必要に応じ、情報交換を行う。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

（協議事項）

第11条 この協定に定めがない事項、またはこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議の上、これを定める。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 11 月 1 日

- 甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 東京都墨田区両国二丁目 10 番 14 号
株式会社ルネサンス
取締役常務執行役員
スポーツクラブ事業本部長兼事業企画本部長
岡本 利治

地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定（西武鉄道株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、地震災害時等における帰宅困難者の対応に関し、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害等により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者の対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「地震災害等」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害及び大規模な停電をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震被害等により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は帰宅困難者の保護に努めるとともに、安全を最優先に対応する。

（避難広報及び案内）

第4条 甲及び乙は、地震災害等が発生した場合は以下のとおり対応する。

（1）乙は地震災害時に必要と認めるときは、甲及び乙が事前に協議して決めた場所（以下「一時待機場所」という。）へ帰宅困難者を案内し、必要な情報提供を行う。

（2）甲は、地震災害等が発生した場合は、市職員を田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅、ひばりヶ丘駅及び保谷駅に派遣し、乙と協力して帰宅困難者の対応にあたるよう努める。

（3）甲及び乙は、徒歩にて帰宅が困難な者を一時的に収容できる施設（以下「帰宅困難者対応施設」という。）の準備が整い次第、当該施設へ案内することができる。

2 一時待機場所、または甲が開設する帰宅困難者対応施設への広報及び案内に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供する。

（駅通路の確保及びトイレ・公衆電話の提供）

第5条 乙は、安全を確保した上で、駅の通路を確保し、可能な限り帰宅困難者が駅のトイレ、公衆電話を使用できるように努める。

（情報の共有）

第6条 甲及び乙は、地震災害等により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに電話、無線等を利用し相互に連絡し、情報の共有化に努める。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努める。
- 3 乙は、甲に運転状況等その他必要な情報を提供する。
- 4 甲は、乙に帰宅困難者対応施設の開設状況等、その他必要な情報を提供する。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて相互に連絡する。

(平常時からの備え)

- 第7条 甲及び乙は、地震災害等が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努める。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡する。
 - 3 甲は、甲の指定する帰宅困難者対応施設に変更があった場合は、乙に通知をする。
 - 4 甲及び乙は、地震災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力する。

(協定の効力)

- 第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から解除の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

- 第9条 この協定を一方の都合により解除する場合は、その3か月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除する。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年12月26日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 所沢市くすのき台一丁目11番地の1
西武鉄道株式会社
取締役社長 若林 久

大規模災害時における施設等の提供に関する協定（警視庁田無警察署）

西東京市（以下「甲」という。）と警視庁田無警察署（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が所有又は占有する施設等を、乙に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定にいう大規模災害とは、次のものをいう。

- （1）「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害及び緊急対策事態における災害

（施設等の提供）

第3条 乙は、大規模災害時において、警察庁舎の倒壊又は破損等により、使用不能となった場合、甲に対し、その所有又は占有する施設等の提供を求め、甲は、これに応じるものとする。ただし、甲が被災等により当該施設等の提供が困難と認められる場合は、この限りではない。

2 甲の提供する施設等は、

施設名 西原総合教育施設体育館及びグラウンド

所在地 西東京市西原町四丁目5番6号

とし、乙の管理下において、警察庁舎の代替施設として使用するものとする。

（要請）

第4条 乙は、甲に対し施設等の提供を要請する場合は、要請日時、使用施設名、使用期間等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定に基づき発生した費用については、無償とする。

（原状回復）

第6条 乙は、甲から提供された施設の使用を終了したときは、直ちに施設及び附属設備を原状に回復する。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、さらに1年間延長したものとみなし、以後この例による。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年2月1日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 坂口 光治

乙 西東京市田無町五丁目2番5号
警視庁田無警察署長 藤崎 栄二

災害時における葬祭用品等の供給に関する協定（東京多摩葬祭業協同組合）

西東京市（以下「甲」という。）と東京多摩葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内において、地震、風水害、その他災害が発生したことにより、多数の死者が集中的に発生した場合に、次の事項について甲が乙に要請することにより、乙の甲に対する協力について必要な事項を定める。

- （1）遺体の収容及びこれらに必要な機材等の提供
- （2）遺体を安置する施設の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等の提供

（協力要請）

第2条 甲の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急かつ、やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

（業務）

第3条 前項の要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、甲の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事する。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて業務を行った場合は、実施内容を甲に報告する。

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に対する費用、機材の代金（以下「費用等」という。）は甲が負担する。ただし、市民等の要請による行為を行った場合に要した費用等は、乙の負担とする。

（費用の請求）

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、内容を確認し、適正と認める場合に速やかに支払う。

（費用の決定）

第7条 甲が負担する業務に関する費用等の金額は、災害発生時における標準的な価格を参考にして、甲乙が協議して決定する。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたとき、若しくは事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年8月2日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都三鷹市上連雀二番町5番15号
東京多摩葬祭業協同組合
理事長 金子 重明

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部）

西東京市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内で大規模な災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定める。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、被災した市民等の意向を確認した上で、必要があると認める場合は、乙に対して対象市民等を明確に示して口頭により協力の要請を行い、後日速やかに文書を送付する。

（協力義務）

第3条 乙が、甲から協力の要請を受けたときは、乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）は、被災者に民間賃貸住宅の媒介を無償で行う。

2 乙は、会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

（対象市民等への周知）

第4条 甲は、乙と協力して対象となる市民等に対して、その制度の周知に努める。

（乙の責務）

第5条 乙は、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時においてこの協定に定める業務が円滑に実施されるよう、体制の整備に努める。

（協力義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、適宜協力する。

（有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項について疑義が生じた場合については、その都度、甲及び乙で協議してこれを定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月7日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都小平市花小金井一丁目6番32号
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部
支部長 長瀬 勝男

災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、西東京市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、西東京市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給したときは、甲に、物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、甲乙が定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。

なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 2月 3日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都千代田区西神田一丁目1番1号
オフィス21ビル 8F
東京エリア統括部長 園田 孝司

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン）

西東京市（以下「甲」という。）とNPO法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第2条 甲乙ともに平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的な活動を行うものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（支援活動の実施）

第3条 甲の区域内において災害等が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（捜索、救助等の特例）に規定する国土交通省令で定める者として、乙は自主的な判断に基づき次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報を甲へ提供
- (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- (4) 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（連絡窓口）

第4条 甲乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から甲乙互いに連絡担当を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条各号に掲げる活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。

2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月25日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン
理事長 古橋 大地

災害時における入浴支援に関する協定（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合西東京市公衆浴場会）

西東京市（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合武蔵野支部田無浴場組合西東京市公衆浴場会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における乙の会員が所有する浴場の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西東京市内（以下「市内」という。）において、災害が発生し、その災害により被害を受けた市内在住の被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅等において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。）、救援活動等に従事する者等（以下「被災者等」という。）への円滑な入浴支援を図ることを目的とする。

（入浴支援の要請）

- 第2条 甲は、災害の発生により必要と認めるときは、乙に対し、被災者等への入浴支援を様式第1号により要請するものとする。
- 2 文書による要請のいとまがないときは、口頭その他の方法をもって要請し、事後、前項の様式第1号により処理するものとする。
 - 3 被災者等への入浴支援を要請する場合、甲と乙との間で入浴期間、入浴時間、入浴料金等を協議するものとする。

（入浴支援の実施及び報告）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員が所有する浴場の営業に支障のない範囲において甲に協力するものとし、承諾した内容について、様式第2号をもって速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、文書による報告のいとまがないときは、口頭その他の方法をもって報告し、事後、様式第2号により処理するものとする。

（連絡体制）

- 第4条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（費用の請求及び支払い）

- 第5条 乙は、第3条に基づく入浴支援完了後、これに要した費用の明細書等を作成し、甲に費用を請求する。
- 2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払う。

(利用できる公衆浴場)

第6条 本協定に基づき被災者等が利用できる浴場は、別表に掲げる浴場とし、甲はこれを地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づき、第3条に定める入浴支援を実施したときに、乙の会員(会員が所有する浴場の従業員を含む。以下同じ。)が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で(障害を負った場合も含む。)、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月22日

甲 西東京市南町五丁目6番13号

西 東 京 市 長

丸山 浩一

乙 西東京市芝久保町一丁目13番2号

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

武蔵野支部田無浴場組合

西東京市公衆浴場会会長

新井 裕之

災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定（公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会及び森久保薬品株式会社）

「災害時の市と獣医師会との協力に関する協定細目」第4条(2)に規定する薬品・機材等について、西東京市（以下「甲」という。）及び西東京市獣医師会（以下「乙」という。）並びに森久保薬品株式会社（以下「丙」という。）との間において、薬品・機材等の優先供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害が発生し、被災した動物への手当に必要な薬品・機材等の確保を目的とする。

（優先供給）

第2条 この協定による優先供給品は、乙及び丙が取り扱う商品とし、次のとおりとする。なお、薬品の種類等具体的な内容については協議するものとする。

- (1) 薬品
- (2) 器具・機材等

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、薬品・機材等を調達する必要があるときは、丙に対し優先供給を要請するものとする。

2 甲に、要請のいとまがない時は、乙が丙に要請し速やかに甲の承認を得るものとする。

（協力）

第4条 丙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された薬品・機材等の確保に努めなければならない。

2 丙は、甲の要請により確保した薬品・機材等を、甲が指示した場所に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲乙丙と協議し納入方法を検討するものとする。

（価格及び請求）

第5条 甲の要請に基づき、丙が甲に優先供給した薬品・機材等の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

2 丙は、甲の要請により薬品・機材等を供給したときは、前項の規定による価格により、その代金を請求するものとする。

3 丙が、甲に薬品・機材等を納入したときの搬送に要した費用は、丙の負担とする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、丙から前条の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づく優先供給品の搬送中等に、その業務に従事していた丙の社員が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で(障害を負った場合も含む。)、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じた場合、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙並びに丙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月19日

甲 西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一

乙 西東京市南町六丁目7番1号
公益社団法人東京都獣医師会
北多摩支部西東京市獣医師会会長 菅又 恒子

丙 東大和市新堀三丁目1番1号
森久保薬品株式会社
代表取締役社長 森久保 貴彦

災害時における遺体保全剤の供給に関する協定（株式会社ビー・ハウス）

西東京市（以下「甲」という。）と株式会社ビー・ハウス（以下「乙」という。）とは、災害時における遺体保全剤の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西東京市内（以下、「市内」という。）において地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、遺体保全剤の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し遺体保全剤の供給を要請することができる。

- （1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定市等から遺体保全剤の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、遺体保全剤調達（受渡し）要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業等に支障のない範囲において、甲に優先的かつ速やかに提供するものとする。

（遺体保全剤の受渡し）

第4条 遺体保全剤の受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとし、受渡し場所までの運搬は、原則として乙が手配するものとし、受渡し場所からの運搬は原則として甲が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 遺体保全剤の受領に際しては、甲は当該受渡し場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認の上、行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき協力を実施した場合は、受渡し場所毎に、遺体保全剤調達（受渡し）報告書（様式第2号）をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給に要した費用（物資代金、引渡しまでの運賃等）は甲が負担するものとし、負担額は災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、その内容を確認し、可能な限り速やかに乙に支払うものとする。

(配慮事項)

第9条 甲は、乙が第4条第1項の規定に基づき遺体保全剤の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難勧告のほか立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、遺体保全剤の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

(災害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が第4条第1項に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

(情報交換・防災訓練)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく遺体保全剤の調達及び供給が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制等の情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市長 丸山 浩一

乙 千葉県浦安市舞浜2丁目20番7号
株式会社 ビー・ハウス

代表取締役 高野 圭介

災害時における給電車両貸与に関する協定（トヨタモビリティ東京株式会社）

西東京市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

(引渡し)

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 西東京市
西東京市
西東京市長 丸山 浩一

乙 港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 片山 守

様式集

様式1 職員動員集計票

職員動員集計票

部 名 _____

_____ 月 日 時現在

部 長 職	課 長 職	係 長 職	係 員	
			男 性	女 性
人	人	人	人	人
備考 (活動内容・車両・無線・出向先等)				

様式2 自衛隊の災害派遣に関する都知事への要請書

	第	号
	年	月
		日
東京都知事		
殿		
	西東京市長	印
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請 します。		
記		
1 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

第 号
年 月 日

東京都知事

殿

西東京市長

印

自衛隊の災害派遣の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣について、下記のとおり撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

様式3 罹災証明申請書

罹災証明申請書

申請日 年 月 日

西東京市長 殿

申請者 住所
ふりがな
氏名
連絡先

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

被災家屋住所	西東京市			□住家(※1)
申請者と被災家屋の関係	<input type="checkbox"/> 被災家屋の所有者且つ居住者 <input type="checkbox"/> 被災家屋の所有者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> その他 () <small>(※申請者と居住者が異なる場合は、世帯人員の欄に被災家屋に居住する居住者情報を記載してください。)</small>			
申請枚数	枚 ※原則1用途1枚の発行となります。			
証明書の使用目的 提出先	使用目的	提出先		
被災状況	災害の原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	災害名			
	被災年月日	年 月 日		
	主な被害内容			
	判定方式	<input type="checkbox"/> 現地調査確認による判定を希望します。(※2) <input type="checkbox"/> 被災写真等により自己判定方式を希望します。 かつ「準半壊に至らない一部損壊」という調査結果に同意します。(※3)		
※1 非住家(空き家含む)の場合、罹災状況が確認できない場合、家財や家屋に付随する物の被災等については罹災証明書の発行が出来ません。 ※2 現地調査は市職員が内閣府の定める被害認定基準に基づき屋根、壁、基礎等の部位別に被害を観察して認定をします。 そのため、証明書の発行には写真判定よりも時間がかかることをご了承ください。 ※3 自己判定方式(写真判定)の場合は、屋根の一部損傷、一部壁面の軽微な亀裂等、住家の損害割合が10%未満になることが見込まれる場合に申請者の同意に基づき写真のみで判定をいたします。罹災箇所、建物全景、表札が分かる写真等をご提出ください。				
人的被害	<input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 被害あり-			
世帯人員 (居住者情報)	氏名	続柄	年齢	人的被害があった場合の被害内容
				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考				

※被災状況写真や修繕見積もり、請求書、領収書等を添付して下さい。写真判定の場合は被災状況写真は必須となります。

※申請時に身分証明書(健康保険証や免許証)等をご持参ください。

※申請いただいた内容については、適切な管理のもと、罹災状況の調査や被災者支援に関わる事務に限り 市の関係各課において使用いたします。

※原則として災害毎に一世帯一度の申請となります。

様式4 罹災証明書

第 号
年 月 日

罹 災 証 明 書

世帯主住所	西東京市		
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	
------	--

被災住家*の 所在地			
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊
	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部崩壊)	
被害の状況			

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	災害保険申請
-----	--------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日
西 東 京 市 長

様式5 公共土木施設被害・下水道施設被害・上水道施設被害状況

公共土木施設被害
 下水道施設被害
 上水道施設被害

月 日 時現在

調査項目	調査対象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	工事 種別	速報 事項
	施設名	位置					
河川			ヶ所	m	円		
下水道							
道路							
橋りょう							
水道							

様式6 教育施設被害状況

教育施設被害状況

月 日 時現在

調査事項	事項	数量	被害額推定	備考
小学校	全壊（焼）	棟	千円	
	流失			
	半壊（焼）			
	浸水			
	その他			
中学校	全壊（焼）	棟	千円	
	流失			
	半壊（焼）			
	浸水			
	その他			

様式7 市有財産被害

市 有 財 産 被 害

月 日 時現在

被 害 物 件 名	件 数	被害額推定	摘 要
	件	円	

様式8 商工業被害状況

商工業被害状況

月 日 時現在

調査項目	事項	数量	被害額推定		摘要
			建物	金額	
工場	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流失				
	半壊（焼）				
	浸水				
	その他				
商店	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流失				
	半壊（焼）				
	浸水				
	その他				
その他	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流失				
	半壊（焼）				
	浸水				
	その他				

様式9 農業被害状況

農 業 被 害 状 況

月 日 時現在

区 分	被害態様		流 失	土 砂 流 入 埋 没	冠 水	き 裂 陥 没	風 害 の み	その他	計
	農産物名								
田	面 積		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	被害減収量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	単 価		円	円	円	円	円	円	円
	被害見込額		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
畑	面 積		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	被害減収量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

様式10 農産物被害状況

農 産 物 被 害 状 況

月 日 時現在

区 分	単 位	被 害		備 考
		数 量	金 額	
果 実	ha		千円	
野 菜				
そ の 他				

様式11 被災者台帳

被災者台帳

世帯主住所		市 丁目 番 号												
世帯主氏名		世帯人員	人											
電話番号		連絡先												
被災	災害原因	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()												
	被災年月日	年 月 日												
	被災場所	町 丁目 番 号												
	被災の程度	住家	(1) 全壊(焼) (2) 流失 (3) 半壊(焼)											
人員		(4) 床下浸水 (5) 床上浸水 (6) その他 ()												
<table border="1"> <tr> <td>人</td> <td>(1) 死亡</td> <td>人</td> <td>(2) 行方不明</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>員</td> <td>(3) 負傷</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					人	(1) 死亡	人	(2) 行方不明	人	員	(3) 負傷	人		
人	(1) 死亡	人	(2) 行方不明	人										
員	(3) 負傷	人												
摘要														
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考										

様式12 災害応急対策実施報告

災害応急対策実施報告

月 日 時現在

報告班	項目	措置	経費 (概算)	今後の措置
	避難措置	か所(避難所) 人 世帯	(円)	
	応急仮設住宅			
	食品給与	炊き出し ヶ所 給与 人		
	給水	人 リットル		
	生活必需品給与	全壊・流失 世帯 半壊・床上 世帯		
	医療	救護班 救護所 診療人員 班 ヶ所 人		
	助産	ヶ所 人		
	救出	人		
	住宅の修理	戸		
	生業資金	件		
	学用品給与	教科書 学用品 中学生 人・小学生 人 中学生 人・小学生 人		
	埋葬	大人 小人 人 人		
	死体捜索	体		
	死体の処理	洗浄体 消毒体 保存体 検案体		
	障害物の除去	戸		
	輸送	台		
	人夫	人		
	水防活動	か所 人・工法		
	防疫	防疫班 防疫数 班 世帯		
	ごみ処理	世帯 t		
	し尿処理	世帯 リットル		
	公共土木施設応急対策	か所 人・作業		
	義援金配分	世帯		
	災害救助貸付	件		
	その他			

様式13 災害救助法による様式

被害概況速報

地区名 _____

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の时限								
報告の責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路の損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路の冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

被害状況調

西東京市

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	地区	
人的被害	死者							
	行方不明者							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯人員					
			世帯人員					
		半壊又は半焼	世帯人員					
			世帯人員					
		一部損壊	世帯人員					
			世帯人員					
		床上浸水	世帯人員					
			世帯人員					
床下浸水	世帯人員							
	世帯人員							
災害発生日			年 月 日					

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

西東京市

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生	高校生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯				
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				員数内識別表のとおり
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊 き 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被 服 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 給 (貸) 与 費	世 帯			
(5) 医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世 帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世 帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
高 等 学 校 等 生 徒	人			
(10) 埋 葬 費	体			員数内識別表のとおり うち教科書 円 うち教科書 円 うち教科書 円
大	人 体			
小	人 体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世 帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

別表 世帯構成員別被害状況

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生	高校生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯				
全壊（焼）流失											世帯	円	円	円
半壊（焼） 床上浸水														

様式14 避難者名簿（カード）

避難者名簿（カード）

（注）世帯別に作成すること。

										索引	
番号	氏名	住所	性別	年齢	電話	傷病の状況	入所 月日	退所 月日	移転先	備考	

様式15 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の 名 称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日時	延人員	備考
			自 月 日 至 月 日				

- 注 1 種別欄は、既存建物と野外施設を区分する。
 2 計欄は、既存建物と野外施設を区分して合計する。

様式16 避難所収容台帳

避難所収容台帳

年 月 日 () 曜日 時現在						
避難所名	避難所責任者	避難者数	世帯数	記 事	要医療 人 員	備 考
合 計						

注 避難者数は、当日の最高人員数を記入し、増減過程は、記事欄に記入する。

様式17 職員避難所勤務状況

職員避難所勤務状況

職名	氏名	所属	避難所		備考
			到着	退出	
			年月日時分	年月日時分	

様式18 避難所日誌

避難所日誌

年 月 日 () 曜日																
避難所名				避難所責任者												
避難所住所				収 容 状 況												
避難所職員		時 間		天 気		気 温		世帯数	男			女			乳 児	計
									大人	小人	計	大人	小人	計		
		4:00				℃										
		8:00				℃										
		12:00				℃										
		16:00				℃										
		20:00				℃										
		24:00				℃										
合 計																
避 難 所 の 運 営 状 況																
食料等の調達・配給状況																
施設内設備の状況																
情報伝達の状況																
協力体制																
避難者の生活状況																
傷病者の状況																
その他																

- 1 乳児は、外書きとする。
- 2 小人は、中学生以下（14才以下）とする。

様式21 援助物資等給与状況

援助物資等給与状況

月 日 時現在

◎給与 (輸送)先	活動期間	活動態勢					給与内容		
		◎人員		車 両			◎品名	◎数量	調 達 保有別
		職員	その他	車 名	数 量	調 達 保有別			
	自	実							
	至	延							

避難所 他 ヶ所	実							
	延							

(注) 中間報告は、◎印の事項のみ報告のこと。

様式22 防災医療の概要

情報連絡 (無線・電話・口伝)							
動 員 集 結 出 動							
現 場 救 護 所							
受 付 ・ 振 り 分 け						振 り 分 け (Triage)	
軽 中 等 症		重症	重 篤				死 亡
軽 症	中 等 症	重 症	重 篤	危 篤	頻 死		死 亡
			蘇 生			蘇 生 (Resuscitation) B. L. S	
創傷棟 熱傷棟 骨折棟 中毒棟 眼科棟 内科・小児科棟		仮設病院 <ul style="list-style-type: none"> — 産科棟 — X線棟 — 手術棟 — 後送棟 				治療 (Treatment) A. L. S 補 液 手 術	
		搬 送 (救急車・ヘリコプター) ↓					
		後 方 病 院					

様式23 救護班診療記録

救護班名			班長・医師名			⑩
年 月 日	住 所	患者氏名	年齢	病 名	措置概要	備 考

様式24 救護班医薬品衛生材料使用簿

救護班名		班長・医師名					⑩
医薬品衛生器材料 品 名	単位呼称	単価	摘要	受	払	残	備 考
計							

- 注 1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
 2 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。
 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。

様式25 救護班の編制及び活動記録

期間	救護所の場所	診療患者数	死体検索数	班の編成	班長職氏名	備考

- 注 1 診療患者数欄は、延人員数を記入する。
 2 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。

様式26 医薬品衛生材料受払簿

品名	単位呼称				
年月日	摘要	受	払	残	備考
計					

- 注 1 品名ごとに作成する。
 2 摘要欄は、購入先、受入先及び払出先を記入する。
 3 備考欄は、購入金額及び内訳を記入する。

様式27 病院診療所医療実施状況

所在地	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬	金額	備考
			入院	通院	点数		

注 診療人員欄は、延人員数を記入する。

様式28 助産台帳

助 産 台 帳

分 べ ん 者			分べんの日時 場 所	助 産 機関名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年 齢					

様式29 炊き出し給食簿

炊き出し給食簿

炊き出し場名

責任者名

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年 月 日	区 分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				

- 注 1 炊き出しを実施した直後の責任者ごとに作成する。
 2 実施場所欄は、実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入する。
 3 給食内容欄は、献立を記入する。

様式30 車両調達に関する記録簿

(1) 貨物自動車

会社名	代表者	住所	電話	車両保有数					備考
				小型 (2t)	中型	大型 (8t以上)	その他	計	

(2) 乗用車

会社名	大型車	中型車	計	所在地	連絡先	
					電話	氏名

(3) バス

会社名	所有台数		所在地	連絡先	
	定員	台数		電話	氏名

様式31 燃料及び消耗品受払簿

品名		単位 呼称			
年月日	摘要		受払	残	備考
	計				

- 注 1 救助事務と本部事務を区分し、使用車両分をまとめて作成する。
 2 摘要欄は、購入先又は受入れ先及び払出し先（車両）を記入する。
 3 備考欄は、購入金額及びその内容を記入する。
 4 品名ごとに作成する。

様式34 緊急通行車両等確認関連様式

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 ⑩			
番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両確認証明書 年 月 日 東京都公安委員会 印			
番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

様式35 災害対策基本法施行規則第3条に基づく標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、線及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式36 埋火葬関連

火葬
死体 許可申請書
埋葬

第 号

死亡者の本籍	都道 府県	郡 市区
死亡者の住所	都道 府県	郡 市区
死亡者の氏名		
性別	男	女
出生年月日	明治 昭和 令和 大正 平成	年 月 日
死 因		
死亡年月日	年 月 日	午前 午後 時 分
死亡の場所		
火葬の場所 埋葬	火葬場	
申請者住所氏名及 び死亡者との続柄	住 所	氏 名
		続 柄

上記 火葬 埋葬 許可証を交付してください。

年 月 日

申請者

印

死 体 火 葬 許 可 証

第 号

死亡者の本籍	都道 府県	郡 市区
死亡者の住所	都道 府県	郡 市区
死亡者の氏名		
性別	男	女
出生年月日	明治 昭和 令和 大正 平成	年 月 日
死 因		
死亡年月日	年 月 日	午前 午後 時 分
死亡の場所		
火葬の場所 埋葬	火葬場	
申請者住所氏名及 び死亡者との続柄	住 所	氏 名
		続 柄

年 月 日

西東京市長

印

様式37 救助の実施記録

救助実施記録日計票

救助の実施記録日計票					
救助の 種類	避難所	炊き出し等	飲料水	生活必需品	西 東 京 市
	医療救護	助 産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名 _____ 印
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸 送	
	労務供給				
NO. _____					月 日 時 分
員 数 (世 帯)					
品 目 (数 量 ・ 金 額)					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

様式38 遺体の搜索状況記録簿

遺体の搜索状況記録簿

西東京市

年月日	搜索人員	搜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
計											

- (注) 1 他区市町村に及んだ場合には、備考欄にその区市町村名を記入すること。
 2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式39 救助の実施記録

救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全壊(焼) 世帯数	() 世帯	
	既存建物	箇所数	箇所			流失 世帯数	点	
		収容人員	人		半壊半焼 世帯数	() 世帯		
	野外仮設	箇所数	箇所				床上浸水 世帯数	点
		収容人員	人		翌日への繰越量		点	
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療班	医療班出動数		ヶ班	
		終了予定日	月 日		救助地区			
	炊出し箇所数	箇所	箇所		診療者数	医療	人	
		朝	人			助産	人	
	救出人員	昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人				診療人員	月 日
		計	人	助産		施設数	ヶ所	
		供給人員				救助終了予定月日		月 日
	供給水量		救出地区					
	給水期間	開始月日	月 日	救助した人員		人		
		終了予定日	月 日	今後救出を要する人員		人		
	給水方法			救出終了予定月日		月 日		
		救出の方法						
				被災者救出				

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員			
	小学生	全壊(焼)世帯	()人 点		死体処理	死体洗浄		
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人 点			死体縫合		
	中学生	全壊(焼)世帯	()人 点			死体消毒		
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人 点		死体保存	既存建物 利用		
	高校生	全壊(焼)世帯	()人 点			仮設建物		
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人 点		死体処理機関			
	翌日への繰越量		点		今後処理を要する死体			
	前日までの埋葬		体		死体処理終了予定月日			
	埋葬	本日埋葬	大人		体	障害物の除去	要障害物除去数	
小人			体	本日除去した戸数				
計			体	今後除去する戸数				
翌日以降の要埋葬数		体	除去終了予定月日					
埋葬終了予定月日		月 日	公用車使用					
死体の搜索	搜索地区			借上車使用				
	死体	搜索を要する死体	体	輸送	救助の種類			
		本日発見死体	体					
		今後の要搜索死体	体					
	搜索の方法			人夫	人夫雇上げ数			
搜索終了予定月日		月 日	従事作業					
仮設住宅	着工月日	戸 月 日	その他					
	竣工月日	戸 月 日						
住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考					
	竣工月日	戸 月 日						

様式40 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

西東京市

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋 葬 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式41 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

西東京市

処 理 年月日	遺体発見 の 日 時 及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一時保存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式42 遺体送付票等

遺 体 氏 名 札

西東京市	災害遺体
第	号
氏	名

遺 体 送 付 票

送付番号		
送 付 票		
西東京市	災害遺体	第 号
氏名		を送付する。
年	月	日
		西東京市長名
火葬場殿		

様式43 遺骨処理票・遺留品処理票

遺 骨 処 理 票

遺骨処理番号		
死亡者	災害遺体番号	第 号
	氏 名	
	住 所	
	焼骨日時場所	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	年 月 日	年 月 日
遺留品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

遺 留 品 処 理 票

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
死亡者	災害遺体番号	第 号
	氏 名	
	住 所	
	遺留品	処 理 番 号
	保 管 所	
備 考		
遺留品保管所		

様式44 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

品 名	数 量	摘 要

上記のもの確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名 殿

西東京市災害対策本部長

西東京市長

印

様式45 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設 住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘 要

- 注 1 設置場所を明らかにした図面を添付する。
 2 住所欄は、罹災前の住所を記入する。
 3 敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は、
 借地料も記入する。

様式46 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所 概 要	修理着工 年 月 日	修理完成 年 月 日	修理費	備考

様式47 公用負担

公用負担権限委任証明	
第 号	身分 氏 名
上記の者に水防法第28条第1項に定める公用負担の権限を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者 氏 名 (又は消防機関の長)	
印	

公用負担命令票				
第 号 負担者		住 所		
		氏 名		
物 件	数 量	負担内容 (使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により右物件を収用 (使用又は処分) する。				
年 月 日				
命令者身分 氏 名				
印				

様式48 水防実施状況報告書（1）

<速報版>

水防活動報告表

水防管理団体				年 月 日 時現在	
担当部所連絡先		部 課 係	T e l		報告者
			F a x		
水防活動実施箇所		左 岸 地先 川 右			
地名・住所		区 市 町 村			
活動日時		自 月 日 時 ~ 至 月 日 時			
出動人員		職 員		消防団	
		人		人	
水防活動の概況及び工法		工 法			
		延 長			
使 用 資 器 材	品 名	単 位	数 量	水位の 状 況	
通 信 欄				水防関係者の 死傷状況	

備考1 この報告書は、水防活動箇所毎に作成すること（内水に関する活動も含む。）。

備考2 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面及び活動状況を示す写真等を送付すること。

備考3 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

様式48 水防実施状況報告書（2）

被害報告表

建設事務所・ 区市町村名		第 報		報告者		年 月 日 時 現在				
担 当 部 所		連 絡 先		調査率		%		気象コード		
異 常 気 象 名		災害発生年月日		自 年 月 日：至 月 日						
気 象 デ ー タ	市 町 村 名		連続雨量最大：			被災中心地：				
	連 続 雨 量		mm	日 時 分～ 時 分		mm	日 時～ 日 時			
	最 大 日 雨 量		mm	日 時 分～ 時 分		mm	日 時～ 日 時			
	最 大 時 間 雨 量		mm	日 時 分～ 時 分		mm	日 時～ 日 時			
	最 大 平 均 風 速		m/秒	日 時 分～ 時 分		m/秒	日 時 分～ 時 分			
	そ の 他									
一 般 被 害 等	人 的 被 害				住 家 被 害					
	区 分	人数	市 町 村 名	原因(がけ崩れ、 転落等)	区 分	戸数	主 市 町 村 名	原因(破堤、溢 水、内水等)		
	死 者				全 壊					
	行 方 不 明				半 壊					
	負 傷 者				一 部 損 壊					
	避 難 者				床 上 浸 水					
	避 難 勧 告				床 下 浸 水					
	災害救助法適用市町村名(発令月日)									
工 種		都 工 事		市 町 村 工 事		計				
河 川		箇 所 数	金額(千円)	箇 所 数	金額(千円)	箇 所 数	金額(千円)			
海岸(港湾に係るもの)										
海岸(その他)										
砂 防 設 備										
地すべり防止施設										
急傾斜地崩壊防止施設										
道 路										
橋 梁										
港 湾										
下 水 道										
公 園										
計										
主 な 施 設 被 害	区 分	被 災 位 置	被災延長	被害額	応急工法の	被害状況等				
	河川・海岸名等	(市町村字明)	m	千円	概要(期間)	(原因、状況等)				
主 な 道 路 ・ 橋 梁 施 設	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の	迂回路の有無	交通規制	被害状況等		
	路線名	(市町村字明)	m	千円	概要(期 間)		月日 全面・ 一部	(原因、状況、バス路 線・孤立集落の有無)		
全 面 通 行 止	都管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所	一 部 交 通 規 制	都管理 国道	路線箇 所	市町村 道	路線 箇所	
	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所		都道府 県道	路線箇 所	計	路線 箇所	

様式48 水防実施状況報告書（3）

文 書 番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿
（ 建 設 局 長 ）

西東京市長

印

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記
のとおり災害が発生したので報告します。

記

- 1 災害報告内容 : 別添被害報告表のとおり
- 2 災害箇所 : 別添案内図のとおり
- 3 気象資料 : 別添気象資料のとおり
- 4 災害状況 : 別添状況写真のとおり

様式49 火災・災害等即報要領関係

消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報については、次の様式によるものとする。

(参考) 消防組織法第40条 消防長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関することを求める。

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造			建築面積		
	階層			延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	棟計棟	焼損面積	建物焼損床面積	
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼			建物焼損表面積	
		ぼや			林野焼損面積	
					a	
罹災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他					
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都 道 府 県	
	3 原子力施設等に係る事故	市 町 村	
	4 その他特定の事故	(消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設 の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			人	
			重症	
			人 ()	
			中等症	
			人 ()	
			軽症	
			人 ()	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
		消防本部 (署)	台	
		消 防 団	台	
		海 上 保 安 庁	人	
	警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人
	使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	重症	人（ 人）
	不明 人	中等症	人（ 人）
		軽症	人（ 人）
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 _____ 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都 道 府 県			区		分	被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第	報	田	流失・埋没	ha
	(月 日 時現在)					冠 水	ha
報 告 者 名			畑			流失・埋没	ha
						冠 水	ha
					文 教 施 設	箇所	
					病 院	箇所	
区			分		道 路	箇所	
人的被害	死 者		人		橋 り よ う	箇所	
	行 方 不 明 者		人		河 川	箇所	
	負傷者	重 傷	人		港 湾	箇所	
		軽 傷	人		砂 防	箇所	
住家被害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所	
			世帯		崖 く ず れ	箇所	
			人		鉄 道 不 通	箇所	
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻	
			世帯		水 道	戸	
			人		電 話	回線	
	一 部 破 損		棟		電 気	戸	
			世帯		ガ ス	戸	
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟		罹 災 世 帯 数	世帯		
		世帯		罹 災 者 数	人		
		人					
非住家	公 共 建 物		棟		火 災 発 生	建 物	件
	そ の 他		棟			危 険 物	件
						そ の 他	件

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県							
公 立 文 教 施 設	千円								市 町 村			
農 林 水 産 業 施 設	千円											
公 共 土 木 施 設	千円				災 害 適 救 用 市 法 助 町 名 村	計 体						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円											
小 計	千円											
公共施設被害市町村数	団体											
そ の 他	農 業 被 害	千円										
	林 業 被 害	千円										
	畜 産 被 害	千円										
	水 産 被 害	千円										
	商 工 被 害	千円										
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人							
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人							
備 考	災害発生場所											
	災害発生年月日											
災害の種類・概況												
応急対策の状況												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 												

※1 被害額は、省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

広 報 文 集

西東京市広報文集

広報 時期	記 号	項 目	手 段
予 知 期	予-1	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）	同報無線・広報車
	予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）	〃
	予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）	〃
	予-4	崖崩れ危険地区市民への避難広報	〃
	予-5	混乱防止の広報	〃
	予-6	防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請	〃
	予-7	学校、幼稚園などの対応状況広報	〃
	予-8	道路・交通情報	〃
	予-9	交通機関の運行状況	〃
	予-10	電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項	〃
	予-11	地震発生時の心得	〃
	予-12	学校、幼稚園などの対応状況	〃
	予-13	医療機関の対応	〃
	予-14	防災機関の対応と市民への呼びかけ	同 報 無 線
発 災 時	発-1	地震発生時の放送	〃
	発-2	地震情報	〃
	発-3	地震時の一般的注意	同報無線・広報車
	発-4	防災市民組織への活動要請	〃
	発-5	火災地区市民への避難誘導広報	〃
	発-6	水災地区市民への避難誘導広報	〃
	発-7	避難時の注意事項	〃
	発-8	幼稚園児、児童、生徒等の安否	〃
	発-9	混乱防止の呼びかけ	〃
	発-10	交通規制	〃
	発-11	交通機関の運行状況	〃

広報時期	記号	項目	手段
発災時	発-12	被害状況等の速報	同報無線・広報車
	発-13	災害情報（1）	同報無線
	発-14	災害情報（2）	同報無線
	発-15	避難所等の開設状況	同報無線・広報車
	発-16	被災者の救護状況	〃
	発-17	応急給水の連絡広報	〃
復旧時	復-1	飲料水、食糧等の供給状況	〃
	復-2	市民の安否情報	〃
	復-3	電気の復旧状況	〃
	復-4	ガスの復旧状況	〃
	復-5	水道の復旧状況	〃
	復-6	電話の復旧状況	〃
	復-7	道路の復旧状況	〃
	復-8	バスの運行状況	〃
	復-9	ゴミ、し尿の収集状況	〃
	復-10	防犯、防火の広報	〃
	復-11	防疫、保健衛生の広報	〃
	復-12	相談所の開設状況	〃
庁内予知時	庁-予-1	南海トラフ地震臨時情報等の発表と災害対策本部設置の連絡	庁内放送
	庁-予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置	〃
	庁-予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の来庁者への連絡	〃
庁内発災時	庁-発-1	地震時の初動措置	〃
	庁-発-2	地震情報	〃

予-1 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）

（同報無線）

サイレンー45秒ー15秒（3回）

こちらは、西東京市災害対策本部です。

ただいま、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。

万一に備え、市民のみなさんは、先ず、火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行ってください。

また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などの広報に十分注意し、落ち着いて行動してください。

（広報車）

こちらは、西東京市の広報車です。

本日、□□時□□分、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。

市民の皆さん！テレビ、ラジオの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

予-2 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）

（同報無線）

西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。現在、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。

市民の皆さんは、先ず、火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行ってください。

また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。

（繰り返し放送）

（広報車）

こちらは、西東京市の広報車です。

現在、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。

市民の皆さん！

（本文、同報無線に同じ）

予-3 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）

（同報無線）

西東京市災害対策本部から各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせします。

- テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意しデマなどにまどわされないようにしましょう。
 - 地震が起きた時、各家庭で誰が何をするか、役割分担を決めておきましょう。
 - 火はできるかぎり使わないようにしましょう。
 - ケガをしないよう本棚や倒れ易い家具などは柱や壁などに固定しておきましょう。
 - 万一の場合に備えて、出口を確保しておきましょう。
 - 幼児、高齢者の方を安全な部屋に移すなど、安全確保に努めましょう。
 - 飲料水、食糧品、医薬品など非常持ち出し品を確かめましょう。
 - 身軽で、安全な服装に着替えておきましょう。
 - 電話や自動車の使用は、自粛しましょう。
 - 買い急ぎ、不要な預（貯）金の引き出しをしないようにしましょう。
- 以上の事項に注意し、冷静に行動してください。

（広報車）

こちらは、西東京市の広報車です。

（本文、同報無線に同じ）

※「南海トラフ地震関連解説情報」が発表された場合は、予-1から予-3に準じた広報を実施する。

予ー4 崖崩れ危険地区市民への避難広報

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

□□地区は、地震の発生に伴い崖崩れが起こる危険があります。市民の皆さんは、直ちに□□へ避難してください。

なお、避難にあたっては、火の元、戸締まりを確認し、警察官などの指示に従い、落ち着いて行動してください。

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

予ー5 混乱防止の広報

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

現在市内の一部の地域で……との情報が流れていますが、そのような事実はありません。市民の皆さん！

テレビ、ラジオや市役所からの正しい情報にもとづいて冷静に行動してください。

決してデマや無責任なうわさにまどわされないようにしてください。

(繰り返し放送)

(駅の混乱防止)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

現在、□□駅・□□駅周辺は大変混雑しております。

□□駅では、入場制限(階段止め、改札止め)を行っておりますので、しばらく利用を見合わせてください。

なお、近距離通勤者の方は歩いて帰ってください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

市民の皆さん！

(本文、同報無線に同じ)

予ー6 防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

防災市民組織、リーダーの皆さんにお願いします。

市民の方々と協力して、防火水槽や消火器具の点検、情報の連絡などの防災活動にあたってください。

また、事務所や事業所の皆さんも利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを実施してください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

予ー7 道路・交通情報

(同報無線)

西東京市災害対策本部から道路・交通情報についてお知らせします。

市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されています。

また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しています(通行できません。)

ドライバーの皆さんは、時速20km以下で安全運転を行いカーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されております。

また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しております。

ドライバーの皆さんは時速20km以下で安全運転を行い、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。

予ー8 交通機関の運行状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、西武鉄道は地震の発生に備え、スピードを落として運転しています。

(また、□□駅から□□駅区間は運休していますので) これらの方面に向かう方は注意してください。

また、市内を走るバス、タクシーは時速20km以下で運行しています。

なお、□□駅、□□駅周辺は混雑が予想されますので、各事業所においては、時差退社をお願いします。

また、近距離通勤者の方は、歩いて帰宅してください。

以上、交通機関の運行状況についてお知らせしました。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

予-9 電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項

(同報無線)

西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。

現在、市内の電気、ガス、水道は、それぞれ平常どおり供給を続けています。

市民の皆さんは

- 万一に備え、火の始末をし、ガスの元栓を必ず閉めましょう（また、プロパンガス・ボンベもしっかり固定しておきましょう。）。
 - 地震が発生したときは、ガスの供給を停止する場合がありますので、ガス会社から連絡があるまではガスを使わないでください。
 - 電気器具のコンセントは抜いておきましょう。
 - そしてヤカンやバケツ、風呂などに水を汲んでおきましょう。
- また、現在、市内の電話は非常にかかりにくくなっております。
市民の皆さん、電話の使用は差し控えてください。
緊急の場合は、公衆電話をご利用ください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

予-10 地震発生時の心得

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

市民の皆さんに、実際に地震がおきた場合の心得についてお知らせします。

○地震がおきたらまず身の安全です。

あわてて外に飛び出すのは危険です。丈夫なテーブルや机などの下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。

また、繁華街やビル街では、看板やガラスの破片などが落ちてきて危険です。

最寄りの丈夫な建物に飛び込みましょう。

また、地震がおさまっても、すぐに外に出るのは危険です。

ブロック塀などのそばからも急いで離れてください。

○もし火が出たら小さなうちに消すことが大切です。大声で隣り近所に声をかけ合い、みんなで協力して消火につとめてください。

○地震時にはデマなどにまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。

以上、地震時の心得についてお知らせしました。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

市民の皆さん！

○地震が起きてもあわてて外に飛び出さないようにしましょう。丈夫なテーブルや机の下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。

○もし、火が出たら小さいうちに消し止めてください。

○また、デマなどにまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。

(本文、同報無線に同じ)

予-11 学校、幼稚園などの対応状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から各学校の対応状況についてお知らせします。
現在、西東京市内の保育園、幼稚園、小学校は授業を中止し、園児や児童の引き渡しをしています。

保護者の皆さんはただちに、園児、児童を引き取りに行ってください。
また、中学生・高校生については、帰宅経路などを確認して帰宅させています。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
市民の皆さん！

(本文、同報無線に同じ)

予-12 医療機関の対応

(同報無線)

西東京市災害対策本部から医療機関の対応についてお知らせします。
現在、市内のほとんどの病院、診療所は平常どおり診療を行っております。
なお、地震が発生した場合、病院、診療所は混乱することが予想されますので、緊急以外の方は、できるだけ診察をご配慮ください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
市民の皆さん！

(本文、同報無線に同じ)

予-13 防災機関の対応と市民への呼びかけ

(同報無線)

西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお知らせします。
西東京市においては注意情報が出されると同時に「災害対策本部」を設置しました。
また、警察、消防など各防災機関も、地震の発生に備えて警戒態勢をとっています。
市民の皆さんは、家庭や職場で火の始末や水のくみおきをするなど地震の発生に備えてください。

(繰り返し放送)

発-1 地震発生時の放送

(同報無線)

こちらは西東京市災害対策本部です。
ただいま大きな地震がありました。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
落ち着いて身の安全を確保しましょう。
テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

(繰り返し放送)

発-2 地震情報

(同報無線)

西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせします。
先程の地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□kmと推定されます。
東京の震度は□□で、地震の規模はマグニチュード□□でした。
今後も、テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

(繰り返し放送)

発一 3 地震時の一般的注意

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

○市民の皆さん、もう一度火の元を確認してください。

ガスの元栓は締めましたか。もし火が出たら隣り近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。

○まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。

○看板やガラスの破片が落ちたりブロック塀などが倒れることがありますので注意しましょう。

引き続き、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発一 4 防災市民組織への活動要請

(同報無線)

こちらは西東京市災害対策本部です。

ただいまの地震により、市内の各地で被害が発生している模様です。

防災市民組織の役員、リーダーの皆さんは、それぞれの役割に従って直ちに活動を開始してください。

また、市民の皆さんも、自分達のまちを守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発一 5 火災地区市民への避難誘導広報

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

現在、□□地域の火災は□□方面へ燃え広がっております。

(燃え広がる危険があります。)

□□地域の市民の方は直ちに□□へ(□□方向へ)避難してください。

なお、現場に警察官、消防職員、市役所職員などがいる場合は、その指示に従ってください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発一 6 水災地区市民への避難誘導広報

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

□□地域一帯は、□□川の□□付近が決壊し、浸水しています。

(浸水のおそれがあります。)

□□地域の市民の方々は直ちに□□(安全な場所)に避難してください。

なお、現場に警察官、消防職員、市役所職員などのいる場合は、その指示に従ってください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発一 7 避難時の注意事項

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

現在、□□地域に避難勧告が出ています。

○市民の皆さん！車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。

○避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持ち物は非常持ち出し品など最少に止めましょう。

○お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。

○現場の警察官、消防職員、市役所職員などの指示に従って落ち着いて避難してください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発一 8 幼稚園児、児童、生徒等の安否

(同報無線)

西東京市災害対策本部から市立学校の幼児・児童・生徒の安否についてお知らせします。

○市内の保育園、小・中学校の園児・児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。

なお幼児・児童・生徒などは、全員各学校で保護しています。

○ □□幼稚園、□□小学校の幼児・児童は全員、無事に□□へ避難しています。

○ □□小学校、□□中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。

児童・生徒は、全員、元気で校庭(□□)に待機しています。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発一 9 混乱防止の呼びかけ

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。
余震が続いておりますが、先程のような強いゆれはもうありません。
市民の皆さん！まず落ち着いてください。
いたずらに不安がったり自分勝手な行動は、混乱を招きかえって危険です。
市や警察署、消防署の指示に従って冷静に行動してください。
またデマなどにまどわされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。
(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
(本文、同報無線に同じ)

発一10 交通規制

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。
ドライバーの皆さんにお伝えします。地震のため市内の道路はたいへん混乱しています。
警視庁では全面交通規制を行っています。
車は、すぐ、道路の左側に止め、鍵をつけたままにしてください。
現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。
ご協力をお願いします。
(繰り返し放送)

(広報車)

現在、市内の道路は全て車の通行は禁止されております。
市民の皆さん！車は使用しないでください。
(繰り返し放送)

発-11 交通機関の運行状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、市内の西武鉄道は全てストップしています。
交通機関では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっていません。
今後の運転の見通しについては、テレビやラジオの情報に注意してください。
(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
(本文、同報無線に同じ)

発-12 被害状況等の速報

(同報無線)

- 西東京市災害対策本部からこれまでにわかった被害状況についてお知らせします。
- □□町付近で火災が発生し、□□戸が焼失し、現在も延焼中です。
 - 道路陥没（崖崩れ）のため、□□通りの□□付近、□□街道の□□付近は通行できません。また、□□通りも□□川の□□橋が損壊して通行ができません。
 - □□の堤防（護岸）が決壊し、□□地区は浸水しています（おそれがあります。）。
 - □□付近はガスもれ（□□）のため危険ですから近づかないでください。
 - 現在、西東京市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しはまだ立っていません。
(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
(本文、同報無線に同じ)

発-13 災害情報(1)

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

現在までにわかった市内の被害状況の概要についてお知らせします。

死 者	□□人
行方不明	□□人
重 傷 者	□□人
軽 傷 者	□□人
全 壊 家 屋	□□棟
半 壊 家 屋	□□棟
火 災	□□件のうち□□件鎮火

(繰り返し放送)

発-14 災害情報(2)

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。

□□時□□分現在、災害対策本部に入った、市内各地の被害状況をお伝えします。

□ □ 地 域

町名

() () 丁目 () 番地 ()

目標

() 付近で (種別 (例) ……) の状況は (状況 (例) ……) です。

種別 (例)	状況	
1 火災発生	1 () 方向に延焼中	
2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない	
3 地割れ	3 死 者 () 人	
4 崖崩れ	4 行方不明 () 人	
5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人	
6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人	
7 煙突倒壊	7 家 屋 () 棟	全 壊
8 ビル倒壊	ビ ル	半 壊
9 家屋倒壊		全 焼
10 電柱倒壊		半 焼
11 看板落下	8 復旧作業中	
12 窓ガラス落下	9 () 時頃復旧の見込み	
13 ビル外壁落下		
14 ビル構造物落下		

発一15 避難所等の開設状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。

西東京市では被災された方々のために、□□小学校、□□小学校、□□中学校……、(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたのでご利用ください。

なお、ケガをされた方々のために、□□□に医療救護所を開設しています。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発一16 被災者の救護状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から被害を受けた方々の避難先などについてお知らせします。

被害の大きかった□□町の方々は□□避難所に、また、□□町・□□町の方々は、□□避難所にそれぞれ収容されています。

また、亡くなった方々は□□□にご遺体が安置されています。

なお、ケガをされた方々は、□□小学校の避難所や□□病院に収容されています。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

発-17 応急給水の連絡広報

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。
現在、市内全域(□□町、□□町一帯)は地震のため断水しております。
西東京市では、□□公園(□□浄水所、□□給水所)において飲み水を配っておりますので
ご利用ください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
(本文、同報無線に同じ)

復-1 飲料水、食糧等の供給状況

(同報無線)

こちらは、西東京市災害対策本部です。
断水している地域の方々のために現在□□公園□□において飲み水を配っておりますので
ご利用ください。

また、□□小学校、□□中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、
毛布などをお配りしています。ご利用ください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
(本文、同報無線に同じ)

復－２ 市民の安否情報

(同報無線)

西東京市災害対策本部から、今回の地震で亡くなられた方（やケガをされた方）の収容先についてお知らせします。

亡くなられた方の遺体は、□□□に安置されています。

遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。

なお、ケガをされた方は、□□病院、□□病院……に収容されています。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復－３ 電気の復旧状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から電気の復旧状況についてお知らせします。

現在、市内全域（□□町、□□地区一帯）が停電していますが、□□地区、□□地区については□□日頃、また□□地区については□□日頃には復旧する見込みです。

(繰り返し放送)

以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復-4 ガスの復旧状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部からガスの復旧状況についてお知らせします。

現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、□□地区□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃には復旧工事が完了する見込みです。

なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒、一軒安全を確認してから供給しますのでそれまでは絶対に使用しないでください。

(繰り返し放送)

以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復-5 水道の復旧状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から水道の復旧状況についてお知らせします。

現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で断水していますが、□□地区、□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃に復旧する見込みです。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復-6 電話の復旧状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から電話の復旧状況についてお知らせします。
現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で電話が不通になっています。
復旧までにはあと□□日程度かかる見込みです。
なお、電話が不通の地域については、□□避難所、□□小(中)学校、□□……に臨時
電話を設置していますのでご利用ください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復-7 道路の復旧状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部から道路の復旧状況についてお知らせします。
現在、□□通り……は道路損壊などのため、一般車両の通行が禁止されています。
このうち、□□通りについては□□日頃、また□□通りについては□□日頃には開通の見
込みです。

なお、ドライバーの皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心が
けてください。

(繰り返し放送)

以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復－８ バスの運行状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部からバスの運行状況についてお知らせします。
現在市内を運行しているバスは
□□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き、
また、□□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き……です。
その他の路線では運転の再開見通しは立っていません。
(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
(本文、同報無線に同じ)

復－９ ゴミ、し尿の収集状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部からゴミ（し尿）の収集についてお知らせします。
ゴミ（し尿）については、□□地区については□□日頃、また、□□地区については□□日
頃に収集作業が開始される予定です。
(繰り返し放送)

以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。
(本文、同報無線に同じ)

復-10 防犯、防火の広報

(同報無線)

西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いいたします。
現在、田無警察署、西東京消防署ではパトロールを強化し、防犯、防火に努めております。
市民の皆さんの外出はなるべく控えましょう。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復-11 防疫、保健衛生の広報

(同報無線)

西東京市災害対策本部からお知らせします。
市民の皆さん！食中毒や伝染病にかからないよう飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。

また、熱が出たり下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

復-12 相談所の開設状況

(同報無線)

西東京市災害対策本部からお知らせします。

西東京市では、震災により被害を受けた方々のために□□日より、□□や□□において、相談所を開設しますのでご利用ください。

なお、相談時間は□□時から□□時までです。

(繰り返し放送)

以上、西東京市からお知らせしました。

(広報車)

こちらは、西東京市の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

序-予-1 南海トラフ地震臨時情報等の発表と災害対策本部設置の連絡

(庁内放送)

危機管理課から職員の皆さんにお知らせします。

本日□□時□□分、地震観測データに異常な変化があったため、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。

西東京市は災害対策本部を設置し、震災非常配備態勢を発令しました。

各災害対策本部員と所定の職員の方は、至急、□□に集合してください。

職員の皆さんは、テレビ、ラジオの報道や庁内放送に十分注意し、上司の指示に従って落ち着いて行動してください。

(繰り返し放送)

序一予一 2 南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置

(庁内放送)

災害対策本部から職員の皆さんにお知らせします。

現在、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。

職員の皆さんは落ち着いて、次の安全対策を行ってください。

- まず、火はできるかぎり使わないでください。やむをえず使用する場合は、すぐ消せるようにその場を離れないでください。
- ロッカー、戸棚などは倒れないように固定し、重い物は下におろしてください。また万一に備え脱出口を確保しておいてください。
- 窓ガラスなどは飛び散らないようガムテープを貼ってください。
- バケツやヤカンなどに水を汲んでおいてください。
- 消火器など消防設備の点検をしてください。
- 重要書類など非常持ち出し品の確認をしてください。

万一地震が発生した場合、あわてないで近くの机の下などに身をかくすなど、まず身の安全を図ってください。

総務部では、自衛消防隊を設置しました。

(繰り返し放送)

序一予一 3 南海トラフ地震臨時情報等発表時の来庁者への連絡

(庁内放送)

西東京市から、庁舎に来ておられる市民の皆さんにお知らせします。

ただいま、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。

なお、この臨時情報は南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合などに発表されるものです。

市民の皆さんは、職員の指示に従って落ち着いて行動してください。

(繰り返し放送)

以上、西東京市からお知らせしました。

庁一発一 地震時の初動措置

(庁内放送)

※〔地震発生後、ゆれがおさまった段階で〕

ただいま東京地方に大きな地震がありました。

庁内自衛消防隊並びにその他の職員の皆さん

○声をかけあって、まず、ガスの元栓など火の元を点検してください。

○庁舎に来ている方々を安全なところへ案内、誘導してください。

また、まわりにケガをした人がいたら応急手当をしましょう。

○倒れかかったロッカーや飛び散ったガラスなどは危険ですから片付けてください。

○電話の受話器がはずれている場合は、そぐ元に戻しておきましょう。

○不要、不急の電話やエレベーターは使用しないでください。

なお、各部は被害状況をとりとまとめ、至急災害対策本部へ報告してください。

今後、職員の皆さんは、テレビ、ラジオのニュースや庁内放送に十分注意し、上司の指示に従って落ち着いて行動してください。

庁一発二 地震情報

(庁内放送)

西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせします。

気象庁の発表によりますと、先ほどの地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□kmと推定されます。

各地の震度は東京□□……

地震の規模は、マグニチュード□□でした。

以上、西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせしました。

(繰り返し放送)

西東京市地域防災計画

—資料編—

(案)

令和3年●月修正

編集発行 西東京市防災会議
事務局 西東京市総務部危機管理課
東京都西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-464-1311 (代)